





目次	担当課(室)	目次	担当課(室)
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例</li> <li>○ 老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例</li> <li>○ 老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例</li> <li>○ 介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例</li> <li>○ 介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例</li> <li>○ 介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等を定める条例の一部を改正する条例</li> <li>○ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例</li> <li>○ 岡山県子ども・福祉関係手数料徴収条例</li> </ul>	<p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ の一部を改正する条例</li> <li>○ 岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館条例の一部を改正する条例</li> <li>○ 社会福祉法に基づく女性自立支援施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例</li> <li>○ 児童福祉法に基づく一時保護施設の設備及び運営の基準を定める条例</li> <li>○ 岡山県総合展示場コンベックス岡山条例の一部を改正する条例</li> <li>○ 岡山県工業振興特別基金条例を廃止する条例</li> <li>○ 岡山県工業技術センター手数料等徴収条例の一部を改正する条例</li> <li>○ 岡山県岡山セラミックスセンター条例の一部を改正する条例</li> <li>○ 岡山県テクノサポート岡山条例の一部を改正する条例</li> <li>○ 岡山県計量法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例</li> <li>○ 岡山県岡山リサーチパークインキュベーションセンター条例の一部を改正する条例</li> <li>○ 岡山県立職業能力開発校条例の一部を改正する条例</li> <li>○ 岡山県農林水産総合センター条例の一部</li> </ul>	<p>長寿社会課</p> <p>地域福祉課</p> <p>〃</p> <p>子ども家庭課</p> <p>企業誘致・投資促進課</p> <p>〃</p> <p>産業振興課</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>農政企画課</p> <p>労働雇用政策課</p>

目次	担当課(室)	目次	担当課(室)
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 岡山県立青少年農林文化センター三徳園を改正する条例</li> <li>○ 岡山県立青少年農林文化センター三徳園条例の一部を改正する条例</li> <li>○ 岡山県農林水産関係手数料徴収条例の一部を改正する条例</li> <li>○ 岡山県営と畜場条例の一部を改正する条例</li> <li>○ 岡山県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例</li> <li>○ 岡山県営食肉地方卸売市場条例の一部を改正する条例</li> <li>○ 岡山県畜産関係講習手数料徴収条例の一部を改正する条例</li> <li>○ 岡山県児島湖面における船舶の放置等の防止に関する条例</li> <li>○ 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例</li> <li>○ 岡山県漁港管理条例の一部を改正する条例</li> <li>○ 岡山県普通海域管理条例の一部を改正する条例</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農産課</li> <li>〃</li> <li>畜産課</li> <li>治山課</li> <li>水産課</li> <li>畜産課</li> <li>〃</li> <li>〃</li> <li>〃</li> <li>〃</li> <li>耕地課</li> <li>〃</li> <li>農村振興課</li> <li>〃</li> <li>水産課</li> <li>〃</li> <li>監理課</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 岡山県土木関係手数料徴収条例等の一部を改正する条例</li> <li>○ 岡山県港湾施設管理及び利用条例の一部を改正する条例</li> <li>○ 岡山県牛窓ヨットハーバー条例の一部を改正する条例</li> <li>○ 岡山県港湾区域占用料等徴収条例の一部を改正する条例</li> <li>○ 岡山県屋外広告物条例の一部を改正する条例</li> <li>○ 岡山県立都市公園条例の一部を改正する条例</li> <li>○ 岡山県営住宅条例の一部を改正する条例</li> <li>○ 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例</li> <li>○ 岡山県立学校施設使用料徴収条例の一部を改正する条例</li> <li>○ 岡山県渋川青年の家条例の一部を改正する条例</li> <li>○ 岡山県青少年教育センター閑谷学校条例の一部を改正する条例</li> <li>○ 岡山県立博物館条例の一部を改正する条例</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>〃</li> <li>河川課</li> <li>建築指導課</li> <li>住宅課</li> <li>港湾課</li> <li>〃</li> <li>〃</li> <li>〃</li> <li>〃</li> <li>〃</li> <li>〃</li> <li>住宅課</li> <li>〃</li> <li>教育委員会</li> <li>〃</li> <li>〃</li> <li>〃</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"><li>○ 岡山県生涯学習センター条例の一部を改正する条例</li><li>○ 岡山県教育関係手数料徴収条例の一部を改正する条例</li><li>○ 岡山県立図書館条例の一部を改正する条例</li><li>○ 岡山県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例</li><li>○ 岡山県子ども食堂応援基金条例</li></ul> <p style="text-align: center;">【解説】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 公布した条例の解説</li></ul>	目次
<ul style="list-style-type: none"><li>〃</li><li>〃</li><li>〃</li><li>警察本部</li><li>子ども家庭課</li><li>総務学事課</li></ul>	担当課（室）
	目次
	担当課（室）

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和七年三月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第一号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(岡山県統計調査条例等の一部改正)

第一条 次に掲げる条例の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

一 岡山県統計調査条例(昭和三十一年岡山県条例第七号)第十四条第一項及び第十五条

二 岡山県行政不服等審査会条例(平成二十八年岡山県条例第二号)第九条

三 個人情報保護の保護に関する法律施行条例(令和四年岡山県条例第五十号)附則第四項及び第五項

四 岡山県土保全条例(昭和四十八年岡山県条例第三十五号)第十八条第一項

五 浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例(昭和六十年岡山県条例第二十五号)第十九条

六 岡山県自然保護条例(昭和四十六年岡山県条例第六十三号)第四十一条及び第四十二条

七 岡山県立自然公園条例(昭和四十八年岡山県条例第三十四号)第四十六条及び第四十七条

八 岡山県希少野生動植物保護条例(平成十五年岡山県条例第六十四号)第三十七条及び第三十八

条

九 岡山県ふぐ処理等規制条例(平成二十七年岡山県条例第五十七号)第二十一条及び第二十二

十 岡山県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例(平成二十七年岡山県条例第十七号)第二

十条及び第二十一条

十一 岡山県青少年健全育成条例(昭和五十二年岡山県条例第二十九号)第三十五条第一項から第

四項まで

十二 岡山県屋外広告物条例(昭和四十一年岡山県条例第二十九号)第二十三条

十三 岡山県金属くず取扱業条例(昭和三十二年岡山県条例第三十二号)第十五条

十四 岡山県迷惑行為防止条例(昭和三十八年岡山県条例第四十号)第十三条、第十四条、第十五

条第二項及び第十六条第二項

十五 拡声機等による暴騒音規制条例(昭和五十九年岡山県条例第十四号)第十一条

十六 岡山県暴力団排除条例(平成二十二年岡山県条例第五十七号)第二十五条

(岡山県吏員恩給条例の一部改正)

第二条 岡山県吏員恩給条例(昭和二十五年岡山県条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「の二」を「のいずれか」に改め、同項第二号中「懲役若しくは禁この刑」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「因り、禁こ」を「より、拘禁刑」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「因つて」を「よつて」に改める。

第二十五条中「左に」を「次に」に改め、同条第三号中「禁こ」を「拘禁刑」に改める。

第四十二条の二中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項に定めるもののほか、刑法(明治四十年法律第四十五号)第二十七条第二項又は第二十七

条の七第二項の公訴の提起がされた場合における普通恩給の停止については、恩給法第五十八条の二の規定による恩給の停止の例による。

第五十八条第一項中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「禁こ」を「拘禁刑」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前二項に定めるもののほか、刑法第二十七条第二項又は第二十七条の七第二項の公訴の提起がされた場合における扶助料の停止については、恩給法第七十七条の規定による扶助料の停止の例による。

第六十五条中「外」を「ほか」に改め、「(大正十二年法律第四十八号)」を削る。

(岡山県職員給与条例の一部改正)

第三条 岡山県職員給与条例(昭和二十六年岡山県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

第十九条の二第三号中「一箇月」を「一月」に、「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第四号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第十九条の三第一項第一号及び第五項第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(岡山県職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第四条 岡山県職員の退職手当に関する条例(昭和二十九年岡山県条例第八号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第一号及び第五項第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第十四条の見出し、同条第一項第一号、第十五条第一項第一号及び第十七条第四項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(職員の分限に関する条例の一部改正)

第五条 職員の分限に関する条例(昭和四十六年岡山県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「禁錮以上の刑」を「拘禁刑」に改める。

(岡山県環境への負荷の低減に関する条例の一部改正)

第六条 岡山県環境への負荷の低減に関する条例(平成十三年岡山県条例第七十六号)の一部を次のように改正する。

第二百十条及び第二百十一条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二百二十二条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二百二十三条及び第二百二十四条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(岡山県福祉年金条例の一部改正)

第七条 岡山県福祉年金条例(昭和三十四年岡山県条例第五十五号)の一部を次のように改正する。

第八条中「の一」を「のいずれか」に改め、同条第二号を同条第三号とし、同条第一号中「禁錮以上の刑」を「拘禁刑」に改め、同号を同条第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 死刑に処せられたとき。

(岡山県心身障害者扶養共済制度条例の一部改正)



第八条 岡山県心身障害者扶養共済制度条例（昭和四十五年岡山県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条中第三号を第四号とし、同条第二号中「懲役又は禁固の刑」を「拘禁刑」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 死刑の言渡しを受けて刑事施設に拘留されているとき。

（岡山県砂防指定地等管理条例の一部改正）

第九条 岡山県砂防指定地等管理条例（平成十四年岡山県条例第七十六号）の一部を次のように改正する。

第十三条中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（罰則の適用等に関する経過措置）

第十条 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号。以下「刑法等一部改正法」という。）第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下この項において「旧刑法」という。）第十二条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第十三条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、又は旧刑法第十六条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

第十一条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

（岡山県職員給与条例の一部改正に伴う経過措置）

第十二条 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）並びにこの条例（以下「刑法等一部改正法等」という。）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第三条の規定による改正後の岡山県職員給与条例第十九条の三第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第五項（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（岡山県職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第十三条 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪



につき起訴をされた者は、第四条の規定による改正後の岡山県職員の退職手当に関する条例第十三条第一項及び第五項、第十四条第一項（第一号に係る部分に限る。）並びに第十七条第四項並びに岡山県職員の退職手当に関する条例第十七条第三項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

附 則

この条例は、令和七年六月一日から施行する。

岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十一日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県条例第二号

岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例

（岡山県職員給与条例の一部改正）

第一条 岡山県職員給与条例（昭和二十六年岡山県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「単身赴任手当」の下に「、在宅勤務等手当」を加える。

第四条第六項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその等級が七級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその等級がこれに相当するものとして」を削り、同条第七項を次のように改める。

7 次の各号に掲げる職員の第五項の規定による昇給は、同項前段に規定する期間における当該職員の勤務成績が極めて良好又は特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

一 五十五歳（行政職給料表の適用を受ける医師又は歯科医師である職員（人事委員会規則で定める職員に限る。）及び医療職給料表<sup>(一)</sup>の適用を受ける職員にあつては、五十七歳）に達した日以後の最初の三月三十一日を超えて在職する職員（次号に掲げる職員を除く。）

二 行政職給料表の適用を受ける職員でその等級が八級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその等級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員

第九条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（扶養手当）」を付し、同条第一項ただし書中「次項第一号及び第三号から第六号まで」を「次項第二号から第五号まで」に改め、「及び次条」、「配偶者、」及び「（同条において「行政職九級職員等」という。）」を削り、同条第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同条第三項中「扶養親族である配偶者、」を「前項第一号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族である子」という。）について一人につき一万三千円、扶養親族である」に改め、「（次条第三項において「行政職八級職員等」という。）」及び「、前項第二号に該当する扶養親族（次項及び同条において「扶養親族である子」という。）」については一人につき一百万円」を削り、同条第四項中「（以下「特定期間」とい

う。」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条に次の一項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に關し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第十条を次のように改める。

#### 第十条 削除

第十条の二第二項第三号中「百分の十五」を「百分の十二」に改め、同項第四号中「百分の十二」を「百分の八」に改め、同項第五号中「百分の十」を「百分の四」に改め、同項第六号及び第七号を削る。

第十条の六第一項第二号中「配偶者」の下に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。)」を加える。

第十一条第一項第一号中「次項」を「第五項」に改め、同条第二項第一号中「以下この項及び次項」を「次項及び第五項」に、「いう。」を「いう。」に改め、同号ただし書を削り、同項第二号中「額(」を「額(第十一条の三第一項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員、」に、「又は短時間勤務職員のうち、」を「及び短時間勤務職員(」に改め、「定める職員」の下に「に限る。)」を加え、同項第三号中「(一箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が六万四千円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、当該合計額と六万四千円との差額の二分の一を六万四千円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)」を削り、同条第三項中「(でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの)」を削り、同条第四項中「岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和二十九年岡山県条例第七十三号)の適用を受ける職員、国家公務員、職員以外の地方公務員、沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち人事委員会規則で定めるもの)に使用される者、一般地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第八条第一項第五号に規定する一般地方独立行政法人をいう。)の職員又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十四年岡山県条例第九号)第三条第一号に規定する派遣職員(同条例第四条の規定により給与の支給を受ける者を除く。若しくは同条例第十一条第一号に規定する退職派遣者であつた者(次条第三項及び第十三条の三第二項において「岡山県公営企業職員等」という。)から引き続き」を「新たに」に改め、「(でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの)」を削り、同条第五項を次のように改める。

5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が二以上ある場合においては、その合計額)及び第二項第二号に定める額をその支給単位期間の月数で除して得た額の合計額が十五万円を超える職員の通勤手当の額は、前三項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、十五万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第十一条の二第三項中「岡山県公営企業職員等から引き続き」を「新たに」に、「なり、これ」

を「なつたこと」に改め、「(任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。)」を削り、同条の次に次の一条を加える。

(在宅勤務等手当)

第十一条の三 住居その他これに準ずるものとして人事委員会規則で定める場所において、正規の勤務時間(休暇により勤務しない時間その他人事委員会規則で定める時間を除く。)の全部を勤務することを、人事委員会規則で定める期間以上の期間について一箇月当たり平均十日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

2 在宅勤務等手当の月額は、三千円とする。

3 前二項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第十三条の三第二項中「岡山県公営企業職員等」を「岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和二十九年岡山県条例第七十三号)の適用を受ける職員、国家公務員、職員以外の地方公務員、沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち人事委員会規則で定めるものを使用される者、一般地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第八条第一項第五号に規定する一般地方独立行政法人をいう。)の職員又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十四年岡山県条例第九号)第三条第一号に規定する派遣職員(同条例第四条の規定により給与の支給を受ける者を除く。)若しくは同条例第十一条第一号に規定する退職派遣者であつた者」に改める。

第十八条の三第二項中「から第十条まで、第十条の三、第十条の四、第十条の六、第十二条、第十三条の二、第十三条の三」を「、第九条」に改める。

第十八条の四第一項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第二項中「週休日等以外の日の前零時から」を「午後十時から翌日の」に、「の間」を「の間(週休日等に含まれる時間を除く。)」に、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第三項中「に定める額」の下に「(前二項に規定する勤務に従事する時間を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした職員にあつてはその額に百分の百五十を乗じて得た額)」を加え、同項第一号中「(当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則で定める勤務にあつては、その額に百分の百五十を乗じて得た額)」を削る。

別表第一から別表第五までを次のように改める。

# 令和7年3月21日 岡山県公報 号外

別表第一 行政職給料表（第一条関係）

職員の区分	等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	189,400	236,300	271,800	305,300	327,800	361,700	414,800	464,800	516,700
	2	190,500	237,800	272,800	306,800	329,600	363,400	416,700	470,300	523,600
	3	191,700	239,300	273,800	308,300	331,400	365,000	418,600	475,300	528,800
	4	192,800	240,700	274,800	309,700	333,100	366,600	420,400	480,000	533,100
	5	194,000	242,200	275,800	311,100	334,800	368,200	422,200	484,000	536,600
	6	195,700	243,700	276,800	312,200	336,500	370,000	424,000	487,500	539,900
	7	197,300	245,200	277,800	313,200	338,200	371,500	425,800	490,500	542,900
	8	198,900	246,700	278,800	314,400	339,900	373,100	427,600	493,000	545,400
	9	200,500	248,100	279,800	315,600	341,500	374,500	429,200	495,000	547,400
	10	202,200	249,500	280,800	317,200	343,200	376,100	430,700		
	11	203,900	250,900	281,800	318,800	344,900	377,700	432,200		
	12	205,500	252,200	282,900	320,400	346,500	379,200	433,700		
	13	207,100	253,600	283,900	321,900	348,000	381,100	435,200		
	14	208,800	254,900	285,200	323,500	349,600	383,000	436,500		
	15	210,500	256,300	286,500	325,100	351,200	384,900	437,800		
	16	212,200	257,600	287,700	326,700	352,700	386,700	439,000		
	17	213,600	258,600	289,000	328,200	354,100	388,200	440,200		
	18	215,200	259,700	290,300	329,900	355,800	390,000	441,500		
	19	216,800	260,800	291,500	331,500	357,400	391,700	442,800		
	20	218,300	261,900	292,700	333,100	359,000	393,300	444,000		
	21	219,800	262,900	293,800	334,500	360,200	395,000	445,200		
	22	221,400	263,900	295,000	336,200	361,700	396,400	446,000		
	23	223,100	264,900	296,300	337,900	363,200	397,800	446,800		
	24	224,800	265,900	297,600	339,500	364,700	399,200	447,600		
	25	226,400	266,900	298,900	340,700	366,400	400,600	448,200		
	26	228,100	267,800	299,900	342,600	368,200	401,800	448,800		
	27	229,500	268,700	300,900	344,300	369,900	403,000	449,400		
	28	230,800	269,600	302,000	345,900	371,600	404,000	450,000		
	29	232,100	270,400	303,100	347,400	373,000	405,100	450,700		
	30	233,200	271,200	304,300	349,000	374,300	406,300	451,500		
	31	234,200	272,000	305,400	350,600	375,500	407,400	451,900		
	32	235,200	272,800	306,600	352,200	376,900	408,500	452,600		
	33	236,300	273,500	307,800	353,900	378,000	409,200	453,100		
	34	237,400	274,300	309,100	355,700	378,900	409,900	453,500		
	35	238,500	275,100	310,400	357,500	379,900	410,600	453,900		
	36	239,500	275,800	311,700	359,300	381,000	411,300	454,300		
	37	240,600	276,500	313,000	360,800	381,800	411,900	454,700		
	38	241,600	277,300	314,300	362,200	382,700	412,500	455,100		
	39	242,600	278,100	315,600	363,600	383,600	413,000	455,500		
	40	243,500	278,800	316,900	365,000	384,400	413,400	455,800		

# 令和7年3月21日 岡山県公報 号外

	41	244,300	279,500	318,200	366,500	385,200	413,800	456,100
	42	245,200	280,300	319,500	367,300	386,000	414,000	456,500
	43	245,900	281,100	320,800	368,300	386,800	414,300	456,800
	44	246,600	281,800	321,900	369,300	387,500	414,600	457,100
	45	247,300	282,500	322,800	370,200	388,200	414,900	457,400
	46	247,900	283,200	324,100	371,300	388,900	415,200	
	47	248,400	283,900	325,400	372,200	389,600	415,500	
	48	248,900	284,600	326,700	373,200	390,300	415,800	
	49	249,500	285,300	327,900	374,100	390,800	416,000	
	50	250,100	286,000	329,200	374,800	391,400	416,300	
	51	250,700	286,700	330,400	375,500	392,000	416,600	
	52	251,200	287,400	331,600	376,100	392,700	416,900	
	53	251,600	288,000	332,900	376,500	393,100	417,100	
	54	251,900	288,700	334,000	377,100	393,700	417,400	
	55	252,000	289,300	335,100	377,800	394,300	417,700	
	56	252,200	290,000	336,200	378,500	394,800	418,000	
	57	252,500	290,600	336,900	378,800	395,200	418,200	
	58	252,800	291,300	337,800	379,500	395,800	418,500	
	59	253,200	291,900	338,500	380,200	396,400	418,800	
	60	253,500	292,600	339,300	380,800	396,900	419,000	
定年再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	61	253,900	293,200	340,100	381,100	397,300	419,200	
	62	254,200	293,900	340,500	381,600	397,800	419,500	
	63	254,400	294,500	341,100	382,200	398,300	419,800	
	64	254,600	295,000	341,800	382,800	398,900	420,000	
	65	254,900	295,500	342,600	383,100	399,200	420,200	
	66	255,200	296,100	343,300	383,700	399,600	420,500	
	67	255,500	296,600	344,000	384,400	400,000	420,800	
	68	255,600	297,200	344,600	385,000	400,400	421,000	
	69	255,900	297,700	345,100	385,400	400,700	421,200	
	70	256,100	298,200	345,700	385,900	401,000	421,500	
	71	256,300	298,800	346,200	386,500	401,300	421,800	
	72	256,500	299,400	346,800	387,000	401,500	422,000	
	73	256,600	299,900	347,100	387,500	401,700	422,200	
	74	256,800	300,400	347,600	388,100	402,000		
	75	257,000	300,800	348,000	388,600	402,300		
	76	257,300	301,100	348,400	388,900	402,500		
	77	257,600	301,300	348,800	389,300	402,700		
	78	257,900	301,600	349,300	389,800	403,000		
79	258,200	301,800	349,800	390,200	403,300			
80	258,500	302,100	350,300	390,600	403,500			
81	258,800	302,300	350,600	391,000	403,700			
82	259,100	302,500	351,000	391,500	404,000			
83	259,400	302,800	351,400	391,900	404,300			
84	259,700	303,000	351,800	392,300	404,500			
85	260,000	303,300	352,100	392,600	404,700			
86	260,300	303,600	352,500					
87	260,600	303,900	352,900					
88	260,900	304,200	353,300					

# 令和7年3月21日 岡山県公報 号外

89	261,200	304,500	353,500						
90	261,500	304,800	353,900						
91	261,800	305,100	354,300						
92	262,100	305,500	354,700						
93	262,400	305,700	354,900						
94		305,900	355,300						
95		306,200	355,700						
96		306,600	356,000						
97		306,800	356,300						
98		307,100	356,700						
99		307,500	357,100						
100		307,900	357,500						
101		308,100	358,000						
102		308,400	358,400						
103		308,700	358,800						
104		309,000	359,200						
105		309,200	359,700						
106		309,500	360,100						
107		309,800	360,400						
108		310,100	360,700						
109		310,300	361,200						
110		310,700							
111		311,100							
112		311,400							
113		311,600							
114		311,800							
115		312,100							
116		312,500							
117		312,700							
118		312,900							
119		313,200							
120		313,500							
121		313,900							
122		314,100							
123		314,400							
124		314,700							
125		315,000							
定年前再 任用 短時 間勤 務職 員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	195,900	223,700	266,500	286,200	301,400	327,100	369,200	402,700	454,500

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。



# 令和7年3月21日 岡山県公報 号外

別表第二 公安職給料表（第一条関係）

職員の区分	等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	217,800	239,000	262,200	301,600	338,800	360,200	391,000	427,200	472,900
	2	220,200	241,200	264,200	302,600	340,300	361,900	392,700	428,800	479,100
	3	222,600	243,400	266,400	303,800	341,800	363,600	394,400	430,400	484,100
	4	225,000	245,600	268,600	304,800	343,300	365,200	396,100	431,900	488,400
	5	227,500	247,900	270,600	305,500	344,800	366,800	397,600	433,400	492,400
	6	229,900	249,900	271,900	306,400	346,200	368,500	399,200	435,000	495,900
	7	232,300	251,900	273,200	307,200	347,500	370,100	400,800	436,400	498,900
	8	234,500	253,700	274,500	307,900	348,800	371,700	402,400	437,800	501,400
	9	236,800	255,600	275,700	308,600	350,100	373,300	404,000	438,900	503,600
	10	238,900	257,300	277,000	309,300	351,700	374,900	405,600	440,300	
	11	241,000	259,000	278,300	310,000	353,300	376,500	407,200	441,800	
	12	243,000	260,400	279,600	310,600	354,900	378,100	408,800	443,300	
	13	245,000	261,900	280,700	311,300	356,400	379,700	410,300	444,600	
	14	247,100	263,700	281,800	312,100	358,000	381,300	412,300	446,300	
	15	249,100	265,100	282,800	312,800	359,600	382,900	414,300	447,900	
	16	250,800	266,600	284,300	313,600	361,100	384,500	416,300	449,500	
	17	252,400	268,000	285,600	314,300	362,600	386,100	417,800	450,900	
	18	253,900	269,200	286,900	315,100	364,200	387,700	419,500	452,600	
	19	255,400	270,300	288,200	316,100	365,800	389,300	421,100	454,300	
	20	256,900	271,300	289,400	317,000	367,300	390,900	422,800	455,900	
	21	258,500	272,600	290,700	317,900	368,800	392,500	424,400	457,300	
	22	260,100	273,800	291,400	319,200	370,400	394,100	425,900	458,000	
	23	261,600	275,100	292,300	320,500	372,000	395,800	427,400	458,700	
	24	263,100	276,400	293,000	321,800	373,600	397,500	428,800	459,400	
	25	264,400	277,700	293,400	323,100	375,000	399,200	430,000	459,800	
	26	265,600	279,100	294,100	324,600	376,700	401,200	431,500	460,300	
	27	266,800	280,300	294,800	325,900	378,400	403,100	433,000	460,900	
	28	268,000	281,500	295,400	327,000	380,000	405,000	434,400	461,500	
	29	269,100	282,500	295,900	328,000	381,600	406,700	435,900	462,100	
	30	270,400	283,700	296,500	329,200	383,200	408,100	437,200	462,800	
	31	271,700	284,900	297,000	330,400	384,800	409,300	438,400	463,300	
	32	272,900	286,100	297,500	331,500	386,500	410,600	439,600	463,800	
	33	274,200	287,500	298,000	332,600	388,200	411,600	440,600	464,300	
	34	275,700	288,200	298,600	333,800	390,200	412,700	441,300	464,600	
	35	276,900	289,100	299,100	335,000	392,200	413,700	442,100	464,900	
	36	278,200	289,800	299,600	336,100	394,200	414,700	442,800	465,300	
	37	279,200	290,300	300,100	337,200	395,900	415,800	443,300	465,700	
	38	280,400	291,100	300,700	338,400	397,600	417,000	443,700	465,900	
	39	281,600	291,800	301,300	339,600	399,100	418,100	444,100	466,200	
	40	282,800	292,400	301,900	340,800	400,600	419,200	444,400	466,400	



# 令和7年3月21日 岡山県公報 号外

	41	284,200	292,900	302,600	342,000	401,800	420,400	444,700	466,800
	42	284,900	293,500	303,300	343,200	402,800	421,200	445,000	467,000
	43	285,700	294,100	304,000	344,400	403,800	422,000	445,300	467,200
	44	286,500	294,600	304,700	345,600	404,800	422,600	445,600	467,400
	45	286,800	295,100	305,300	346,800	405,900	423,100	445,800	467,800
	46	287,500	295,600	306,200	348,100	407,000	423,800	446,100	
	47	288,100	296,100	307,000	349,300	408,100	424,500	446,400	
	48	288,800	296,600	307,800	350,500	409,200	425,100	446,700	
	49	289,300	297,200	308,600	351,700	410,500	425,800	447,000	
	50	289,900	297,700	309,700	353,100	411,300	426,200	447,300	
	51	290,400	298,300	310,800	354,400	412,100	426,800	447,600	
	52	290,900	298,900	311,800	355,700	412,700	427,400	447,900	
	53	291,400	299,500	312,800	356,600	413,200	427,800	448,100	
	54	292,000	300,200	313,900	357,900	413,900	428,200	448,400	
	55	292,500	300,900	314,900	359,100	414,600	428,700	448,700	
	56	293,000	301,600	316,000	360,300	415,300	429,200	449,000	
	57	293,500	302,200	317,000	361,500	415,600	429,700	449,200	
	58	294,000	303,100	318,100	362,900	416,300	430,300	449,500	
	59	294,500	303,900	319,200	364,300	417,000	430,700	449,800	
	60	295,000	304,700	320,300	365,700	417,500	431,100	450,000	
	61	295,500	305,500	321,300	367,000	417,900	431,500	450,200	
	62	296,000	306,400	322,400	368,500	418,300	431,800	450,500	
	63	296,500	307,300	323,500	370,000	418,800	432,100	450,800	
	64	297,000	308,200	324,600	371,400	419,300	432,400	451,100	
	65	297,500	309,000	325,600	372,600	419,800	432,700	451,300	
	66	298,000	309,900	326,700	374,000	420,200	433,000	451,600	
	67	298,500	310,700	327,800	375,300	420,700	433,300	451,900	
	68	299,000	311,500	328,900	376,700	421,200	433,500	452,200	
	69	299,500	312,400	329,900	377,800	421,700	433,700	452,400	
	70	300,000	313,300	331,100	379,000	422,200	434,000	452,700	
	71	300,500	314,200	332,300	380,200	422,800	434,300	453,000	
	72	301,000	315,100	333,500	381,400	423,300	434,500	453,300	
	73	301,500	315,900	334,200	382,700	423,700	434,700	453,500	
	74	302,100	316,800	335,500	383,900	424,300	435,000		
	75	302,700	317,700	336,800	385,100	424,800	435,300		
	76	303,200	318,500	338,100	386,200	425,000	435,500		
	77	303,700	319,200	339,400	387,300	425,300	435,700		
	78	304,300	320,100	340,800	388,500	425,800	436,000		
	79	304,900	321,000	342,200	389,600	426,100	436,300		
	80	305,500	322,000	343,600	390,800	426,400	436,500		
	81	306,100	322,900	344,900	391,900	426,700	436,700		
	82	306,800	324,000	346,500	392,500	427,100	437,000		
	83	307,500	325,000	348,000	393,000	427,500	437,300		
	84	308,100	326,000	349,500	393,500	427,900	437,500		
	85	308,700	326,900	350,900	394,100	428,200	437,700		
	86	309,400	327,900	352,400	394,700				
	87	310,100	328,900	353,900	395,300				
	88	310,800	329,900	355,300	395,900				

定年  
前再  
任用  
短時  
間勤  
務職  
員以  
外の  
職員

# 令和7年3月21日 岡山県公報 号外

89	311,500	330,900	356,600	396,200				
90	312,300	332,200	357,800	396,700				
91	313,100	333,400	359,000	397,200				
92	313,800	334,600	360,300	397,700				
93	314,300	335,800	361,600	398,100				
94	315,200	337,100	363,100	398,500				
95	316,100	338,300	364,600	399,000				
96	316,900	339,500	366,000	399,500				
97	317,700	340,700	367,300	399,900				
98	318,700	342,000	368,500	400,400				
99	319,600	343,200	369,600	400,900				
100	320,500	344,400	370,800	401,400				
101	321,400	345,800	371,900	401,700				
102	322,400	346,700	373,000	402,100				
103	323,400	347,700	374,100	402,600				
104	324,300	348,800	375,200	402,900				
105	325,100	349,900	376,400	403,200				
106	325,700	351,000	376,900	403,700				
107	326,300	352,000	377,500	404,200				
108	326,900	353,000	378,100	404,700				
109	327,400	354,200	378,700	405,000				
110	327,900	355,200	379,200	405,500				
111	328,300	356,200	379,600	406,000				
112	328,800	357,100	380,100	406,500				
113	329,600	358,000	380,500	406,800				
114	330,300	358,900	380,900	407,300				
115	331,000	359,900	381,400	407,800				
116	331,600	360,900	381,900	408,300				
117	332,200	361,900	382,300	408,700				
118	332,900	362,300	382,800	409,200				
119	333,600	362,900	383,400	409,600				
120	334,400	363,500	383,900	410,100				
121	335,000	363,800	384,100	410,500				
122	335,300	364,200	384,600					
123	335,800	364,600	385,100					
124	336,300	365,000	385,500					
125	336,600	365,400	386,000					
126		365,800	386,500					
127		366,200	387,000					
128		366,600	387,500					
129		367,000	387,800					
130		367,400	388,300					
131		367,800	388,800					
132		368,200	389,300					
133		368,400	389,600					
134		368,900	390,100					
135		369,300	390,500					
136		369,600	390,900					

# 令和7年3月21日 岡山県公報 号外

	137		369,900	391,200						
	138		370,300	391,700						
	139		370,800	392,200						
	140		371,300	392,700						
	141		371,600	393,000						
	142		372,100							
	143		372,600							
	144		373,100							
	145		373,400							
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		250,400	262,400	266,700	300,700	317,500	331,800	355,500	391,100	423,100

備考 この表は、警察官の職にある職員に適用する。

# 令和7年3月21日 岡山県公報 号外

## 別表第三 教育職給料表（第一条関係）

### イ 教育職給料表（一）

職員 の区 分	等級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円
	1	206,000	252,900	326,600	383,700	458,800
	2	208,300	254,400	328,400	385,200	460,600
	3	210,600	255,800	330,200	386,600	462,400
	4	212,800	257,200	331,900	388,000	464,200
	5	215,100	258,700	333,500	389,400	465,800
	6	217,400	259,900	335,400	390,900	467,500
	7	219,600	261,100	337,300	392,400	469,400
	8	221,800	262,300	339,200	393,800	471,100
	9	224,000	263,600	341,000	395,100	472,800
	10	226,200	264,800	343,000	396,600	474,400
	11	228,500	266,000	344,800	398,100	475,900
	12	230,700	267,200	346,600	399,600	477,400
	13	232,900	268,500	348,300	401,000	478,900
	14	235,000	270,400	350,000	402,500	480,200
	15	237,200	272,200	351,600	404,000	481,500
	16	239,400	274,000	353,200	405,500	482,800
	17	241,500	275,600	354,800	406,900	484,000
	18	243,300	277,800	356,100	408,500	484,700
	19	245,100	280,000	357,300	410,100	485,400
	20	246,800	282,200	358,500	411,600	486,100
	21	248,500	284,500	359,800	412,800	486,700
	22	249,800	286,800	361,400	414,200	
	23	251,100	289,200	363,000	415,600	
	24	252,400	291,300	364,500	416,900	
	25	253,700	293,400	366,000	418,500	
	26	254,900	295,400	367,600	419,900	
	27	256,000	297,300	369,200	421,200	
	28	257,100	299,100	370,700	422,600	
	29	258,200	300,900	372,200	424,000	
	30	259,400	302,800	373,800	425,300	
	31	260,600	304,600	375,400	426,800	
	32	261,800	306,300	376,900	428,300	
	33	262,800	308,000	378,400	429,900	
	34	264,100	309,800	380,000	431,300	
	35	265,300	311,500	381,600	432,900	
	36	266,500	313,100	383,100	434,400	
	37	267,900	314,700	384,600	436,100	
	38	269,300	316,400	386,100	437,600	
	39	270,600	318,200	387,600	439,200	
	40	271,900	319,900	389,000	440,800	

# 令和7年3月21日 岡山県公報 号外

	41	273,300	321,200	390,400	442,300
	42	274,400	323,100	391,900	443,800
	43	275,600	324,900	393,300	445,000
	44	276,600	326,600	394,700	446,200
	45	277,200	328,300	396,200	447,400
	46	278,300	330,200	397,800	448,700
	47	279,100	331,900	399,400	449,900
	48	279,900	333,600	400,800	451,100
	49	280,700	335,300	402,000	452,200
	50	281,500	337,100	403,400	453,400
	51	282,200	338,900	404,800	454,600
	52	283,000	340,600	406,100	455,800
	53	283,800	342,300	407,300	457,000
	54	284,600	343,600	408,500	458,200
	55	285,400	344,900	409,800	459,400
	56	286,200	346,200	411,100	460,600
	57	286,900	347,700	412,400	461,700
	58	287,500	349,300	413,700	462,300
	59	288,300	350,800	415,100	462,800
	60	289,200	352,400	416,300	463,300
	61	290,000	353,900	417,500	463,800
	62	290,600	355,500	418,900	
	63	291,400	357,100	420,300	
	64	292,100	358,600	421,600	
	65	293,100	360,100	422,800	
	66	293,900	361,700	424,000	
	67	294,700	363,300	425,300	
	68	295,400	364,800	426,700	
	69	296,100	366,300	428,000	
	70	296,900	367,900	429,200	
	71	297,700	369,500	430,200	
	72	298,400	371,000	431,400	
	73	299,100	372,500	432,600	
	74	299,800	374,100	433,700	
	75	300,500	375,700	434,900	
	76	301,100	377,200	435,900	
	77	301,700	378,700	437,000	
	78	302,400	380,100	438,000	
	79	303,100	381,500	439,000	
	80	303,700	382,800	440,000	
	81	304,300	384,100	440,900	
	82	305,000	385,500	441,700	
	83	305,700	386,900	442,500	
	84	306,400	388,200	443,300	
	85	307,100	389,300	444,000	
	86	307,900	390,700	444,400	
	87	308,600	392,000	444,800	
	88	309,300	393,300	445,200	

定年  
前再  
任用  
短時  
間勤  
務職  
員以  
外の  
職員

# 令和7年3月21日 岡山県公報 号外

89	310,000	394,500	445,600
90	310,900	395,800	445,900
91	311,700	396,900	446,200
92	312,500	398,100	446,400
93	313,000	399,300	446,700
94	313,800	400,400	447,000
95	314,600	401,600	447,300
96	315,400	402,800	447,500
97	316,100	404,200	447,700
98	316,900	405,200	
99	317,700	406,200	
100	318,400	407,200	
101	319,200	408,100	
102	320,100	409,100	
103	321,000	410,200	
104	321,800	411,300	
105	322,400	412,000	
106	323,200	412,900	
107	324,000	413,800	
108	324,800	414,700	
109	325,500	415,500	
110	325,900	416,300	
111	326,300	417,100	
112	326,800	417,900	
113	327,300	418,500	
114	327,700	419,200	
115	328,200	419,900	
116	328,600	420,600	
117	329,100	421,200	
118	329,600	421,700	
119	330,000	422,100	
120	330,500	422,400	
121	331,000	422,700	
122	331,400	423,000	
123	331,900	423,300	
124	332,400	423,500	
125	333,000	423,700	
126	333,300	424,000	
127	333,600	424,300	
128	333,900	424,500	
129	334,100	424,700	
130	334,400	425,000	
131	334,700	425,300	
132	334,900	425,500	
133	335,100	425,700	
134	335,300	426,000	
135	335,500	426,300	
136	335,800	426,500	

# 令和7年3月21日 岡山県公報 号外

	137	336,100	426,700			
	138	336,300	427,000			
	139	336,600	427,300			
	140	336,900	427,500			
	141	337,100	427,700			
	142	337,300	428,000			
	143	337,600	428,300			
	144	337,800	428,500			
	145	338,100	428,700			
	146	338,300				
	147	338,600				
	148	338,900				
	149	339,100				
	150	339,300				
	151	339,600				
	152	339,900				
	153	340,100				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		244,600	286,000	315,100	343,500	428,800

## 備考

- 1 この表は、高等学校及び特別支援学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭、養護助教諭、実習助手及び寄宿舍指導員並びに中等教育学校に勤務する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その等級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。



# 令和7年3月21日 岡山県公報 号外

## ロ 教育職給料表（二）

職員の区分	等級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円
	1	206,000	227,000	326,600	355,600	442,600
	2	208,300	229,400	328,400	357,100	443,900
	3	210,600	231,800	330,200	358,600	445,100
	4	212,800	234,200	331,900	360,100	446,400
	5	215,100	236,700	333,500	361,500	447,500
	6	217,400	239,100	335,400	362,900	448,600
	7	219,600	241,500	337,300	364,300	449,800
	8	221,800	243,900	339,200	365,700	451,000
	9	224,000	246,400	341,000	367,100	452,300
	10	226,200	248,000	343,000	368,400	453,500
	11	228,500	249,700	344,800	369,700	454,500
	12	230,700	251,300	346,600	371,000	455,600
	13	232,900	252,900	348,300	372,200	456,800
	14	235,000	254,400	350,000	373,500	457,600
	15	237,200	255,800	351,600	374,700	458,400
	16	239,400	257,200	353,200	375,900	459,300
	17	241,500	258,700	354,800	377,100	460,200
	18	243,300	259,900	356,100	378,300	460,700
	19	245,000	261,100	357,300	379,500	461,200
	20	246,800	262,300	358,500	380,600	461,700
	21	248,500	263,600	359,800	381,700	462,200
	22	249,800	264,800	361,200	382,900	
	23	251,100	266,000	362,600	384,100	
	24	252,400	267,200	363,900	385,200	
	25	253,700	268,500	365,200	386,300	
	26	254,800	270,400	366,600	387,500	
	27	255,900	272,200	368,000	388,700	
	28	257,000	274,000	369,300	389,800	
	29	258,000	275,600	370,600	390,900	
	30	259,300	277,800	372,000	392,100	
	31	260,400	280,000	373,300	393,300	
	32	261,600	282,200	374,600	394,400	
	33	262,700	284,500	375,900	395,500	
	34	263,900	286,800	377,100	396,700	
	35	265,000	289,200	378,300	397,900	
	36	266,100	291,300	379,500	399,100	
	37	267,300	293,400	380,700	400,300	
	38	268,500	295,400	381,900	401,600	
	39	269,700	297,300	383,100	402,800	
	40	270,900	299,100	384,300	404,000	

# 令和7年3月21日 岡山県公報 号外

41	272,200	300,900	385,400	405,200
42	273,400	302,800	386,600	406,500
43	274,700	304,600	387,800	407,500
44	275,900	306,300	389,000	408,600
45	276,900	308,000	390,100	409,800
46	277,800	309,800	391,400	411,000
47	278,700	311,500	392,700	412,200
48	279,500	313,100	393,900	413,400
49	280,200	314,700	394,800	414,500
50	281,000	316,400	396,000	415,500
51	281,700	318,200	397,000	416,800
52	282,400	319,900	398,100	418,000
53	283,200	321,200	398,900	419,200
54	284,000	323,100	400,000	420,300
55	284,800	324,900	401,000	421,400
56	285,500	326,600	402,000	422,500
57	286,200	328,300	403,100	423,500
58	287,000	330,200	404,100	424,700
59	287,800	331,900	405,200	425,900
60	288,500	333,600	406,300	427,100
61	289,100	335,300	407,300	427,700
62	289,800	337,100	408,400	428,500
63	290,500	338,900	409,500	429,200
64	291,100	340,600	410,500	429,700
65	291,800	342,300	411,400	430,000
66	292,500	343,600	412,300	430,300
67	293,200	344,900	413,300	430,700
68	293,900	346,200	414,300	431,100
69	294,600	347,700	415,100	431,400
70	295,400	349,200	415,900	431,800
71	296,100	350,700	416,600	432,100
72	296,800	352,200	417,400	432,400
73	297,300	353,600	418,100	432,700
74	298,000	355,100	418,700	433,100
75	298,700	356,600	419,400	433,400
76	299,300	358,100	420,100	433,700
77	299,900	359,500	420,700	434,000
78	300,600	361,000	421,400	434,300
79	301,200	362,500	421,900	434,600
80	301,800	364,000	422,500	434,800
81	302,400	365,400	422,900	435,000
82	303,000	366,700	423,300	
83	303,600	368,000	423,600	
84	304,200	369,200	423,900	
85	304,700	370,400	424,100	
86	305,200	371,600	424,400	
87	305,700	372,800	424,700	
88	306,200	373,900	424,900	

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

# 令和7年3月21日 岡山県公報 号外

89	306,600	375,000	425,100
90	307,200	376,100	425,400
91	307,700	377,200	425,700
92	308,200	378,300	425,900
93	308,500	379,400	426,100
94	309,000	380,600	426,400
95	309,500	381,700	426,700
96	309,900	382,800	426,900
97	310,300	383,800	427,100
98	310,800	384,800	
99	311,300	385,700	
100	311,700	386,600	
101	312,100	387,400	
102	312,500	388,400	
103	312,900	389,300	
104	313,200	390,200	
105	313,400	391,000	
106	313,700	391,900	
107	314,000	392,800	
108	314,200	393,700	
109	314,400	394,500	
110	314,600	395,500	
111	314,900	396,400	
112	315,200	397,300	
113	315,400	397,900	
114	315,600	398,800	
115	315,800	399,700	
116	316,100	400,600	
117	316,400	401,400	
118	316,600	402,100	
119	316,900	402,900	
120	317,200	403,700	
121	317,400	404,300	
122	317,600	405,000	
123	317,800	405,700	
124	318,100	406,300	
125	318,400	406,900	
126		407,600	
127		408,100	
128		408,700	
129		409,300	
130		409,900	
131		410,400	
132		410,900	
133		411,200	
134		411,500	
135		411,800	
136		412,100	

# 令和7年3月21日 岡山県公報 号外

137			412,400		
138			412,700		
139			413,000		
140			413,300		
141			413,600		
142			413,900		
143			414,200		
144			414,500		
145			414,700		
146			415,000		
147			415,300		
148			415,500		
149			415,700		
150			416,000		
151			416,300		
152			416,500		
153			416,700		
154			417,000		
155			417,300		
156			417,500		
157			417,700		
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	235,700	282,900	310,300	336,900	418,800

**備考**

- 1 この表は、中学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭及び養護助教諭並びに中等教育学校に勤務する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その等級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

# 令和7年3月21日 岡山県公報 号外

別表第四 研究職給料表（第一条関係）

職員の区分	等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円
	1	189,800	240,400	332,000	381,900	452,400
	2	190,900	244,800	334,000	383,300	462,300
	3	192,100	247,500	336,000	384,700	471,700
	4	193,200	250,200	338,000	386,100	481,600
	5	194,400	252,800	339,800	387,500	491,200
	6	196,500	254,400	341,800	388,900	501,000
	7	198,600	255,800	343,700	390,300	509,900
	8	200,700	257,300	345,600	391,700	517,800
	9	202,800	258,800	347,400	393,100	525,600
	10	204,900	260,900	349,000	394,600	532,700
	11	206,900	263,000	350,600	396,000	538,000
	12	208,900	265,000	352,200	397,400	542,500
	13	210,900	266,900	353,800	398,800	545,500
	14	212,900	269,200	354,800	400,300	547,500
	15	214,800	271,500	355,800	401,800	
	16	216,600	273,700	356,800	403,300	
	17	218,300	275,800	357,900	404,800	
	18	220,100	278,200	359,200	406,400	
	19	222,000	280,600	360,400	408,000	
	20	223,800	282,900	361,600	409,700	
	21	225,600	285,100	362,800	410,900	
	22	227,400	287,100	363,900	412,300	
	23	229,200	289,100	365,000	413,700	
	24	230,900	291,100	366,100	415,000	
	25	232,600	293,100	367,200	416,300	
	26	234,800	295,000	368,200	417,600	
	27	236,700	296,900	369,200	419,100	
	28	238,600	298,800	370,200	420,600	
	29	240,500	300,700	371,100	421,800	
	30	241,600	302,200	372,000	423,000	
	31	242,700	303,700	372,800	424,600	
	32	243,800	305,200	373,600	426,100	
	33	245,100	306,700	374,300	427,400	
	34	246,600	308,200	375,100	428,800	
	35	248,100	309,700	375,900	430,200	
	36	249,500	311,100	376,700	431,600	
	37	251,000	312,500	377,500	433,000	
	38	252,600	313,400	378,300	434,400	
	39	254,200	314,300	379,100	435,800	
	40	255,800	315,200	379,900	437,200	

# 令和7年3月21日 岡山県公報 号外

	41	257,300	316,000	380,700	438,300
	42	258,800	316,500	382,000	439,600
	43	260,300	317,000	383,300	441,000
	44	261,800	317,500	384,500	442,300
	45	263,200	318,000	385,200	443,100
	46	264,400	318,500	386,200	443,900
	47	265,500	319,000	387,000	444,800
	48	266,700	319,500	387,700	445,700
	49	267,900	319,900	388,400	446,500
	50	269,000	320,400	389,100	447,300
	51	270,100	320,900	389,800	447,900
	52	271,200	321,400	390,500	448,700
	53	272,300	321,800	391,100	449,100
	54	273,400	322,300	391,800	449,700
	55	274,400	322,700	392,600	450,200
	56	275,400	323,100	393,400	450,700
	57	276,400	323,500	394,000	451,200
	58	277,100	323,900	394,800	
	59	277,700	324,300	395,500	
	60	278,300	324,700	396,200	
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	61	278,900	325,100	396,800	
	62	279,500	325,700	397,500	
	63	280,100	326,300	398,200	
	64	280,700	326,900	398,900	
	65	281,300	327,400	399,600	
	66	281,900	328,000	400,200	
	67	282,500	328,600	400,800	
	68	283,100	329,200	401,500	
	69	283,700	329,700	402,200	
	70	284,400	330,300	402,700	
	71	285,100	330,900	403,300	
	72	285,800	331,500	403,900	
	73	286,400	332,000	404,400	
	74	287,100	332,700	405,000	
	75	287,800	333,400	405,600	
	76	288,500	334,100	406,100	
	77	289,100	334,800	406,600	
	78	289,800	335,500	407,100	
79	290,500	336,200	407,600		
80	291,100	336,900	408,300		
81	291,700	337,600	408,700		
82	292,400	338,400			
83	293,100	339,100			
84	293,700	339,700			
85	294,300	340,200			
86	295,000	340,700			
87	295,700	341,100			
88	296,300	341,500			

令和7年3月21日 岡山県公報 号外

89	296,900	341,800			
90	297,600	342,300			
91	298,300	342,700			
92	298,900	343,100			
93	299,500	343,400			
94	300,200	343,800			
95	300,800	344,200			
96	301,400	344,600			
97	301,700	345,100			
98	302,300	345,600			
99	302,900	346,100			
100	303,400	346,600			
101	303,900	347,100			
102	304,300	347,600			
103	304,700	348,100			
104	305,100	348,600			
105	305,500	349,000			
106	306,000	349,400			
107	306,500	349,900			
108	306,800	350,300			
109	307,000	350,800			
110	307,400	351,200			
111	307,700	351,600			
112	307,900	352,000			
113	308,200	352,500			
114	308,500	352,900			
115	308,800	353,300			
116	309,100	353,700			
117	309,400	354,200			
118	309,700	354,600			
119	309,900	355,000			
120	310,200	355,400			
121	310,500	355,800			
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	226,000	269,500	294,500	337,300	396,500

備考 この表は、人事委員会規則で定める試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員に適用する。



# 令和7年3月21日 岡山県公報 号外

## 別表第五 医療職給料表（第一条関係）

### イ 医療職給料表（一）

職員 の区 分	等級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円
	1	298,300	405,700	459,400	554,100
	2	300,600	408,300	461,400	560,200
	3	302,900	410,800	463,300	565,500
	4	305,100	413,200	465,200	570,400
	5	307,100	415,600	466,600	574,800
	6	310,600	417,600	468,400	579,100
	7	314,100	419,500	470,200	582,700
	8	317,400	421,400	472,000	585,700
	9	320,800	423,300	473,800	588,200
	10	324,300	424,800	475,600	590,500
	11	327,700	426,300	477,400	
	12	331,000	427,800	479,200	
	13	334,300	429,200	481,000	
	14	337,800	430,700	482,800	
	15	341,200	432,200	484,600	
	16	344,500	433,600	486,400	
	17	347,900	435,000	488,200	
	18	351,000	436,500	490,100	
	19	354,100	438,000	492,000	
	20	357,200	439,400	493,900	
	21	360,200	440,800	495,800	
	22	363,200	442,300	497,500	
	23	366,200	443,800	499,300	
	24	369,100	445,200	501,100	
	25	372,100	446,600	502,700	
	26	374,300	448,000	504,500	
	27	376,600	449,400	506,300	
	28	378,800	450,800	507,900	
	29	380,500	452,200	509,300	
	30	382,100	453,600	511,000	
	31	383,700	455,000	512,800	
	32	385,400	456,400	514,500	
	33	387,200	457,800	516,000	
	34	388,900	459,200	517,300	
	35	390,400	460,600	518,600	
	36	391,700	462,000	519,900	
	37	393,100	463,400	520,900	
	38	394,500	465,100	522,200	
	39	395,800	466,700	523,500	
	40	397,100	468,300	524,800	

# 令和7年3月21日 岡山県公報 号外

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	41	398,400	469,900	525,800	
	42	399,100	471,100	526,600	
	43	399,700	472,300	527,400	
	44	400,400	473,400	528,200	
	45	401,300	474,400	529,100	
	46	401,900	475,400	529,900	
	47	402,500	476,300	530,700	
	48	403,100	477,100	531,400	
	49	403,700	477,800	532,200	
	50	404,200	478,500	533,000	
	51	404,700	479,200	533,700	
	52	405,200	479,800	534,600	
	53	405,700	480,500	535,500	
	54	406,100	481,200	536,300	
	55	406,500	481,800	537,200	
	56	406,900	482,400	538,100	
	57	407,300	482,700	538,900	
	58	407,700	483,300	539,800	
	59	408,100	484,000	540,700	
	60	408,500	484,700	541,400	
	61	408,900	485,100	542,200	
	62	409,300	485,700	543,100	
	63	409,700	486,400	544,000	
	64	410,100	487,100	544,900	
	65	410,400	487,500	545,700	
	66		488,100	546,600	
	67		488,700	547,500	
	68		489,200	548,400	
	69		489,700	549,200	
	70		490,200	550,100	
	71		490,700	551,000	
	72		491,200	551,900	
	73		491,600	552,700	
	74		492,100		
	75		492,500		
76		493,000			
77		493,500			
78		494,100			
79		494,700			
80		495,100			
81		495,600			
82		496,200			
83		496,800			
84		497,300			
85		497,800			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額

# 令和7年3月21日 岡山県公報 号外

間勤 務職 員		304,200	346,900	402,000	475,800
---------------	--	---------	---------	---------	---------

備考 この表は、保健所その他人事委員会規則で定めるものに勤務する医師及び歯科医師である職員に適用する。

# 令和7年3月21日 岡山県公報 号外

## ロ 医療職給料表（二）

職員の区分	等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	195,400	234,600	270,100	290,200	325,800	371,500	425,800	489,900
	2	197,500	235,900	270,900	291,300	327,200	373,200	427,700	491,200
	3	199,600	237,200	271,800	292,300	328,600	374,800	429,600	492,500
	4	201,700	238,600	272,600	293,300	330,000	376,400	431,400	493,800
	5	203,700	239,800	273,400	294,000	331,400	378,000	433,200	495,000
	6	205,700	240,900	274,400	295,200	333,000	379,600	434,800	496,400
	7	207,800	241,900	275,300	296,200	334,500	381,200	436,400	497,800
	8	209,600	242,900	276,300	297,300	336,000	382,800	437,900	499,000
	9	211,400	243,900	277,000	298,200	337,500	384,400	439,400	500,400
	10	213,300	245,100	278,000	299,100	339,100	386,400	440,700	501,700
	11	215,300	246,400	279,100	300,100	340,600	388,400	442,000	503,100
	12	217,400	247,700	280,100	300,900	342,100	390,400	443,300	504,500
	13	219,100	248,900	280,900	301,700	343,600	391,800	444,600	505,900
	14	221,100	250,200	282,000	302,800	345,200	393,500	445,800	507,000
	15	223,300	251,500	283,000	303,900	346,700	395,200	447,000	508,100
	16	225,400	252,700	284,100	305,000	348,200	396,900	448,100	509,200
	17	227,600	253,700	285,000	306,200	349,700	398,600	449,300	510,300
	18	228,700	254,900	286,200	307,500	351,300	400,100	450,400	511,200
	19	229,800	256,100	287,300	308,600	352,900	401,600	451,600	512,100
	20	230,900	257,200	288,400	309,900	354,400	403,100	452,800	513,000
	21	232,100	258,500	289,400	311,000	355,700	404,400	453,900	514,000
	22	233,000	259,400	290,300	312,200	357,200	405,700	454,700	
	23	233,900	260,300	291,300	313,400	358,700	407,000	455,100	
	24	234,800	261,100	292,200	314,600	360,200	408,100	455,800	
	25	235,800	261,900	293,200	315,800	361,700	409,200	456,300	
	26	236,700	262,800	294,100	317,000	363,200	410,300	456,700	
	27	237,600	263,700	294,900	318,100	364,700	411,400	457,100	
	28	238,500	264,600	295,700	319,300	366,100	412,500	457,500	
	29	239,300	265,400	296,500	320,600	367,500	413,300	457,900	
	30	240,200	266,500	297,600	321,800	369,100	414,100	458,300	
	31	241,100	267,300	298,600	323,000	370,600	414,900	458,700	
	32	242,000	268,300	299,600	324,200	372,100	415,700	459,000	
	33	242,600	269,200	300,500	325,400	373,300	416,100	459,300	
	34	243,400	270,200	301,600	326,500	374,400	416,700	459,700	
	35	244,200	271,300	302,600	327,700	375,600	417,200	460,000	
	36	244,900	272,400	303,600	328,900	376,700	417,600	460,300	
	37	245,700	273,300	304,600	330,100	377,700	418,000	460,600	
	38	246,500	274,400	305,700	331,400	378,500	418,200		
	39	247,200	275,500	306,700	332,700	379,500	418,500		
	40	247,900	276,500	307,700	333,900	380,600	418,800		

# 令和7年3月21日 岡山県公報 号外

	41	248,500	277,400	308,800	334,800	381,600	419,100
	42	249,000	278,200	310,000	336,000	382,600	419,400
	43	249,500	279,200	311,100	337,200	383,600	419,700
	44	249,900	280,300	312,200	338,400	384,500	420,000
	45	250,300	281,200	313,300	339,500	385,300	420,200
	46	250,800	282,100	314,400	340,500	386,100	420,500
	47	251,200	282,800	315,500	341,500	387,000	420,800
	48	251,500	283,600	316,600	342,400	387,800	421,100
	49	251,800	284,300	317,700	343,300	388,300	421,300
	50	252,300	285,100	318,800	344,300	389,100	421,600
	51	252,800	285,700	319,900	345,300	389,900	421,900
	52	253,300	286,400	321,000	346,200	390,700	422,200
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	53	253,500	287,000	322,000	346,700	391,100	422,400
	54	253,800	287,700	323,000	347,600	391,800	
	55	254,100	288,400	324,000	348,300	392,500	
	56	254,400	289,100	325,000	349,200	393,100	
	57	254,800	289,900	326,000	349,900	393,500	
	58	255,100	290,600	327,000	350,200	394,000	
	59	255,400	291,300	328,000	350,700	394,600	
	60	255,700	291,900	328,900	351,300	395,200	
	61	256,000	292,600	329,800	351,900	395,600	
	62	256,300	293,300	330,600	352,600	396,100	
	63	256,500	294,000	331,300	353,300	396,600	
	64	256,700	294,600	332,000	353,900	397,100	
	65	257,000	295,300	332,600	354,600	397,700	
	66	257,200	296,000	333,300	355,100	398,200	
	67	257,400	296,700	333,900	355,700	398,800	
	68	257,700	297,300	334,500	356,300	399,400	
69	258,000	297,900	335,100	356,600	399,900		
70	258,200	298,700	335,300	357,200	400,400		
71	258,400	299,400	335,800	357,700	400,900		
72	258,600	300,000	336,300	358,200	401,400		
73	258,800	300,600	336,900	358,700	401,700		
74	258,900	301,100	337,400	359,200	402,200		
75	259,200	301,600	337,900	359,700	402,600		
76	259,400	302,000	338,300	360,100	403,000		
77	259,600	302,400	338,900	360,400	403,400		
78	259,900	302,700	339,400	360,700			
79	260,200	303,000	339,800	360,900			
80	260,400	303,300	340,300	361,200			
81	260,600	303,600	340,800	361,700			
82	260,900	303,900	341,200	362,000			
83	261,200	304,200	341,400	362,300			
84	261,400	304,500	341,700	362,600			
85	261,600	304,700	342,100	363,000			
86		304,900	342,500	363,300			
87		305,100	342,800	363,600			
88		305,300	343,100	363,900			

# 令和7年3月21日 岡山県公報 号外

89		305,700	343,400	364,300				
90		305,900	343,600	364,600				
91		306,100	344,000	364,900				
92		306,300	344,300	365,200				
93		306,700	344,500	365,500				
94		306,900	344,800	365,900				
95		307,100	345,100	366,300				
96		307,400	345,400	366,700				
97		307,700	345,600	367,200				
98		307,900	345,900	367,600				
99		308,100	346,200	368,000				
100		308,400	346,400	368,400				
101		308,700	346,600	368,900				
102		308,900	346,800					
103		309,100	347,200					
104		309,400	347,400					
105		309,700	347,600					
106			348,000					
107			348,400					
108			348,800					
109			349,000					
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	197,300	224,300	257,000	270,800	297,700	339,000	381,600	444,000

備考 この表は、保健所その他人事委員会規則で定めるものに勤務する薬剤師、獣医師、栄養士、診療エックス線技師及び歯科衛生士その他人事委員会規則で定める業務に従事する職員に適用する。

# 令和7年3月21日 岡山県公報 号外

## ハ 医療職給料表（三）

職員の区分	等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	213,900	247,200	287,900	301,300	325,400	368,700	423,000
	2	215,800	249,400	288,400	301,900	326,400	370,400	425,200
	3	217,600	251,600	288,900	302,500	327,400	372,100	427,400
	4	219,400	253,800	289,400	303,000	328,400	373,800	429,500
	5	221,100	256,100	289,900	303,500	329,400	375,600	431,400
	6	223,000	257,100	290,400	304,100	330,600	377,600	433,300
	7	224,800	258,000	290,900	304,700	331,800	379,600	435,100
	8	226,500	258,900	291,400	305,200	333,000	381,600	437,000
	9	228,300	259,900	291,900	305,700	334,100	383,300	438,700
	10	230,300	261,100	292,400	306,300	335,300	385,400	440,300
	11	232,200	262,200	292,900	306,900	336,400	387,500	442,000
	12	234,100	263,100	293,400	307,400	337,500	389,500	443,600
	13	236,100	263,700	293,900	307,900	338,600	391,400	444,900
	14	238,100	264,400	294,400	308,600	339,800	393,000	446,200
	15	240,100	265,100	294,900	309,300	340,900	394,800	447,800
	16	242,100	266,000	295,400	310,000	342,000	396,600	449,300
	17	244,200	267,000	295,900	310,700	343,100	398,300	451,000
	18	246,200	268,100	296,400	311,600	344,300	400,000	452,600
	19	248,300	269,100	296,900	312,500	345,400	401,900	454,000
	20	250,300	270,100	297,400	313,400	346,500	403,600	455,400
	21	252,300	271,200	297,900	314,200	347,600	405,300	456,500
	22	253,500	272,300	298,400	315,100	348,800	407,000	457,800
	23	254,700	273,400	298,900	316,000	349,900	408,800	459,100
	24	255,800	274,400	299,400	316,900	351,000	410,500	460,500
	25	257,000	275,400	299,900	317,700	352,200	412,100	461,500
	26	257,900	276,500	300,500	318,600	353,500	413,800	462,200
	27	258,700	277,600	301,300	319,500	354,800	415,600	463,000
	28	259,500	278,600	302,100	320,400	356,100	417,400	463,600
	29	260,300	279,500	302,800	321,200	357,400	418,900	464,500
	30	261,100	280,200	303,600	322,300	358,900	420,400	465,200
	31	261,800	280,900	304,400	323,400	360,400	421,900	466,000
	32	262,500	281,600	305,200	324,500	361,900	423,200	466,800
	33	263,200	282,300	305,900	325,600	363,200	424,300	467,500
	34	264,000	282,900	306,700	326,700	364,700	425,400	468,200
	35	264,800	283,400	307,500	327,800	366,100	426,500	468,900
	36	265,500	283,900	308,200	328,900	367,500	427,700	469,700
	37	266,000	284,400	309,000	330,000	369,000	429,000	470,500
	38	266,900	285,000	309,800	331,200	370,000	430,100	471,300
	39	267,700	285,500	310,600	332,300	371,400	431,300	472,000
	40	268,400	286,000	311,400	333,400	372,700	432,400	472,700



# 令和7年3月21日 岡山県公報 号外

	41	269,200	286,400	312,100	334,200	374,100	433,600	473,500
	42	270,100	286,900	313,100	335,300	375,500	434,600	
	43	270,900	287,400	314,100	336,400	376,800	435,700	
	44	271,700	287,900	315,000	337,400	378,100	436,800	
	45	272,500	288,400	315,900	338,400	379,700	437,800	
	46	273,200	288,900	316,900	339,400	380,900	438,300	
	47	273,900	289,400	317,900	340,400	382,000	438,900	
	48	274,500	289,900	318,800	341,400	383,200	439,300	
	49	275,100	290,400	319,700	342,600	384,400	439,900	
	50	275,600	290,900	320,700	343,900	385,300	440,400	
	51	276,100	291,400	321,700	345,100	386,300	440,800	
	52	276,500	291,900	322,700	346,300	387,200	441,300	
	53	276,900	292,400	323,500	347,200	387,900	441,800	
	54	277,400	292,900	324,500	348,400	388,700	442,200	
	55	277,900	293,400	325,500	349,500	389,500	442,500	
	56	278,300	293,900	326,400	350,800	390,300	442,800	
	57	278,700	294,400	327,300	351,800	391,100	443,200	
	58	279,100	295,200	328,300	352,700	391,800		
	59	279,500	296,000	329,300	353,800	392,500		
	60	279,900	296,700	330,200	355,000	393,100		
	61	280,300	297,400	331,100	356,100	393,800		
	62	280,700	298,300	332,300	357,300	394,400		
	63	281,100	299,200	333,500	358,500	395,100		
	64	281,500	300,000	334,700	359,500	395,700		
	65	281,900	300,800	335,400	360,500	396,500		
	66	282,300	301,700	336,500	361,500	397,000		
	67	282,700	302,500	337,600	362,600	397,600		
	68	283,100	303,300	338,500	363,700	398,100		
	69	283,500	304,100	339,600	364,600	398,500		
	70	284,000	305,000	340,300	365,700	399,100		
	71	284,500	305,900	341,400	366,800	399,600		
	72	284,900	306,800	342,500	367,800	399,900		
	73	285,300	307,700	343,600	368,600	400,200		
	74	285,900	308,600	344,800	369,400	400,700		
	75	286,500	309,500	345,900	370,200	401,100		
	76	287,000	310,400	347,000	370,900	401,400		
	77	287,500	311,200	348,100	371,600	401,700		
	78	288,100	312,200	349,200	372,100	402,200		
	79	288,700	313,200	350,200	372,600	402,700		
	80	289,200	314,100	351,300	373,100	403,100		
	81	289,700	314,600	352,200	373,800	403,400		
	82	290,200	315,500	353,200	374,300	403,800		
	83	290,700	316,400	354,100	374,800	404,300		
	84	291,200	317,200	355,100	375,300	404,700		
	85	291,700	318,000	356,000	375,800	405,100		
	86	292,200	319,000	356,800	376,200			
	87	292,700	320,000	357,600	376,800			
	88	293,200	321,000	358,400	377,300			

定年  
前再  
任用  
短時  
間勤  
務職  
員以  
外の  
職員

# 令和7年3月21日 岡山県公報 号外

89	293,700	321,900	359,100	377,700
90	294,200	323,000	359,700	378,200
91	294,700	324,000	360,300	378,600
92	295,200	325,000	360,900	378,900
93	295,700	325,800	361,400	379,600
94	296,300	326,500	361,800	380,100
95	296,900	327,200	362,300	380,600
96	297,500	327,800	362,700	381,100
97	298,100	328,300	363,200	381,800
98	298,600	328,600	363,600	382,300
99	299,100	329,200	364,100	382,800
100	299,600	329,800	364,500	383,200
101	300,100	330,200	364,900	383,900
102	300,600	330,800	365,400	384,400
103	301,100	331,400	365,800	384,900
104	301,500	331,900	366,100	385,400
105	301,900	332,300	366,600	386,100
106	302,400	332,800	367,100	386,500
107	302,900	333,300	367,600	387,000
108	303,200	333,800	368,100	387,500
109	303,400	334,200	368,700	388,200
110	303,700	334,600	369,200	
111	303,900	334,900	369,700	
112	304,200	335,200	370,100	
113	304,500	335,500	370,600	
114	304,700	335,900	371,000	
115	305,000	336,200	371,500	
116	305,200	336,500	372,000	
117	305,500	336,700	372,500	
118	305,800	337,000	373,000	
119	306,100	337,300	373,500	
120	306,400	337,500	374,000	
121	306,700	337,700	374,400	
122	307,100	338,000		
123	307,400	338,300		
124	307,700	338,600		
125	307,900	338,800		
126	308,100	339,100		
127	308,400	339,500		
128	308,800	339,700		
129	309,000	339,900		
130	309,300	340,100		
131	309,700	340,500		
132	310,100	340,700		
133	310,300	341,000		
134	310,600	341,400		
135	310,900	341,800		
136	311,200	342,200		

令和7年3月21日 岡山県公報 号外

137	311,400	342,500					
138	311,700	342,900					
139	312,000	343,300					
140	312,300	343,700					
141	312,500	344,000					
142	312,900	344,400					
143	313,300	344,700					
144	313,600	345,100					
145	313,800	345,400					
146	314,000	345,800					
147	314,300	346,200					
148	314,700	346,600					
149	314,900	346,900					
150	315,100	347,300					
151	315,400	347,700					
152	315,700	348,100					
153	316,100	348,400					
154	316,300						
155	316,500						
156	316,800						
157	317,100						
158	317,400						
159	317,700						
160	318,000						
161	318,400						
162	318,700						
163	319,000						
164	319,300						
165	319,700						
166	320,000						
167	320,300						
168	320,600						
169	321,000						
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	244,200	266,100	273,400	283,800	300,200	338,400	383,100

備考 この表は、保健所その他人事委員会規則で定めるものに勤務する保健師及び看護師その他人事委員会規則で定める業務に従事する職員に適用する。

(岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

**第二条** 岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和二十九年岡山県条例第七十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「単身赴任手当」の下に「、在宅勤務等手当」を加え、「、特定任期付職員業績手当」を削る。

第四条第一項ただし書中「次項第一号及び第三号から第六号まで」を「次項第二号から第五号まで」に改め、同条第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げる。

第四条の三第二号中「配偶者」の下に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)」を加える。

第五条の三第二項中「岡山県職員給与条例の適用を受ける職員、国家公務員、他の地方公共団体の職員、沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち別に定めるもの」に使用される者又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十四年岡山県条例第九号。以下この項及び第十六条の三において「派遣条例」という。)第三条第一号に規定する派遣職員(第十六条の三の規定により給与の支給を受ける者を除く。)若しくは派遣条例第十一条第一号に規定する退職派遣者であつた者(第六条の三第二項において「給与条例適用職員等」という。)から引き続き「を」「新たに」に、「なり、これ」を「なつたこと」に改め、「(任用の事情等を考慮して別に定める職員に限る。)」を削る。

第五条の三を第五条の四とし、第五条の二の次に次の一条を加える。

(在宅勤務等手当)

第五条の三 住居その他これに準ずるものとして別に定める場所において、正規の勤務時間(休暇により勤務しない時間その他別に定める時間を除く。)の全部を勤務することを、別に定める期間以上の期間について一箇月当たり平均十日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

第六条の三第二項中「給与条例適用職員等」を「岡山県職員給与条例の適用を受ける職員、国家公務員、他の地方公共団体の職員、沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち別に定めるもの」に使用される者又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十四年岡山県条例第九号。以下この項及び第十六条の三において「派遣条例」という。)第三条第一号に規定する派遣職員(第十六条の三の規定により給与の支給を受ける者を除く。)若しくは派遣条例第十一条第一号に規定する退職派遣者であつた者」に改める。

第十条の三第一項中「、第十二条の二」を削り、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第二項中「週休日等以外の日の午前零時から」を「午後十時から翌日の」に、「の間」を「の間(週休日等に含まれる時間を除く。)」に、「勤務した」を「勤務をした」に改める。

第十二条の二を削る。

第十八条中「、第四条の三第二項、第四条の三、第五条の三、第六条の二、第六条の三」を削る。

第二十条中「、第九条第二項及び第十二条」を「及び第九条第二項」に改める。

(岡山県費負担教職員の給与等に関する条例の一部改正)

第三条 岡山県費負担教職員の給与等に関する条例(昭和三十一年岡山県条例第六十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「(次条第一項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)」を削る。

第四条第一項中「定年前再任用短時間勤務職員及び」を削る。

別表第一を次のように改める。

# 令和7年3月21日 岡山県公報 号外

## 別表第一（第三条関係）

### 小学校・中学校教育職員給料表

職員 の区 分	等級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円
	1	206,000	227,000	326,600	355,600	442,600
	2	208,300	229,400	328,400	357,100	443,900
	3	210,600	231,800	330,200	358,600	445,100
	4	212,800	234,200	331,900	360,100	446,400
	5	215,100	236,700	333,500	361,500	447,500
	6	217,400	239,100	335,400	362,900	448,600
	7	219,600	241,500	337,300	364,300	449,800
	8	221,800	243,900	339,200	365,700	451,000
	9	224,000	246,400	341,000	367,100	452,300
	10	226,200	248,000	343,000	368,400	453,500
	11	228,500	249,700	344,800	369,700	454,500
	12	230,700	251,300	346,600	371,000	455,600
	13	232,900	252,900	348,300	372,200	456,800
	14	235,000	254,400	350,000	373,500	457,600
	15	237,200	255,800	351,600	374,700	458,400
	16	239,400	257,200	353,200	375,900	459,300
	17	241,500	258,700	354,800	377,100	460,200
	18	243,300	259,900	356,100	378,300	460,700
	19	245,000	261,100	357,300	379,500	461,200
	20	246,800	262,300	358,500	380,600	461,700
	21	248,500	263,600	359,800	381,700	462,200
	22	249,800	264,800	361,200	382,900	
	23	251,100	266,000	362,600	384,100	
	24	252,400	267,200	363,900	385,200	
	25	253,700	268,500	365,200	386,300	
	26	254,800	270,400	366,600	387,500	
	27	255,900	272,200	368,000	388,700	
	28	257,000	274,000	369,300	389,800	
	29	258,000	275,600	370,600	390,900	
	30	259,300	277,800	372,000	392,100	
	31	260,400	280,000	373,300	393,300	
	32	261,600	282,200	374,600	394,400	
	33	262,700	284,500	375,900	395,500	
	34	263,900	286,800	377,100	396,700	
	35	265,000	289,200	378,300	397,900	
	36	266,100	291,300	379,500	399,100	
	37	267,300	293,400	380,700	400,300	
	38	268,500	295,400	381,900	401,600	
	39	269,700	297,300	383,100	402,800	
	40	270,900	299,100	384,300	404,000	

# 令和7年3月21日 岡山県公報 号外

41	272,200	300,900	385,400	405,200
42	273,400	302,800	386,600	406,500
43	274,700	304,600	387,800	407,500
44	275,900	306,300	389,000	408,600
45	276,900	308,000	390,100	409,800
46	277,800	309,800	391,400	411,000
47	278,700	311,500	392,700	412,200
48	279,500	313,100	393,900	413,400
49	280,200	314,700	394,800	414,500
50	281,000	316,400	396,000	415,500
51	281,700	318,200	397,000	416,800
52	282,400	319,900	398,100	418,000
53	283,200	321,200	398,900	419,200
54	284,000	323,100	400,000	420,300
55	284,800	324,900	401,000	421,400
56	285,500	326,600	402,000	422,500
57	286,200	328,300	403,100	423,500
58	287,000	330,200	404,100	424,700
59	287,800	331,900	405,200	425,900
60	288,500	333,600	406,300	427,100
61	289,100	335,300	407,300	427,700
62	289,800	337,100	408,400	428,500
63	290,500	338,900	409,500	429,200
64	291,100	340,600	410,500	429,700
65	291,800	342,300	411,400	430,000
66	292,500	343,600	412,300	430,300
67	293,200	344,900	413,300	430,700
68	293,900	346,200	414,300	431,100
69	294,600	347,700	415,100	431,400
70	295,400	349,200	415,900	431,800
71	296,100	350,700	416,600	432,100
72	296,800	352,200	417,400	432,400
73	297,300	353,600	418,100	432,700
74	298,000	355,100	418,700	433,100
75	298,700	356,600	419,400	433,400
76	299,300	358,100	420,100	433,700
77	299,900	359,500	420,700	434,000
78	300,600	361,000	421,400	434,300
79	301,200	362,500	421,900	434,600
80	301,800	364,000	422,500	434,800
81	302,400	365,400	422,900	435,000
82	303,000	366,700	423,300	
83	303,600	368,000	423,600	
84	304,200	369,200	423,900	
85	304,700	370,400	424,100	
86	305,200	371,600	424,400	
87	305,700	372,800	424,700	
88	306,200	373,900	424,900	

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

# 令和7年3月21日 岡山県公報 号外

89	306,600	375,000	425,100
90	307,200	376,100	425,400
91	307,700	377,200	425,700
92	308,200	378,300	425,900
93	308,500	379,400	426,100
94	309,000	380,600	426,400
95	309,500	381,700	426,700
96	309,900	382,800	426,900
97	310,300	383,800	427,100
98	310,800	384,800	
99	311,300	385,700	
100	311,700	386,600	
101	312,100	387,400	
102	312,500	388,400	
103	312,900	389,300	
104	313,200	390,200	
105	313,400	391,000	
106	313,700	391,900	
107	314,000	392,800	
108	314,200	393,700	
109	314,400	394,500	
110	314,600	395,500	
111	314,900	396,400	
112	315,200	397,300	
113	315,400	397,900	
114	315,600	398,800	
115	315,800	399,700	
116	316,100	400,600	
117	316,400	401,400	
118	316,600	402,100	
119	316,900	402,900	
120	317,200	403,700	
121	317,400	404,300	
122	317,600	405,000	
123	317,800	405,700	
124	318,100	406,300	
125	318,400	406,900	
126		407,600	
127		408,100	
128		408,700	
129		409,300	
130		409,900	
131		410,400	
132		410,900	
133		411,200	
134		411,500	
135		411,800	
136		412,100	



# 令和7年3月21日 岡山県公報 号外

137			412,400		
138			412,700		
139			413,000		
140			413,300		
141			413,600		
142			413,900		
143			414,200		
144			414,500		
145			414,700		
146			415,000		
147			415,300		
148			415,500		
149			415,700		
150			416,000		
151			416,300		
152			416,500		
153			416,700		
154			417,000		
155			417,300		
156			417,500		
157			417,700		
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		235,700	282,900	310,300	336,900

**備考**

- 1 この表は、小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭及び養護助教諭に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その等級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第四条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十五年岡山県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

第七条第四項を削り、同条第五項中「、第三項」を「及び前項」に改め、「及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給」を削り、同項を同条第四項とする。

第八条第一項中「から第十条まで」を「から第九条まで」に改め、「、第十九条の四」を削り、同条第二項中「第一条第一項、」を削り、「第十九条第二項の」を「第二項、第十九条第二項並びに第十九条の四第二項第一号の」に改め、「、給与条例第一条第一項中「及び災害派遣手当」とあるのは、「、災害派遣手当及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十五年岡山県条例第三十五号。以下「任期付職員条例」という。)第七条第四項に規定する特定任期付職員業績手当」とを削り、「任期付職員条例第七条」を「一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十五年岡山県条例第三十五号。以下「任期付職員条例」という。)第七条」に、「及び第十八条の四第一項」を「並びに第十八条の四第一項及び第二項」に、「百分の百二十七・五」を「百分の百二十五」に、「百分の百七十五」を「百分の九十五」と、給与条例第十九条の四第二項第一号中「百分の百五」とあるのは「百分の八十七・五」に改める。

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第五条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十五年岡山県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「から第十条まで」を「から第九条まで」に改め、同条第二項中「第十八条の四第一項及び」の下に「第二項並びに」を加え、「及び第十八条の四第一項」を「並びに第十八条の四第一項及び第二項」に改める。

(職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第六条 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例(令和四年岡山県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

附則第十一条第六項中「から第十条まで、第十条の三、第十条の四、第十条の六、第十二条、第十三条の二、第十三条の三」を「、第九条」に改める。

#### 附則

(施行期日)

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。  
(号給の切替え)

2 令和七年四月一日(以下「切替日」という。)の前日において岡山県職員給与条例(以下「給与条例」という。)別表第一から別表第五までの給料表の適用を受けていた職員及び岡山県県費負担教職員の給与等に関する条例別表第一の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた等級が附則別表に掲げられている等級であったものの切替日における号給(次項及び同表において「新号給」という。)は、切替日の前日においてその者が属していた等級及び同日

においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

（切替日前の異動者の号給の調整）

3 切替日前に等級を異にする異動をした職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が切替日において等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（令和八年三月三十一日までの間における扶養手当に関する経過措置）

4 切替日から令和八年三月三十一日までの間における第一条の規定による改正後の給与条例（以下「改正後給与条例」という。）第九条及び第二条の規定による改正後の岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（以下「改正後企業職員給与条例」という。）第四条の規定の適用については、改正後給与条例第九条第一項ただし書及び改正後企業職員給与条例第四条第一項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第六号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその等級が八級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその等級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員に対しては」と、改正後給与条例第九条第二項中「五 精神又は身体に重度の障害がある者で人事委員会規則で定めるもの」とあるのは、

「五 精神又は身体に重度の障害がある者で人事委員  
六 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同

員会規則で定めるもの  
と、改正後企業職員給与条例第四条第二項中「五 精神又は身体に重

度の障害がある者で別に定めるもの」とあるのは、  
「五 精神又は身体に重度の障害がある者で別

に定めるもの  
と、改正後給与条例第九条第三項中「一万三千元」とあるのは「一

と同様の事情にある者を含む。」  
万五千円」と、「とする」とあるのは「、前項第六号に該当する扶養親族については三千元とする」  
とする。

（令和十年三月三十一日までの間における地域手当に関する経過措置）

5 切替日から令和十年三月三十一日までの間における地域手当の月額は、改正後給与条例第十条の二第二項及び第三項の規定にかかわらず、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、人事委員会規則で定める地域手当の級地の区分に応じて、百分の二十を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、この項前段の地域手当の級地は、人事委員会規則で定める。

6 人事委員会は、前項前段の人事委員会規則を定めるに当たっては、当該人事委員会規則で定める地域手当の級地の区分及び割合（以下この項において「級地区分等」という。）が令和十年四月一日以降に適用される新たな級地区分等への円滑な移行を図るためのものであることを踏まえ、級地区分等の変更に伴う職員の生活への影響及び当該変更に必要な原資を考慮しつつ、級地区分等の段

階的な変更が行われるようにしなければならない。

7 切替日から令和十年三月三十一日までの間における給与条例第十条の三及び第十条の四の規定の適用については、給与条例第十条の三中「には、前条」とあるのは「には、前条又は岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例（令和七年岡山県条例第二号。以下「令和七年改正条例」という。）附則第五項」と、「間、同条」とあるのは「間、同条又は同項」と、給与条例第十条の四第一項中「同条第二項各号に」とあるのは「令和七年改正条例附則第五項の人事委員会規則で」と、「同条第一項」とあるのは「第十条の二第一項」と、「前二条」とあるのは「前二条又は令和七年改正条例附則第五項」と、同項第一号中「第十条の二第二項各号に」とあるのは「令和七年改正条例附則第五項の人事委員会規則で」と、同条第二項中「前二条」とあるのは「前二条又は令和七年改正条例附則第五項」とする。

（通勤手当及び単身赴任手当に関する経過措置）

8 改正後給与条例第十一条第四項及び第十一条の二第三項並びに改正後企業職員給与条例第五条の二第二項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

（再任用職員への特地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置）

9 切替日以後に新たに定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第三項に規定する職員をいう。）及び暫定再任用職員（職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例附則第三条第四項に規定する職員をいう。）（以下「再任用職員」という。）に対して適用されることとなる給与条例第十三条の三及び岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（以下「企業職員給与条例」という。）第六条の三の規定は、切替日以後に給与条例第十三条の三第一項及び企業職員給与条例第六条の三第一項に規定する異動をした再任用職員又は切替日以後に給与条例第十三条の三第一項及び企業職員給与条例第六条の三第一項に規定する公署の移転があった再任用職員について適用する。

（再任用職員へのへき地手当に準ずる手当に関する経過措置）

10 切替日以後に新たに再任用職員に対して適用されることとなる岡山県県費負担教職員の給与等に関する条例第五条第一項の規定は、切替日以後に同項に規定する異動をした再任用職員又は切替日以後に同項に規定する学校等の移転があった再任用職員について適用する。

（人事委員会への委任）

11 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

# 令和7年3月21日 岡山県公報 号外

附則別表 号給の切替表（附則第二項関係）

- (1) 岡山県職員給与条例別表第一から別表第五までの給料表の適用を受ける職員の新号給  
イ 行政職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給						
	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1	1
15	11	7	7	3	1	1	1
16	12	8	8	4	1	1	1
17	13	9	9	5	1	1	1
18	14	10	10	6	2	1	2
19	15	11	11	7	3	1	2
20	16	12	12	8	4	1	2
21	17	13	13	9	5	1	2
22	18	14	14	10	6	1	2
23	19	15	15	11	7	1	3
24	20	16	16	12	8	2	3
25	21	17	17	13	9	2	3
26	22	18	18	14	10	2	3
27	23	19	19	15	11	2	4
28	24	20	20	16	12	3	4
29	25	21	21	17	13	3	4

# 令和7年3月21日 岡山県公報 号外

30	26	22	22	18	14	3	4
31	27	23	23	19	15	3	5
32	28	24	24	20	16	3	5
33	29	25	25	21	17	3	5
34	30	26	26	22	18	4	5
35	31	27	27	23	19	4	6
36	32	28	28	24	20	4	6
37	33	29	29	25	21	4	6
38	34	30	30	26	22	4	6
39	35	31	31	27	23	4	6
40	36	32	32	28	24	4	7
41	37	33	33	29	25	4	7
42	38	34	34	30	26	5	
43	39	35	35	31	27	5	
44	40	36	36	32	28	5	
45	41	37	37	33	29	5	
46	42	38	38	34	30		
47	43	39	39	35	31		
48	44	40	40	36	32		
49	45	41	41	37	33		
50	46	42	42	38	34		
51	47	43	43	39	35		
52	48	44	44	40	36		
53	49	45	45	41	37		
54	50	46	46	42	38		
55	51	47	47	43	39		
56	52	48	48	44	40		
57	53	49	49	45	41		
58	54	50	50	46	42		
59	55	51	51	47	43		
60	56	52	52	48	44		
61	57	53	53	49	45		
62	58	54	54	50			
63	59	55	55	51			

令和7年3月21日 岡山県公報 号外

64	60	56	56	52			
65	61	57	57	53			
66	62	58	58	54			
67	63	59	59	55			
68	64	60	60	56			
69	65	61	61	57			
70	66	62	62	58			
71	67	63	63	59			
72	68	64	64	60			
73	69	65	65	61			
74	70	66	66	62			
75	71	67	67	63			
76	72	68	68	64			
77	73	69	69	65			
78	74	70	70	66			
79	75	71	71	67			
80	76	72	72	68			
81	77	73	73	69			
82	78	74	74	70			
83	79	75	75	71			
84	80	76	76	72			
85	81	77	77	73			
86	82	78	78				
87	83	79	79				
88	84	80	80				
89	85	81	81				
90	86	82	82				
91	87	83	83				
92	88	84	84				
93	89	85	85				
94	90						
95	91						
96	92						
97	93						

令和7年3月21日 岡山県公報 号外

98	94						
99	95						
100	96						
101	97						
102	98						
103	99						
104	100						
105	101						
106	102						
107	103						
108	104						
109	105						
110	106						
111	107						
112	108						
113	109						



# 令和7年3月21日 岡山県公報 号外

ロ 公安職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給					
	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1
15	11	7	7	3	1	1
16	12	8	8	4	1	1
17	13	9	9	5	1	1
18	14	10	10	6	2	1
19	15	11	11	7	3	1
20	16	12	12	8	4	1
21	17	13	13	9	5	1
22	18	14	14	10	6	1
23	19	15	15	11	7	1
24	20	16	16	12	8	2
25	21	17	17	13	9	2
26	22	18	18	14	10	2
27	23	19	19	15	11	2
28	24	20	20	16	12	3
29	25	21	21	17	13	3
30	26	22	22	18	14	3
31	27	23	23	19	15	3

# 令和7年3月21日 岡山県公報 号外

32	28	24	24	20	16	3
33	29	25	25	21	17	3
34	30	26	26	22	18	4
35	31	27	27	23	19	4
36	32	28	28	24	20	4
37	33	29	29	25	21	4
38	34	30	30	26	22	4
39	35	31	31	27	23	4
40	36	32	32	28	24	4
41	37	33	33	29	25	4
42	38	34	34	30	26	5
43	39	35	35	31	27	5
44	40	36	36	32	28	5
45	41	37	37	33	29	5
46	42	38	38	34	30	
47	43	39	39	35	31	
48	44	40	40	36	32	
49	45	41	41	37	33	
50	46	42	42	38	34	
51	47	43	43	39	35	
52	48	44	44	40	36	
53	49	45	45	41	37	
54	50	46	46	42	38	
55	51	47	47	43	39	
56	52	48	48	44	40	
57	53	49	49	45	41	
58	54	50	50	46	42	
59	55	51	51	47	43	
60	56	52	52	48	44	
61	57	53	53	49	45	
62	58	54	54	50		
63	59	55	55	51		
64	60	56	56	52		
65	61	57	57	53		

令和7年3月21日 岡山県公報 号外

66	62	58	58	54		
67	63	59	59	55		
68	64	60	60	56		
69	65	61	61	57		
70	66	62	62	58		
71	67	63	63	59		
72	68	64	64	60		
73	69	65	65	61		
74	70	66	66	62		
75	71	67	67	63		
76	72	68	68	64		
77	73	69	69	65		
78	74	70	70	66		
79	75	71	71	67		
80	76	72	72	68		
81	77	73	73	69		
82	78	74	74	70		
83	79	75	75	71		
84	80	76	76	72		
85	81	77	77	73		
86	82	78	78			
87	83	79	79			
88	84	80	80			
89	85	81	81			
90	86	82	82			
91	87	83	83			
92	88	84	84			
93	89	85	85			
94	90					
95	91					
96	92					
97	93					
98	94					
99	95					

令和7年3月21日 岡山県公報 号外

100	96					
101	97					
102	98					
103	99					
104	100					
105	101					
106	102					
107	103					
108	104					
109	105					
110	106					
111	107					
112	108					
113	109					
114	110					
115	111					
116	112					
117	113					
118	114					
119	115					
120	116					
121	117					
122	118					
123	119					
124	120					
125	121					

# 令和7年3月21日 岡山県公報 号外

ハ 教育職給料表（一）の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給		
	特2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	2
19	7	3	3
20	8	4	4
21	9	5	5
22	10	6	6
23	11	7	7
24	12	8	8
25	13	9	9
26	14	10	10
27	15	11	11
28	16	12	12
29	17	13	13
30	18	14	14
31	19	15	15

# 令和7年3月21日 岡山県公報 号外

32	20	16	16
33	21	17	17
34	22	18	18
35	23	19	19
36	24	20	20
37	25	21	21
38	26	22	
39	27	23	
40	28	24	
41	29	25	
42	30	26	
43	31	27	
44	32	28	
45	33	29	
46	34	30	
47	35	31	
48	36	32	
49	37	33	
50	38	34	
51	39	35	
52	40	36	
53	41	37	
54	42	38	
55	43	39	
56	44	40	
57	45	41	
58	46	42	
59	47	43	
60	48	44	
61	49	45	
62	50	46	
63	51	47	
64	52	48	
65	53	49	

令和7年3月21日 岡山県公報 号外

66	54	50	
67	55	51	
68	56	52	
69	57	53	
70	58	54	
71	59	55	
72	60	56	
73	61	57	
74	62	58	
75	63	59	
76	64	60	
77	65	61	
78	66		
79	67		
80	68		
81	69		
82	70		
83	71		
84	72		
85	73		
86	74		
87	75		
88	76		
89	77		
90	78		
91	79		
92	80		
93	81		
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		
98	86		
99	87		

令和7年3月21日 岡山県公報 号外

100	88		
101	89		
102	90		
103	91		
104	92		
105	93		
106	94		
107	95		
108	96		
109	97		



# 令和7年3月21日 岡山県公報 号外

## ニ 教育職給料表（二）の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給		
	特2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	2	1
15	3	3	1
16	4	4	1
17	5	5	1
18	6	6	2
19	7	7	3
20	8	8	4
21	9	9	5
22	10	10	6
23	11	11	7
24	12	12	8
25	13	13	9
26	14	14	10
27	15	15	11
28	16	16	12
29	17	17	13
30	18	18	14
31	19	19	15

# 令和7年3月21日 岡山県公報 号外

32	20	20	16
33	21	21	17
34	22	22	18
35	23	23	19
36	24	24	20
37	25	25	21
38	26	26	
39	27	27	
40	28	28	
41	29	29	
42	30	30	
43	31	31	
44	32	32	
45	33	33	
46	34	34	
47	35	35	
48	36	36	
49	37	37	
50	38	38	
51	39	39	
52	40	40	
53	41	41	
54	42	42	
55	43	43	
56	44	44	
57	45	45	
58	46	46	
59	47	47	
60	48	48	
61	49	49	
62	50	50	
63	51	51	
64	52	52	
65	53	53	

# 令和7年3月21日 岡山県公報 号外

66	54	54	
67	55	55	
68	56	56	
69	57	57	
70	58	58	
71	59	59	
72	60	60	
73	61	61	
74	62	62	
75	63	63	
76	64	64	
77	65	65	
78	66	66	
79	67	67	
80	68	68	
81	69	69	
82	70	70	
83	71	71	
84	72	72	
85	73	73	
86	74	74	
87	75	75	
88	76	76	
89	77	77	
90	78	78	
91	79	79	
92	80	80	
93	81	81	
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		
98	86		
99	87		

令和7年3月21日 岡山県公報 号外

100	88		
101	89		
102	90		
103	91		
104	92		
105	93		
106	94		
107	95		
108	96		
109	97		

# 令和7年3月21日 岡山県公報 号外

ホ 研究職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給		
	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	2	1	1
11	3	1	1
12	4	1	1
13	5	1	1
14	6	1	1
15	7	1	1
16	8	1	1
17	9	1	1
18	10	2	1
19	11	3	1
20	12	4	1
21	13	5	2
22	14	6	2
23	15	7	2
24	16	8	2
25	17	9	3
26	18	10	3
27	19	11	3
28	20	12	3
29	21	13	4
30	22	14	4
31	23	15	4

# 令和7年3月21日 岡山県公報 号外

32	24	16	4
33	25	17	5
34	26	18	5
35	27	19	5
36	28	20	5
37	29	21	6
38	30	22	6
39	31	23	6
40	32	24	6
41	33	25	7
42	34	26	7
43	35	27	7
44	36	28	7
45	37	29	8
46	38	30	8
47	39	31	8
48	40	32	8
49	41	33	8
50	42	34	9
51	43	35	9
52	44	36	9
53	45	37	9
54	46	38	9
55	47	39	9
56	48	40	10
57	49	41	10
58	50	42	10
59	51	43	10
60	52	44	10
61	53	45	10
62	54	46	10
63	55	47	11
64	56	48	11
65	57	49	11

令和7年3月21日 岡山県公報 号外

66	58	50	11
67	59	51	11
68	60	52	11
69	61	53	11
70	62	54	12
71	63	55	12
72	64	56	12
73	65	57	12
74	66		
75	67		
76	68		
77	69		
78	70		
79	71		
80	72		
81	73		
82	74		
83	75		
84	76		
85	77		
86	78		
87	79		
88	80		
89	81		

# 令和7年3月21日 岡山県公報 号外

へ 医療職給料表（一）の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給		
	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	1
19	7	3	1
20	8	4	1
21	9	5	1
22	10	6	1
23	11	7	1
24	12	8	1
25	13	9	1
26	14	10	1
27	15	11	1
28	16	12	1
29	17	13	1
30	18	14	1
31	19	15	1



# 令和7年3月21日 岡山県公報 号外

32	20	16	1
33	21	17	1
34	22	18	1
35	23	19	1
36	24	20	1
37	25	21	1
38	26	22	2
39	27	23	2
40	28	24	2
41	29	25	2
42	30	26	3
43	31	27	3
44	32	28	3
45	33	29	3
46	34	30	4
47	35	31	4
48	36	32	4
49	37	33	4
50	38	34	4
51	39	35	5
52	40	36	5
53	41	37	5
54	42	38	5
55	43	39	5
56	44	40	6
57	45	41	6
58	46	42	6
59	47	43	6
60	48	44	6
61	49	45	7
62	50	46	7
63	51	47	7
64	52	48	7
65	53	49	8

# 令和7年3月21日 岡山県公報 号外

66	54	50	
67	55	51	
68	56	52	
69	57	53	
70	58	54	
71	59	55	
72	60	56	
73	61	57	
74	62	58	
75	63	59	
76	64	60	
77	65	61	
78	66	62	
79	67	63	
80	68	64	
81	69	65	
82	70	66	
83	71	67	
84	72	68	
85	73	69	
86	74	70	
87	75	71	
88	76	72	
89	77	73	
90	78		
91	79		
92	80		
93	81		
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		

# 令和7年3月21日 岡山県公報 号外

ト 医療職給料表（二）の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給					
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	2	1	1	1	1
7	3	3	1	1	1	1
8	4	4	1	1	1	1
9	5	5	1	1	1	1
10	6	6	2	1	1	1
11	7	7	3	1	1	1
12	8	8	4	1	1	1
13	9	9	5	1	1	1
14	10	10	6	2	1	1
15	11	11	7	3	1	1
16	12	12	8	4	1	1
17	13	13	9	5	1	1
18	14	14	10	6	2	2
19	15	15	11	7	3	3
20	16	16	12	8	4	4
21	17	17	13	9	5	5
22	18	18	14	10	6	6
23	19	19	15	11	7	7
24	20	20	16	12	8	8
25	21	21	17	13	9	9
26	22	22	18	14	10	10
27	23	23	19	15	11	11
28	24	24	20	16	12	12
29	25	25	21	17	13	13
30	26	26	22	18	14	14
31	27	27	23	19	15	15

# 令和7年3月21日 岡山県公報 号外

32	28	28	24	20	16	16
33	29	29	25	21	17	17
34	30	30	26	22	18	18
35	31	31	27	23	19	19
36	32	32	28	24	20	20
37	33	33	29	25	21	21
38	34	34	30	26	22	
39	35	35	31	27	23	
40	36	36	32	28	24	
41	37	37	33	29	25	
42	38	38	34	30	26	
43	39	39	35	31	27	
44	40	40	36	32	28	
45	41	41	37	33	29	
46	42	42	38	34	30	
47	43	43	39	35	31	
48	44	44	40	36	32	
49	45	45	41	37	33	
50	46	46	42	38	34	
51	47	47	43	39	35	
52	48	48	44	40	36	
53	49	49	45	41	37	
54	50	50	46	42		
55	51	51	47	43		
56	52	52	48	44		
57	53	53	49	45		
58	54	54	50	46		
59	55	55	51	47		
60	56	56	52	48		
61	57	57	53	49		
62	58	58	54	50		
63	59	59	55	51		
64	60	60	56	52		
65	61	61	57	53		

# 令和7年3月21日 岡山県公報 号外

66	62	62	58			
67	63	63	59			
68	64	64	60			
69	65	65	61			
70	66	66	62			
71	67	67	63			
72	68	68	64			
73	69	69	65			
74	70	70	66			
75	71	71	67			
76	72	72	68			
77	73	73	69			
78	74	74	70			
79	75	75	71			
80	76	76	72			
81	77	77	73			
82	78	78	74			
83	79	79	75			
84	80	80	76			
85	81	81	77			
86	82	82				
87	83	83				
88	84	84				
89	85	85				
90	86	86				
91	87	87				
92	88	88				
93	89	89				
94	90	90				
95	91	91				
96	92	92				
97	93	93				
98	94	94				
99	95	95				

令和7年3月21日 岡山県公報 号外

100	96	96				
101	97	97				
102	98	98				
103	99	99				
104	100	100				
105	101	101				
106	102					
107	103					
108	104					
109	105					
110	106					
111	107					
112	108					
113	109					

# 令和7年3月21日 岡山県公報 号外

チ 医療職給料表（三）の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給				
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	2	1	1	1
7	3	3	1	1	1
8	4	4	1	1	1
9	5	5	1	1	1
10	6	6	2	1	1
11	7	7	3	1	1
12	8	8	4	1	1
13	9	9	5	1	1
14	10	10	6	2	1
15	11	11	7	3	1
16	12	12	8	4	1
17	13	13	9	5	1
18	14	14	10	6	2
19	15	15	11	7	3
20	16	16	12	8	4
21	17	17	13	9	5
22	18	18	14	10	6
23	19	19	15	11	7
24	20	20	16	12	8
25	21	21	17	13	9
26	22	22	18	14	10
27	23	23	19	15	11
28	24	24	20	16	12
29	25	25	21	17	13
30	26	26	22	18	14
31	27	27	23	19	15

# 令和7年3月21日 岡山県公報 号外

32	28	28	24	20	16
33	29	29	25	21	17
34	30	30	26	22	18
35	31	31	27	23	19
36	32	32	28	24	20
37	33	33	29	25	21
38	34	34	30	26	22
39	35	35	31	27	23
40	36	36	32	28	24
41	37	37	33	29	25
42	38	38	34	30	26
43	39	39	35	31	27
44	40	40	36	32	28
45	41	41	37	33	29
46	42	42	38	34	30
47	43	43	39	35	31
48	44	44	40	36	32
49	45	45	41	37	33
50	46	46	42	38	34
51	47	47	43	39	35
52	48	48	44	40	36
53	49	49	45	41	37
54	50	50	46	42	38
55	51	51	47	43	39
56	52	52	48	44	40
57	53	53	49	45	41
58	54	54	50	46	
59	55	55	51	47	
60	56	56	52	48	
61	57	57	53	49	
62	58	58	54	50	
63	59	59	55	51	
64	60	60	56	52	
65	61	61	57	53	



令和7年3月21日 岡山県公報 号外

66	62	62	58	54	
67	63	63	59	55	
68	64	64	60	56	
69	65	65	61	57	
70	66	66	62		
71	67	67	63		
72	68	68	64		
73	69	69	65		
74	70	70	66		
75	71	71	67		
76	72	72	68		
77	73	73	69		
78	74	74	70		
79	75	75	71		
80	76	76	72		
81	77	77	73		
82	78	78	74		
83	79	79	75		
84	80	80	76		
85	81	81	77		
86	82	82	78		
87	83	83	79		
88	84	84	80		
89	85	85	81		
90	86	86	82		
91	87	87	83		
92	88	88	84		
93	89	89	85		
94	90	90			
95	91	91			
96	92	92			
97	93	93			
98	94	94			
99	95	95			

# 令和7年3月21日 岡山県公報 号外

100	96	96			
101	97	97			
102	98	98			
103	99	99			
104	100	100			
105	101	101			
106	102	102			
107	103	103			
108	104	104			
109	105	105			
110	106	106			
111	107	107			
112	108	108			
113	109	109			
114	110				
115	111				
116	112				
117	113				
118	114				
119	115				
120	116				
121	117				
122	118				
123	119				
124	120				
125	121				

# 令和7年3月21日 岡山県公報 号外

(2) 岡山県県費負担教職員の給与等に関する条例別表第一小学校・中学校教育職員給料表の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給		
	特2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	2	1
15	3	3	1
16	4	4	1
17	5	5	1
18	6	6	2
19	7	7	3
20	8	8	4
21	9	9	5
22	10	10	6
23	11	11	7
24	12	12	8
25	13	13	9
26	14	14	10
27	15	15	11
28	16	16	12
29	17	17	13
30	18	18	14

令和7年3月21日 岡山県公報 号外

31	19	19	15
32	20	20	16
33	21	21	17
34	22	22	18
35	23	23	19
36	24	24	20
37	25	25	21
38	26	26	
39	27	27	
40	28	28	
41	29	29	
42	30	30	
43	31	31	
44	32	32	
45	33	33	
46	34	34	
47	35	35	
48	36	36	
49	37	37	
50	38	38	
51	39	39	
52	40	40	
53	41	41	
54	42	42	
55	43	43	
56	44	44	
57	45	45	
58	46	46	
59	47	47	
60	48	48	
61	49	49	
62	50	50	
63	51	51	
64	52	52	

# 令和7年3月21日 岡山県公報 号外

65	53	53	
66	54	54	
67	55	55	
68	56	56	
69	57	57	
70	58	58	
71	59	59	
72	60	60	
73	61	61	
74	62	62	
75	63	63	
76	64	64	
77	65	65	
78	66	66	
79	67	67	
80	68	68	
81	69	69	
82	70	70	
83	71	71	
84	72	72	
85	73	73	
86	74	74	
87	75	75	
88	76	76	
89	77	77	
90	78	78	
91	79	79	
92	80	80	
93	81	81	
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		
98	86		

令和7年3月21日 岡山県公報 号外

99	87		
100	88		
101	89		
102	90		
103	91		
104	92		
105	93		
106	94		
107	95		
108	96		
109	97		

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県条例第三号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和二十六年岡山県条例第五十八号）の一部を次のように改正する。

第二条の四第一項中「三歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改める。

第九条の五の次に次の二条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至つた職員に対する意向確認等）

第九条の六 任命権者は、職員が配偶者等（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定めるものをいう。）が当該職員の介護を必要とする状況に至つたことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（以下「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が四十歳に達した日の属する年度（四月一日から翌年の三月三十一日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

3 任命権者は、職員が第一項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第九条の七 任命権者は、介護両立支援制度等の利用に係る請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- 二 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- 三 その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

岡山県職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県条例第四号

岡山県職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例

（岡山県職員等の旅費に関する条例の一部改正）

第一条 岡山県職員等の旅費に関する条例（昭和二十七年岡山県条例第四十四号）の一部を次のよう

に改正する。

第一条第二項中「定が」を「定めが」に、「外、」を「ほか、」に改める。

第二条中「左の」を「次の」に改め、同条第一号中「職員については」を「場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には」に、「又は居所」を「、居所その他旅行命令権者が認める場所」に改め、同条第三号中「若しくはその扶養親族」を削り、「根拠地」を「根拠」に改め、同条第四号中「扶養親族」を「家族」に、「届出をしない」を「婚姻の届出をしていない」に、「主として職員の収入によつて生計を維持している」を「職員と生計を一にする」に改める。

第三条第二項中「、その配偶者」を削り、同条第四項中「依頼」の下に「又は要求」を加え、同条第五項中「県費」を「法律又は他の条例に特別の定めがある場合その他県費」に改め、同条第六項中「（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。）がその出発前に」を「が、」に、「を取り消され」を「の変更（取消しを含む。同項及び同条第四項並びに第五条において同じ。）を受け」に、「において」を「その他規則で定める場合には」に改め、「があるときは、当該金額」を削り、「なつた金額で知事が」を「なる金額又は支出を要する金額で規則で」に改め、同条第七項中「（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。）及び「交通機関の事故又は」を削り、「知事が」を「規則で」に改める。

第四条第一項中「左の」を「次の」に改め、「任命権者又はその委任を受けた者（以下「」及び「（という。）」を削り、同条第二項中「、公務」を「公務」に、「且つ」を「かつ」に改め、同条第三項中「を」を削り、「取消を含む。以下同じ。）」を「の変更を」に、「第五条第一項」を「次条第一項」に、「基き、これを」を「基づき、その」を「に改め、同条第四項中「これを」を「を」に改め、「その」を「以下」に、「以下」を「当該旅行命令簿又は旅行依頼簿に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を含む。以下」に、「当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示」を「規則で定める事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知して」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「旅行に関する事項を記載しこれを提示」を「事項の記載又は記録を」に、「これを」を「その」を「に改め、同条第五項中「旅行命令権者は、」を「前項ただし書の規定により」に、「これを」を「その」を「に、「すみやかに、」を「速やかに」に、「当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示」を「同項に定める事項の記載又は記録を」に改め、同条第六項中「当該旅行に関する事項を記載しこれを提示」を「規則で定める事項の記載又は記録をしこれを通知」に、「これを」を「その」を「に改め、同条第七項中「の記載事項及び様式は、知事が定める」を「が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下同じ。）をもつて通知することができる」に改める。



第五条第一項中「変更された」を「変更を受けた」に、「本条」を「この条」に、「を申請」を「の申請を」に改め、同条第二項中「旅行命令等変更」を「旅行命令等の変更」に、「すみやかに、」を「速やかに」に改め、同条第三項中「前二項」を「前二項」に、「を申請」を「の申請を」に、「において」を「において、」に改める。

第六条の見出し中「種類」を「種目及び内容」に改め、同条第一項中「種類」を「種目」に、「車賃、宿泊料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当」に、「移転料、着後手当及び扶養親族移転料とする」を「転居費、着後滞在費及び家族移転費とし、これらの内容については、第十条から第二十条までに定めるところによる」に改め、同条第二項から第十項までを削る。

第七条中「最も」を「旅行に要する実費を弁償するためのものとして前条及び第十条から第二十条までに規定する種目及び内容に基づき、最も」に、「より計算」を「よつて計算」に、「よつて旅行」を「より旅行」に改める。

第八条から第十一条までを削る。

第十二条第一項中「に必要」を「(当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下この条において同じ。)に必要」に、「書類を」を「資料を」に、「添附書類」を「資料」に改め、「の額」を削り、「ため」を「ため、」に改め、「金額の」を削り、同条第二項及び第三項中「に当該」を「に、当該」に改め、同条第四項中「支払った」を「支出し、又は支払った」に、「前項」を「前項」に、「支払う旅費額」を「支出し、又は支払う給与又は旅費の額」に改め、同条第五項中「並びに」を「及び必要な資料の種類、記載事項又は記録事項、」に、「は、知事が」を「並びに第四項に規定する給与の種類その他必要な事項は、規則で」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 第一項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法をもつて提出することができる。

6 前項の規定により請求書又は資料の提出が電磁的方法により行われたときは、支払者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に当該請求書又は資料を提出したものとみなす。

第十二条を第八条とする。

第十三条中「定が」を「定めが」に、「外」を「ほか」に、「旅費と」を「ものと」に改め、同条を第九条とする。

第二章を次のように改める。

## 第二章 内国旅行の旅費

### (鉄道賃)

第十条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第一項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正十年法律第七十六号）第一条第一項に規定する軌道その他規則で定めるものをいう。次項及び第十三条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第二号から第五号までに掲げる費用は、第一号に掲げる運賃

に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

一 運賃

二 急行料金

三 寝台料金

四 座席指定料金

五 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第一号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(船賃)

第十一条 船賃は、船舶(海上運送法(昭和二十四年法律第百八十七号)第二条第二項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他規則で定めるものをいう。次項及び第十三条において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第二号から第四号までに掲げる費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

一 運賃

二 寝台料金

三 座席指定料金

四 前三号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第一号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(航空賃)

第十二条 航空賃は、航空機(航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第二条第十八項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他規則で定めるものをいう。次項及び次条において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第二号及び第三号に掲げる費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

一 運賃

二 座席指定料金

三 前二号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第一号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(その他の交通費)

第十三条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第二号から第四号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

一 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第三条第一号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃

二 道路運送法第三条第一号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

三 前二号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第八十条第一項の許可を受けて業として有償で貸し渡し家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用

四 前三号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第一号から第三号までに掲げる費用は、その額が不明であることその他やむを得ない事情がある場合には、路程に応じ一キロメートルにつき規則で定める額により計算した額とする。

3 前項に規定する費用の額は、全路程を通算して計算するものとし、通算した路程に一キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

（宿泊費）

第十四条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、規則で定める額（次条において、「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

（包括宿泊費）

第十五条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第十条から第十三条までの規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

（宿泊手当）

第十六条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して規則で定める一夜当たりの定額とする。

（旅行雑費）

第十七条 旅行雑費は、宿泊を伴わない旅行における通信連絡に要する費用（公務のため特に必要とするものに限る。）とし、その額は、規則で定める一日当たりの定額とする。

（転居費）

第十八条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第二十条第一項各号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。

（着後滞在費）

第十九条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、五夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

（家族移転費）

第二十条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とす

る。

一 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族一人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

二 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から一年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、前号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第二号に規定する期間を延長することができる。

（退職者等の旅費）

第二十一条 第三条第二項第一号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から三月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

2 前項の場合において、退職等となつた職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 任命権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第一項に規定する期間を延長することができる。

（遺族の旅費）

第二十二条 第三条第二項第二号又は第三号の規定により支給する旅費は、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

（旅費の支給額の上限）

第二十三条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第十条第一項各号、第十一条第一項各号、第十二条第一項各号及び第十三条第一項各号に掲げる各費用について、当該各条及び第七条の規定により計算した額と現に支払つた額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額（第十三条第一項第一号から第三号までに掲げる各費用について、同条第二項の規定により計算した額とする場合は、当該計算した額）を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、当該各種目について第十四条、第十五条、第十八条、第十九条及び第二十条第一項並びに第七条の規定により計算した額と現に支払つた額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

第三章中第二十五条を第二十四条とする。

第二十六条第一項中「公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他」を「県以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における」に改め、「当該」を削り、「条例」を「条例の規定」に、「こゝえた」を「超えた」に、「とき」を「場合において」に、「いえる」を「超える」



に改め、「の旅費又は」の下に「その」を加え、同条第二項中「、又は」を「又は」に、「知事と」を「知事に」に改め、同条を第二十五条とする。

第二十七条を第二十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

(旅費の返納)

第二十七条 支払者は、旅行者がこの条例の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、当該旅費を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支払者は、前項に規定する返納に代えて、当該支払者がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

別表第一及び別表第二を削る。

(知事等の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第二条 知事等の給与及び旅費に関する条例(昭和三十二年岡山県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「種類」を「種目」に、「車賃、宿泊料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当」に、「移転料、着後手当及び扶養親族移転料」を「転居費、着後滞在費及び家族移転費」に改め、同条第二項中「宿泊料及び移転料」を「宿泊費及び包括宿泊費」に、「車賃」を「その他の交通費、宿泊手当」に、「着後手当及び扶養親族移転料」を「転居費、着後滞在費及び家族移転費」に改め、同条第三項中「第三号」を「第四号」に、「中指定職の職務にある者」を「及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令(令和六年政令第三百六号)中の指定職職員等」に、「同条第四号から第六号まで」を「同条第五号及び第六号」に改める。

別表第二を次のように改める。

別表第二(第四条関係)

区 分	
知事	鉄道賃・船賃・宿泊費・包括宿泊費 国家公務員の指定職員等が支給を受ける額に相当する額
副知事	
公営企業管理者	
教育長	
人事委員会の常勤の委員	
常勤の監査委員	一般職の職員が支給を受ける額に相当する額

(非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第三条 非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和三十二年岡山県条例第六号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「前項の」を「前項の規定による」に、「種類」を「種目」に、「車賃、宿泊料」

を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当」に、「及び宿泊料」を「宿泊費及び包括宿泊費」に、「車賃及び」を「その他の交通費、宿泊手当及び」に改める。

（証人、参考人、鑑定人等の費用弁償及び手当に関する条例の一部改正）

第四条 証人、参考人、鑑定人等の費用弁償及び手当に関する条例（昭和三十二年岡山県条例第九号）

の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「種類」を「種目」に改め、同条中「種類」を「種目」に、「車賃、宿泊料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当」に改める。

（岡山県短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び岡山県会計年度任用職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正）

第五条 次に掲げる条例の規定中「種類」を「種目」に、「車賃、宿泊料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当」に改める。

一 岡山県短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年岡山県条例第四十四号）第十二条第二項

二 岡山県会計年度任用職員の給与及び旅費に関する条例（令和元年岡山県条例第四十五号）第二十五条第二項

（精神保健指定医の報酬額及び費用弁償額並びに支給方法条例の一部改正）

第六条 精神保健指定医の報酬額及び費用弁償額並びに支給方法条例（昭和二十五年岡山県条例第八十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「車賃、宿泊料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当」に改める。

## 附則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 第一条の規定による改正後の岡山県職員等の旅費に関する条例（以下「新職員旅費条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）以後に新職員旅費条例第二条第一号に規定する旅行命令権者が新職員旅費条例第三条第五項の規定により旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前に改正前の岡山県職員等の旅費に関する条例（以下この項及び附則第四項において「旧職員旅費条例」という。）第四条第一項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等（以下「旧旅行命令等」という。）を発した旅行及び旧職員旅費条例第三条第五項の規定により旅費の支給を決定した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧職員旅費条例第四条第一項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等（以下「旧旅行命令等」という。）を発し、かつ、施行日以後に新職員旅費条例第二条第一号に規定する旅行命令権者が新職員旅費条例第四条第三項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新職員旅費条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適

用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

3 新職員旅費条例第三条第二項の規定は、施行日以後に退職、免職（罷免を含む）、失職若しくは休職（以下この項において「退職等」という。）となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。

4 新職員旅費条例第三条第六項及び第七項の規定は、これらの項に規定する者が同条第一項、第二項、第四項及び第五項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧職員旅費条例第三条第一項、第二項、第四項及び第五項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

5 新職員旅費条例第二十七条の規定は、新職員旅費条例の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

6 第二条の規定による改正後の知事等の給与及び旅費に関する条例の規定、第三条の規定による改正後の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定、第四条の規定による改正後の証人、参考人、鑑定人等の費用弁償及び手当に関する条例の規定、第五条第一号の規定による改正後の岡山県短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定、同条第二号の規定による改正後の岡山県会計年度任用職員の給与及び旅費に関する条例の規定及び第六条の規定による改正後の精神保健指定医の報酬額及び費用弁償額並びに支給方法条例の規定は、附則第二項から前項までの規定の例による。

（岡山県職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

7 岡山県職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例（昭和三十三年条例第四号）の一部を次のように改正する。

附則第二項を削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。

岡山県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

#### 岡山県条例第五号

岡山県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

岡山県職員の退職手当に関する条例（昭和二十九年岡山県条例第八号）の一部を次のように改正する。

第十条第十一項第四号中「職業」を「安定した職業」に改め、同条第十四項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第五十六条の三第一項第一号に該当する者に係る就業促進手当について同条第四項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

附則第十一項中「附則別表第一」を「附則別表」に改める。

附則第十二項中「第三十五条」を「第三十五条の二」に改める。

令和7年3月21日 岡山県公報 号外

附則第十五項中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、附則第十一項及び第十二項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の岡山県職員の退職手当に関する条例第十条第十一項（第四号に係る部分に限り、同条第十五項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（同条例第二条第一項に規定する職員（同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）であつて、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であつて施行日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

岡山県職員等定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第六号

岡山県職員等定数条例の一部を改正する条例

岡山県職員等定数条例（昭和四十四年岡山県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「三、七四〇人」を「三、七二〇人」に改め、同条第五号中「三六四人」を「三六二人」に改め、同条第六号中「一三人」を「一四人」に改め、同条第十号中「四、九六六人」を「四、九一五人」に、「二、六六五人」を「二、六五二人」に、「三、二四六人」を「三、二四七人」に、「一、三九四人」を「一、三九五入」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日において、現にこの条例による改正後の岡山県職員等定数条例の規定による定数を超える職員の数については、令和八年三月三十一日までの間に限り、当該定数の外とすることができる。

岡山県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第七号



岡山県税条例の一部を改正する条例

岡山県税条例（昭和二十九年岡山県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

附則第十四条第一項中「令和八年三月三十一日」を「令和十三年三月三十一日」に改める。

附則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

岡山県ボランティア・NPO活動支援センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第八号

岡山県ボランティア・NPO活動支援センター条例の一部を改正する条例

岡山県ボランティア・NPO活動支援センター条例（平成十七年岡山県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

別表の一の表研修室の項中「一、六九〇円」を「一、七八〇円」に、「二、三三〇円」を「二、四六〇円」に、「八四〇円」を「八八〇円」に、「一、一六〇円」を「一、二二〇円」に改め、同表大会議室の項中「二、一一〇円」を「二、二三〇円」に、「二、八六〇円」を「三、〇二〇円」に、「七四〇円」を「七八〇円」に、「九四〇円」を「九九〇円」に改め、同表中会議室の項中「六三〇円」を「六六〇円」に、「八四〇円」を「八八〇円」に改め、同表小会議室の項中「五二〇円」を「五四〇円」に、「六三〇円」を「六六〇円」に改め、別表の二の表中「一六、六一〇円」を「一七、五七〇円」に改め、別表の三の表プロジェクトの項中「九四〇円」を「九九〇円」に、同表音響装置の項中「二〇〇円」を「二一〇円」に、同表ロッカーの項中「一三〇円」を「一四〇円」に改める。

附則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

岡山県土保全条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第九号

岡山県土保全条例の一部を改正する条例

岡山県土保全条例（昭和四十八年岡山県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第六号中「の規定により認可を受けた採取計画に基づいて行う岩石又は砂利の採取行為」を「若しくは第三十三条の五第一項の規定による認可を受けた者が行う当該認可に係る工事又は同法第三十三条の十三若しくは第三十三条の十七の規定による命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事」に改め、同項第七号中「の規定により認可を受けた採取計画に基づいて行う砂利の採取行為」を「若しくは第二十条第一項の規定による認可を受けた者が行う当該認可に係る工事又は同

法第二十三条の規定による命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事」に改め、同項中第十三号を第十七号とし、第十号から第十二号までを四号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の四号を加える。

十 鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第十三条第一項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事又は同法第三十六条、第三十七条、第三十九条第一項若しくは第四十八条第一項若しくは第二項の規定による産業保安監督部長若しくは鉱務監督官の命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事

十一 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第六十三条第一項の規定による届出をし、又は同条第二項（同法第八十七条において準用する場合を含む。）若しくは同法第六十三条の第二第二項若しくは第二項の規定による認可を受けた者（同法第六十三条の三の規定により同法第六十三条の第二第一項又は第二項の規定により施業案の認可を受けたとみなされた者を含む。）が行う当該届出又は認可に係る施業案の実施に係る工事

十二 道路、公園、河川その他規則で定める公共の用に供する施設の整備等に関する開発行為

十三 前各号に掲げる開発行為と同等以上に開発行為に伴う災害の発生のおそれがないと認められる開発行為として規則で定めるもの

附則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前に第五条第一項の許可の申請があった一ヘクタール以上の一団の土地に係る開発行為（第二条第一号に規定する開発行為をいう。以下同じ。）については、なお従前の例による。ただし、同項の規定により開発許可を受けた事業主が行う改正後の第十五条第一項第十号及び第一号に掲げる開発行為については、この限りでない。

3 この条例の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる開発行為に係るこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

岡山県土保全条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第十号

岡山県土保全条例の一部を改正する条例

岡山県土保全条例（昭和四十八年岡山県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表中「四十万七千七百十円」を「四十一万三千三百円」に、「五十二万九千三百十円」を「五十三万三千三百九十円」に、「六十七万二千二百円」を「六十八万七千二百六十円」に、「八十九万六千六百円」を「九十二万二千九百四十円」に、「二十二万円」を「二十二万四千九百九十円」に改める。

附則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

岡山県岡山国際交流センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第十一号

岡山県岡山国際交流センター条例の一部を改正する条例

岡山県岡山国際交流センター条例（平成七年岡山県条例第七号）の一部を次のように改正する。

別表の一の表レセプションホールの項中「三、四五〇円」を「三、六二〇円」に改め、同表国際会議場の項中「六、九〇〇円」を「七、二四〇円」に改め、同表研修室の項中「一、四五〇円」を「一、五二〇円」に改め、同表交流サロンの項中「八四〇円」を「八八〇円」に改め、同表会議室一の項中「一、七七〇円」を「一、八五〇円」に改め、同表会議室二の項から調理実習室の項までの規定中「八四〇円」を「八八〇円」に改め、同表多目的ルームAの項中「二〇〇円」を「二一〇円」に改め、同表多目的ルームBの項中「三〇〇円」を「三一〇円」に改め、同表多目的ホールの項中「三、一二〇円」を「三、二七〇円」に、「一、五六〇円」を「一、六三〇円」に改め、同表イベントホールの項中「四、九一〇円」を「五、一五〇円」に改め、同表喫茶の項中「二五五、六一〇円」を「二六八、三九〇円」に改め、別表の二の表舞台装置の項中「二〇〇円」を「二一〇円」に、「四一〇円」を「四三〇円」に改め、同表音響装置の項中「四一〇円」を「四三〇円」に、「一、四五〇円」を「一、五二〇円」に、「五一〇円」を「五三〇円」に、「二〇〇円」を「二一〇円」に改め、同表映像装置の項中「九三〇円」を「九七〇円」に、「二〇〇円」を「二一〇円」に、「三〇〇円」を「三一〇円」に改め、同表同時通訳装置の項中「三一、五七〇円」を「三四、一九〇円」に改め、同表ピアノの項中「一、五六〇円」を「一、六三〇円」に改める。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

岡山県男女共同参画推進センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第十二号

岡山県男女共同参画推進センター条例の一部を改正する条例

岡山県男女共同参画推進センター条例（平成十一年岡山県条例第八号）の一部を次のように改正する。

別表の一の表中「一、四六〇円」を「一、五四〇円」に、「二、三三〇円」を「二、四五〇円」に、「四、三三〇円」を「四、五七〇円」に改め、同表の備考中「六百二十円」を「六百五十円」に改め、別表の二の表液晶プロジェクターの項中「九四〇円」を「九九〇円」に改め、同表ビデオデッキの項

及びブルーレイディスクプレーヤーの項中「三〇〇円」を「三二〇円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の第三条第一項の許可を受けている施設等の利用に係る使用料の徴収については、なお従前の例による。ただし、当該許可に係る付款に使用料について特別の定めがある場合は、当該付款の定めるところによる。

岡山県環境保健センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第十三号

岡山県環境保健センター条例の一部を改正する条例

岡山県環境保健センター条例(昭和五十一年岡山県条例第二十五号)の一部を次のように改正する。  
別表第一号(一)中「一、九九〇円」を「二、〇五〇円」に改め、同号(二)中「九、八四〇円」を「一〇、一五〇円」に改め、同号(三)中「三、〇九〇円」を「三、一八〇円」に改め、同号(四)中「四〇、八一〇円」を「四二、一一〇円」に改め、同表第二号(一)中「二二九、七〇〇円」を「二三七、〇六〇円」に改め、同号(二)中「四、〇九〇円」を「四、二二〇円」に改め、同号(三)中「一、二七〇円」を「一、三一〇円」に改め、同号(四)中「二三、六〇〇円」を「二四、三六〇円」に改め、同号(五)中「三二、五五〇円」を「三三、六〇〇円」に改め、同表第三号中「四、二〇〇円」を「四、三三〇円」に改め、同表第四号中「二、八六〇円」を「二、九五〇円」に改め、同表第五号(一)中「五、三六〇円」を「五、五三〇円」に改め、同号(二)中「八、〇〇〇円」を「八、二五〇円」に改め、同表第七号(一)中「四、九〇〇円」を「五、〇五〇円」に改め、同号(二)中「八、六〇〇円」を「八、八七〇円」に改め、同号(三)中「五、二七〇円」を「五、四三〇円」に改め、同号(四)中「八、一九〇円」を「八、四五〇円」に改め、同号(五)中「二五、七七〇円」を「二六、五九〇円」に改め、同号(六)中「八三〇円」を「八五〇円」に改め、同表第八号中「一〇、六〇〇円」を「一〇、九三〇円」に改め、同表第十号中「四四、三五〇円」を「四五、七六〇円」に改め、同表第十一号中「四五、一四〇円」を「四六、五八〇円」に改める。

附則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第十四号

墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例

墓地等の経営の許可等に関する条例（昭和六十二年岡山県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項第一号中「次項第四号」を「次項第五号」に、「がけ」を「崖」に、「勾配」を「勾配」に改め、同項第六号中「がけ面（がけ）」を「崖面（崖）」に改め、同条第二項第一号及び第二号中「がけ」を「崖」に改め、同項第三号中「における盛土であつて、当該盛土をした土地の部分に高さが一メートル以下のがけを生じ、かつ」を「において」に、「がけ」を「崖」に、「もの」を「ときににおける当該切土及び盛土（前二号に該当する切土又は盛土を除く。）」に改め、同項第四号中「前二号」を「前各号」に、「もの」を「もの（高さが二メートル以下であつて、切土又は盛土をする前後の地盤面の標高の差が三十センチメートルを超えないものを除く。）」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 前二号に該当しない盛土であつて、高さが二メートルを超えるもの  
第十六条第三項中「がけが」を「崖が」に、「がけ面」を「崖面」に、「がけを」を「崖を」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の墓地等の経営の許可等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後にされる墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号）第十条第一項の規定による許可の申請又は同条第二項の規定による変更の許可の申請について適用し、同日前にされた同条第一項の規定による許可の申請又は同条第二項の規定による変更の許可の申請については、なお従前の例による。

岡山県太陽光発電施設の安全な導入を促進する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第十五号

岡山県太陽光発電施設の安全な導入を促進する条例の一部を改正する条例

岡山県太陽光発電施設の安全な導入を促進する条例（令和元年岡山県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「より、」を「より」に改め、「場合」の下に「その他規則で定める場合」を加え、同条第十項中「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第十項とし、同条中第八項を第九項とし、同条第七項中「第九項」を



「第十項」に、「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第四項ただし書」を「第五項ただし書」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「及び第三項」を「から第四項まで」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第四項の規定は、規則で定める変更については、準用しない。

第五条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 知事は、第二項の規定による許可又は不許可の処分をしようとするときは、第十二条第一項に規定する岡山県太陽光発電事業技術審査会の意見を聴かなければならない。

第六条第五項中「前条第十項後段」を「前条第十一項後段」に改める。

第九条第一号中「同条第九項」を「同条第十項」に、「第四項」を「第五項」に改める。

第十三条を第十四条とし、第十二条を第十三条とし、第十一条の次に次の一条を加える。

（太陽光発電事業技術審査会）

第十二条 太陽光発電施設の設置等に関する事項について調査審議するため、岡山県太陽光発電事業技術審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、委員十人以内で組織する。

3 委員は、学識経験を有する者その他適当と認められる者のうちから知事が任命する。

4 知事は、第八条第一項の規定による指導及び助言をしようとするとき、第九条の規定による許可の取消し等をしようとするとき又は第十条の規定による勧告をしようとするときその他必要があると認めるときは、審査会の意見を聴くことができる。

5 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附則第二項中「第七項」を「第八項」に改める。

附則第三項中「第三項」を「第四項」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第五条第四項の規定は、この条例の施行の日以後にされる同条第一項の設置許可の申請について適用する。

岡山県環境文化関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

#### 岡山県条例第十六号

岡山県環境文化関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岡山県環境文化関係手数料徴収条例（平成十二年岡山県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「十二万五千二百三十円」を「十三万三千三百八十円」に改め、同条第四号中「十一万四千九百十円」を「十二万三千九百九十円」に改める。

附則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

岡山県立美術館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第十七号

岡山県立美術館条例の一部を改正する条例

岡山県立美術館条例（昭和六十三年岡山県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一六十五歳未満の者の項中「二五〇円」を「二六〇円」に、「二〇〇円」を「二二〇円」に、「三五〇円」を「三六〇円」に、「二八〇円」を「二九〇円」に改める。

別表第二施設使用料の項中「三四、五〇〇円」を「三五、六〇〇円」に、「四六、二二〇円」を「四七、六九〇円」に、「五一、九七〇円」を「五三、六三〇円」に、「八〇、七二〇円」を「八三、二九〇円」に、「九八、二〇〇円」を「一〇一、三三〇円」に、「一三二、七〇〇円」を「一三六、九二〇円」に、「一三、八四〇円」を「一四、二八〇円」に、「二〇、六五〇円」を「二一、三二〇円」に、「三四、四九〇円」を「三五、五九〇円」に改め、同表附属設備使用料の項中「四、九九〇円」を「五、一四〇円」に、「二、六一〇円」を「二、六九〇円」に、「二〇〇円」を「二一〇円」に、「三〇〇円」を「三一〇円」に、「九〇〇円」を「九二〇円」に、「一〇、一六〇円」を「一〇、四八〇円」に、「五、七六〇円」を「五、九四〇円」に、「一、九二〇円」を「一、九八〇円」に、「一、二四〇円」を「一、二七〇円」に、「三、九二〇円」を「三、〇二〇円」に、「九、五一〇円」を「九、八一〇円」に、「七、五九〇円」を「七、八三〇円」に、「一、〇〇〇円」を「一、〇三〇円」に、「三二〇円」を「三三〇円」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の第八条第一項の規定による使用の許可を受けている施設等の使用に係る使用料の徴収については、なお従前の例による。

岡山県おかやま旧日銀ホール条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第十八号

岡山県おかやま旧日銀ホール条例の一部を改正する条例

岡山県おかやま旧日銀ホール条例（平成十六年岡山県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

別表の一の表ホールの項中「六、四八〇円」を「六、六八〇円」に改め、同表スタジオの項中「三、七七〇円」を「三、八九〇円」に、「三、三三〇円」を「三、四三〇円」に改め、同表ギャラリーの項中「二、三七〇円」を「二、四四〇円」に、「一、九三〇円」を「一、九九〇円」に改め、同表芸術・文化ワークルームの項中「三、四五〇円」を「三、五六〇円」に、「三、〇二〇円」を「三、一一〇円」に、「二、二七〇円」を「二、三四〇円」に、「一、九三〇円」を「一、九九〇円」に、「一、一八〇円」を「一、二一〇円」に、「一、〇五〇円」を「一、〇八〇円」に改め、同表会議室一の項中「一、一八〇円」を「一、二一〇円」に、「九五〇円」を「九八〇円」に改め、同表会議室一の項中「九五〇円」を「九八〇円」に、「七五〇円」を「七七〇円」に改める。

附則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

岡山県天神山文化プラザ条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第十九号

岡山県天神山文化プラザ条例の一部を改正する条例

岡山県天神山文化プラザ条例（平成十七年岡山県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

別表の一の表第一展示室の項中「一二六、一一〇円」を「一三〇、一四〇円」に、「九七、六四〇円」を「一〇〇、七六〇円」に、「三〇、六二〇円」を「三一、五九〇円」に改め、同表第二展示室の項中「一〇四、五一〇円」を「一〇七、八五〇円」に、「六七、六五〇円」を「六九、八一〇円」に、「三八、二二〇円」を「三九、四四〇円」に改め、同表第三展示室の項中「六九、二二〇円」を「七一、四三〇円」に改め、同表第四展示室の項中「三四、九四〇円」を「三六、〇五〇円」に改め、同表第五展示室の項中「三〇、一八〇円」を「三一、一四〇円」に改め、別表の二の表ホールの項中「三、二四〇円」を「三、三四〇円」に改め、同表第一練習室の項中「二五〇円」を「二六〇円」に改め、同表第二練習室の項及び第三練習室の項中「二〇〇円」を「二一〇円」に改め、同表第四練習室の項中「三六〇円」を「三七〇円」に改め、同表第五練習室の項中「二五〇円」を「二六〇円」に改め、同表第一会議室の項中「三六〇円」を「三七〇円」に改め、同表第二会議室の項中「五二〇円」を「五四〇円」に改め、別表の三の表グランドピアノの項中「二、一六〇円」を「二、二二〇円」に改め、同表アップライトピアノの項中「アップライトピアノ」を「アップライトピアノ」に、「五二〇円」を「五四〇円」に改め、同表七宝電気炉の項中「八六〇円」を「八八〇円」に改め、同表プロジェクターの項中「六四〇円」を「六六〇円」に改め、同表音響機器の項及び映像関係機器の項中「五二〇円」を「五四〇円」に改める。



附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

岡山武道館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第二十号

岡山武道館条例の一部を改正する条例

岡山武道館条例（昭和四十五年岡山県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

別表の一の(一)の表Aの項中「七、〇四〇円」を「七、二六〇円」に、「九、四二〇円」を「九、七二〇円」に、「一六、四九〇円」を「一七、〇一〇円」に、「二五、七九〇円」を「二六、六一〇円」に、「四、六九〇円」を「四、八四〇円」に、「四三、一〇〇円」を「四四、四七〇円」に、「六六、九一〇円」を「六九、〇五〇円」に、「八六、五八〇円」を「八九、三五〇円」に、「一六三、三四〇円」を「一六八、五六〇円」に、「二三、四五〇円」を「二四、二〇〇円」に、「一一八、〇六〇円」を「一二一、八三〇円」に、「二五五、五〇〇円」を「二六〇、四七〇円」に、「二三六、二九〇円」を「二四三、八五〇円」に、「三九〇、〇一〇円」を「四〇二、四九〇円」に、「五八、九三〇円」を「六〇、八一〇円」に改め、同表Bの項中「一一、七六〇円」を「一二、一三〇円」に、「一八、四六〇円」を「一九、〇五〇円」に、「三〇、九五〇円」を「三一、九四〇円」に、「四九、九四〇円」を「五一、五三〇円」に、「一〇、八〇〇円」を「一一、一四〇円」に、「一二九、八七〇円」を「一三四、〇二〇円」に、「二八六、九八〇円」を「二九二、九六〇円」に、「二四八、一〇〇円」を「二五六、〇三〇円」に、「四六八、七八〇円」を「四八三、七八〇円」に、「五八、九三〇円」を「六〇、八一〇円」に改め、別表の一の(二)の表冷房設備の項中「一三、四七〇円」を「一三、九〇〇円」に改め、同表暖房設備の項中「一七、九六〇円」を「一八、五三〇円」に改め、別表の二の(一)の表専用利用の項中「六、九四〇円」を「七、一六〇円」に、「八、六七〇円」を「八、九四〇円」に、「一五、六二〇円」を「一六、一一〇円」に、「一、七三〇円」を「一、七八〇円」に改め、別表の二の(二)の表冷房設備の項中「四、三四〇円」を「四、四七〇円」に改め、同表暖房設備の項中「四、四一〇円」を「四、五五〇円」に改め、別表の三の表照明用バトンの項中「三、二五〇円」を「三、三五〇円」に改め、同表会議室の項中「三八〇円」を「四〇〇円」に、「五一〇円」を「五三〇円」に改め、同表放送設備（マイクホン一本を含む。）の項及びバックスクリーンの項中「一、七三〇円」を「一、七八〇円」に改め、同表暗幕の項中「四、九一〇円」を「五、〇六〇円」に改める。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

岡山県津山体育館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十一日

## 岡山県条例第二十一号

岡山県津山体育館条例の一部を改正する条例

岡山県津山体育館条例（昭和五十一年岡山県条例第六十六号）の一部を次のように改正する。

別表の一の表専用使用の項中「四、七六〇円」を「四、九一〇円」に、「六、一五〇円」を「六、三四〇円」に、「一〇、二六〇円」を「一〇、五八〇円」に、「一六、三五〇円」を「一六、八七〇円」に、「三、四九〇円」を「三、六〇〇円」に、「二三、八四〇円」を「二四、六〇〇円」に、「三五、六一〇円」を「三六、七四〇円」に、「四七、一七〇円」を「四八、六七〇円」に、「八八、一二〇円」を「九〇、九三〇円」に、「一二、一八〇円」を「一二、五六〇円」に、「六五、六六〇円」を「六七、七六〇円」に、「八六、四〇〇円」を「八九、一六〇円」に、「一三〇、一五〇円」を「一三四、三二〇円」に、「二一六、六八〇円」を「二二三、六一〇円」に、「三三三、四六〇円」を「三四、五三〇円」に、「七、四五〇円」を「七、六八〇円」に、「一九、七七〇円」を「二〇、四〇〇円」に、「三三、〇七〇円」を「三三、〇九〇円」に、「六九、五〇〇円」を「七一、七二〇円」に、「一〇四、三七〇円」を「一〇七、七〇〇円」に、「一三七、九六〇円」を「一四二、三七〇円」に、「二五七、八七〇円」を「二六六、一一〇円」に改め、別表の二の表団体使用の項中「二、〇三〇円」を「二、〇九〇円」に、「二、五五〇円」を「二、六三〇円」に、「四、五八〇円」を「四、七二〇円」に改め、同表個人使用の項中「四二〇円」を「四四〇円」に、「一、〇六〇円」を「一、〇九〇円」に、「六二〇円」を「六三〇円」に、「一、五一〇円」を「一、五五〇円」に改め、別表の三の表バレーボールの項中「二四〇円」を「二五〇円」に改め、同表バスケットボールの項中「二四〇円」を「二五〇円」に、「四九〇円」を「五一〇円」に改め、同表ハンドボールの項及び庭球の項中「二四〇円」を「二五〇円」に改め、同表電光得点表示器の項中「八一〇円」を「八三〇円」に改め、同表演台の項中「六六〇円」を「六八〇円」に改め、同表放送器具の項中「一、三八〇円」を「一、四二〇円」に改め、同表マイククロホンの項中「二四〇円」を「二五〇円」に改め、同表テーパーコーダーの項中「八一〇円」を「八三〇円」に改め、同表照明用バトンの項から暗幕の項までの規定中「二、六八〇円」を「二、七六〇円」に改め、同表バックスクリーン等幕類の項中「一、三八〇円」を「一、四二〇円」に改め、同表更衣室の項からコミュニティ室の項までの規定中「二四〇円」を「二五〇円」に改め、同表ステージの項中「二、七二〇円」を「二、八〇〇円」に改め、別表の四の表冷房設備の項中「一七、三八〇円」を「一七、九三〇円」に、「三、九一〇円」を「四、〇三〇円」に、「四二〇円」を「四四〇円」に、「二〇〇円」を「二二〇円」に、「二、七八〇円」を「二、八六〇円」に改め、同表暖房設備の項中「一四、〇一〇円」を「一四、四五〇円」に、「二、七八〇円」を「二、八六〇円」に、「三〇〇円」を「三一〇円」に、「一、六六〇円」を「一、七一〇円」に改める。

## 附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

岡山県美作ラグビー・サッカー場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

## 岡山県条例第二十二号

岡山県美作ラグビー・サッカー場条例の一部を改正する条例

岡山県美作ラグビー・サッカー場条例（昭和六十三年岡山県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表の一の表主競技場の項中「五、一二〇円」を「五、二八〇円」に、「七、六八〇円」を「七、九二〇円」に、「一〇、二六〇円」を「一〇、五八〇円」に、「一、八三〇円」を「一、八八〇円」に、「一一、五三〇円」を「一一、八九〇円」に、「一五、三九〇円」を「一五、八八〇円」に、「二、七〇円」を「二、八五〇円」に、「三八、四九〇円」を「三九、七二〇円」に、「五七、七四〇円」を「五九、五八〇円」に、「七七、〇〇〇円」を「七九、四六〇円」に、「一三、八九〇円」を「一四、三三〇円」に改め、同表補助競技場（芝）の項中「四、二九〇円」を「四、四二〇円」に、「六、四一〇円」を「六、六一〇円」に、「八、五〇〇円」を「八、七七〇円」に、「一、四八〇円」を「一、五二〇円」に、「九、六六〇円」を「九、九六〇円」に、「一二、八二〇円」を「一三、一三〇円」に、「二、三一〇円」を「二、三八〇円」に、「三二、〇七〇円」を「三三、〇九〇円」に、「四八、四四〇円」を「四九、九九〇円」に、「六四、一六〇円」を「六六、二一〇円」に、「一一、六四〇円」を「一二、〇一〇円」に、「一、三七〇円」を「一、四一〇円」に、「二、一八〇円」を「二、二四〇円」に、「一一、〇〇〇円」を「一一、三五〇円」に改め、同表補助競技場（クレー）の項中「三、三六〇円」を「三、四六〇円」に、「五、一二〇円」を「五、二八〇円」に、「六、八七〇円」を「七、〇八〇円」に、「一、二六〇円」を「一、三〇〇円」に、「七、六八〇円」を「七、九二〇円」に、「一〇、二六〇円」を「一〇、五八〇円」に、「一、八三〇円」を「一、八八〇円」に、「二五、六五〇円」を「二六、四七〇円」に、「三八、四九〇円」を「三九、七二〇円」に、「五一、三三〇円」を「五二、九七〇円」に、「九、三三〇円」を「九、六一〇円」に、「一、一五〇円」を「一、一八〇円」に、「一、七二〇円」を「一、七七〇円」に、「八、七三〇円」を「九、〇〇〇円」に改め、同表ミーティング広場の項中「二、〇八〇円」を「二、一四〇円」に、「三、二四〇円」を「三、三四〇円」に、「四、二九〇円」を「四、四二〇円」に、「八〇〇円」を「八二〇円」に、「四、七六〇円」を「四、九一〇円」に、「六、四一〇円」を「六、六一〇円」に、「一、一五〇円」を「一、一八〇円」に、「一五、九二〇円」を「一六、四二〇円」に、「三三、九四〇円」を「三四、七〇〇円」に、「三一、〇七〇円」を「三三、〇九〇円」に、「五、八二〇円」を「六、〇〇〇円」に改め、別表の二の表会議室の項中「四七〇円」を「四九〇円」に改め、同表大会議室の項及び放送室の項から審判員室の項までの規定中「二二〇円」を「二三〇円」に改め、同表特別室（警備員室を含む。）の項中「三四〇円」を「三五〇円」に改め、同表湯沸し室の項中「二二〇円」を「二三〇円」に改め、別表の三の表ビデオ装置の項及びオーバーヘッドプロジェクターの項中「三四〇円」を「三五〇円」に改め、同表放送設備の項中「一、二六〇円」を「一、三〇〇円」に改め、同表テントの項中「八七〇円」を「八九〇円」に改め、同表スクラムマシンの項、電光得点表示板の項及び浴室（シャワーを含む。）の項中「二二〇円」を「二

三〇円」に改め、同表照明設備の項中「三、七二〇円」を「三、八三〇円」に改め、別表の四の表冷房設備の項中「二〇〇円」を「二一〇円」に、「三六〇円」を「三七〇円」に改め、同表暖房設備の項中「二五〇円」を「二六〇円」に改める。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

岡山県備前テニスセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十一日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県条例第二十三号

岡山県備前テニスセンター条例の一部を改正する条例

岡山県備前テニスセンター条例（平成三年岡山県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

別表の一の表センターコートの項中「一五、二八〇円」を「一五、七六〇円」に、「二二、九八〇円」を「二三、七一〇円」に、「三〇、五七〇円」を「三一、五四〇円」に、「五、七六〇円」を「五、九四〇円」に、「三四、四二〇円」を「三五、五二〇円」に、「四五、九七〇円」を「四七、四四〇円」に、「八、五九〇円」を「八、八六〇円」に、「一一五、〇七〇円」を「一一八、七五〇円」に、「一七二、六三〇円」を「一七八、一五〇円」に、「二三〇、一六〇円」を「三七、五二〇円」に、「四二、九八〇円」を「四四、三五〇円」に、「一、五一〇円」を「一、五五〇円」に、「二、三〇〇円」を「二、三七〇円」に、「一一、四三〇円」を「一一、七九〇円」に改め、同表サブコート（一面につき）の項中「一、二四〇円」を「一、二七〇円」に、「一、八四〇円」を「一、八九〇円」に、「二、五〇〇円」を「二、五八〇円」に、「四九〇円」を「五一〇円」に、「一、九一〇円」を「一、九七〇円」に、「二、八三〇円」を「二、九二〇円」に、「三、七七〇円」を「三、八九〇円」に、「七一〇円」を「七三〇円」に、「九、六二〇円」を「九、九二〇円」に、「一四、二六〇円」を「一四、七二〇円」に、「一八、八四〇円」を「一九、四四〇円」に、「三、六二〇円」を「三、七三〇円」に、「三〇〇円」を「三一〇円」に、「四三〇円」を「四五〇円」に、「二、三〇〇円」を「二、三七〇円」に改め、別表の二の表会議室Aの項中「五六〇円」を「五七〇円」に改め、同表審判控室の項中「三二〇円」を「三三〇円」に改め、同表メインスタンドの更衣室の項中「五六〇円」を「五七〇円」に改め、同表会議室Bの項中「五六〇円」を「五七〇円」に改め、同表会議室Cの項中「三二〇円」を「三三〇円」に改め、別表の三の表テントの項中「八七〇円」を「八九〇円」に改め、同表得点板の項中「三一〇円」を「三二〇円」に改め、同表照明設備の項中「四三〇円」を「四五〇円」に改め、同表放送設備の項中「一、一四〇円」を「一、一七〇円」に改め、別表の四の表冷房設備の項中「二一〇円」を「二二〇円」に、「六七〇円」を「六九〇円」に、「四三〇円」を「四五〇円」に、「三四〇円」を「三五〇円」に、「四七〇円」を「四九〇円」に改め、同表暖房設備の項中「二〇〇円」を「二一〇円」に、「六四〇円」を「六六〇円」に、「四一〇円」を「四三〇円」に、「三三〇円」を「三四〇円」に、「四五〇円」を「四七〇円」に改め

る。

## 附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

岡山県津山陸上競技場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

## 岡山県条例第二十四号

岡山県津山陸上競技場条例の一部を改正する条例

岡山県津山陸上競技場条例（平成六年岡山県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

別表の一の表主競技場の項中「五、三四〇円」を「五、五一〇円」に、「八、〇二〇円」を「八、二七〇円」に、「一〇、七〇〇円」を「一一、〇四〇円」に、「一、九七〇円」を「二、〇三〇円」に、「一二、〇三〇円」を「一二、四一〇円」に、「一六、〇四〇円」を「一六、五五〇円」に、「二、九八〇円」を「三、〇七〇円」に、「四〇、一四〇円」を「四一、四二〇円」に、「六〇、二二〇円」を「六二、一三〇円」に、「八〇、二八〇円」を「八二、八四〇円」に、「一四、九七〇円」を「一五、四四〇円」に改め、同表多目的広場の項中「六三〇円」を「六五〇円」に、「九五〇円」を「九八〇円」に、「一、二七〇円」を「一、三二〇円」に、「二〇〇円」を「二一〇円」に、「一、四三〇円」を「一、四七〇円」に、「一、九二〇円」を「一、九八〇円」に、「三〇〇円」を「三二〇円」に、「四、八〇〇円」を「四、九五〇円」に、「七、二二〇円」を「七、四四〇円」に、「九、六二〇円」を「九、九四〇円」を「三六、七八〇円」に、「五三、五二〇円」を「五五、一三〇円」に、「七一、二九〇円」を「七三、五七〇円」に、「一〇七、〇五〇円」を「一一〇、四七〇円」に、「二〇、〇六〇円」を「二〇、七〇〇円」に、「二六七、六六〇円」を「二七六、二二〇円」に、「四〇一、四九〇円」を「四一四、三三〇円」に、「五三五、三二〇円」を「五五二、四五〇円」に、「一〇〇、三六〇円」を「一〇三、五七〇円」に改め、同表個人使用の項中「三三〇円」を「三四〇円」に、「六九〇円」を「七二〇円」に、「一、〇五〇円」を「一、〇八〇円」に改め、別表の三の表湯沸し室の項から会議室Bの項までの規定中「三〇〇円」を「三一〇円」に改め、別表の四の表テントの項中「八三〇円」を「八五〇円」に改め、同表陸上競技用器具の項中「四、五九〇円」を「四、七三〇円」に改め、同表球技用器具の項中「五二〇円」を「五三〇円」に、「二、六九〇円」を「二、七七〇円」に改め、同表照明設備（主競技場）の項中「一〇、七〇〇円」を「一一、〇四〇円」に改め、同表照明設備（多目的広場及びスケート場（専用使用に限る。））の項中「一、〇五〇円」を「一、〇八〇円」に改め、同表放送設備の項中「一、〇七〇円」を「一、一〇〇円」に改め、同表の備考二中「二、〇八〇円」を「二、一四〇円」に、「一〇、七九〇円」を「一一、一三〇円」に改め、別表の五の表冷房設備の項中「二六〇円」を「二七〇円」に、「二五〇円」を「二六〇円」に、「三二〇円」を「三三〇円」に改め、同表暖房設

備の項中「二四〇円」を「二五〇円」に、「三五〇円」を「三六〇円」に、「三八〇円」を「四〇〇円」に、「四二〇円」を「四四〇円」に改める。

附則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

岡山県笠岡陸上競技場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第二十五号

岡山県笠岡陸上競技場条例の一部を改正する条例

岡山県笠岡陸上競技場条例（平成十六年岡山県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

別表の一の表専用利用の項中「五、四四〇円」を「五、六一〇円」に、「九、六一〇円」を「九、九一〇円」に、「一、六七〇円」を「一、七二〇円」に、「八、一八〇円」を「八、四四〇円」に、「一四、四一〇円」を「一四、八七〇円」に、「二、五五〇円」を「二、六三〇円」に、「四〇、九七〇円」を「四二、二八〇円」に、「七二、一二〇円」を「七四、四二〇円」に、「一一、七七〇円」を「一三、一七〇円」に改める。

附則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

岡山県保健医療関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第二十六号

岡山県保健医療関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岡山県保健医療関係手数料徴収条例（令和五年岡山県条例第十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「十五万三千円」を「十五万八千三百円」に改め、同条第二号中「九万七千七百円」を「九万四千九百円」に改め、同条第三号イ中「一万七千七百円」を「一万七千六百円」に改め、同号イただし書中「八千六百円」を「八千八百九十円」に改め、同号ロ中「七千八十円」を「七千三百二十円」に改め、同号ハ中「二万六千円」を「二万九千円」に改め、同号ハただし書中「五千三百十円」を「五千四百九十円」に改め、同号ニ中「一万九百円」を「二万九百円」に改め、同号ニただし書中「五千三百十円」を「五千四百九十円」に改め、同号ホ中「二万三千二百円」を「二万四千円」に改め、同号ヘ中「一万七千七百円」を「一万七千六百円」に改め、同号トからヌまでの規定中「二万三千二百円」を「二万四千円」に改め、同号ル中「一万七千七百円」を「一万七千六百円」に改め、同号ルただし書中「八千六百円」を「八千八百九十円」に改め、同号ヲ中「二万七千七百円」を「二万七千六百円」に改め、同号ワからヨまでの規定中「二万三千二百円」を「二万四千円」に改め、同号タ中「一



万七千円」を「一万七千六百円」に改め、同号レからツまでの規定中「二万三千二百円」を「二万四千円」に改め、同号ネからウまでの規定中「一万七千円」を「一万七千六百円」に改め、同号キ中「二万三千二百円」を「二万四千円」に改め、同号ノ中「三万四千八百円」を「三万六千円」に改め、同号ヤ中「一万七千円」を「一万七千六百円」に改め、同号マ中「二万三千二百円」を「二万四千円」に改め、同号ケ中「一万七千円」を「一万七千六百円」に改め、同号フ中「二万三千二百円」を「二万四千円」に改め、同条第四号中「一万七千円」を「一万七千五百円」に改め、同条第五号中「五千七百円」を「五千八百二十円」に改め、同条第六号中「三千三百円」を「三千四百十円」に改め、同条第七号中「三千七百円」を「三千七百八十円」に改め、同条第九号及び第十号中「三千三百二十円」を「三千四百十円」に改め、同条第十号中「二万三千八百十円」を「二万三千六百円」に改め、同条第十一号中「二万三千八十円」を「二万三千六百円」に改め、同条第十二号中「七千三百五十円」を「七千五百三十円」に改め、同条第十三号中「七千五百五十円」に改め、同条第十四号中「二万三千八十円」を「二万三千六百円」に改め、同条第十五号中「七千三百四十円」を「七千三百十円」に改め、同条第十六号中「八千七百十円」を「九千円」に改め、同条第十七号中「五千六百六十円」を「五千八百七十円」に改め、同条第十八号中「四万八千四百八十円」を「五万八千四百円」に改め、同号ロ中「九万四千円」を「九万三千三百円」に改め、同条第十九号中「五千六百八十円」を「五千八百九十円」に改め、同条第二十一号中「四千四百円」を「四千五百円」に改め、同条第二十二号中「三千五百十円」を「三千六百円」に改め、同条第二十三号中「四千二百二十円」を「四千三百十円」に改め、同条第二十四号中「三千五百円」を「三千五百八十円」に改め、同条第二十五号中「四千二百円」を「四千三百円」に改め、同条第二十七号中「四万二千円」を「四万二千九百円」に改め、同号ロ中「一万九千円」を「一万九千四百円」に改め、同号ハ中「一万二千円」を「一万二千二百円」に改め、同条第二十八号中「四万四千二百十円」を「四万五千三百円」に改め、同号イただし書中「一万九千九百円」に改め、同号ロ中「二万二千七百円」を「二万三千五百円」に改め、同号ロただし書中「一万百円」を「一万四百円」に改め、同号ハ中「一万七千十円」を「一万七千四百円」に改め、同号ハただし書中「八千六十円」を「八千三百四十円」に改め、同条第二十九号中「三千五百円」を「三千五百八十円」に改め、同条第三十号中「一万七千円」を「一万七千五百円」に改め、同条第三十一号中「五千七百円」を「五千八百二十円」に改め、同条第三十二号中「九千六十円」を「九千四百七十円」に改め、同条第三十三号中「三十円」に改め、同条第三十二号中「九千六十円」を「九千四百七十円」に改め、同条第三十三号中「三十円」を「三千七十円」に改め、同条第三十四号中「三千五百円」を「三千五百七十円」に改め、同条第三十五号中「一万五千八十円」を「一万五千四百円」に改め、同条第三十六号中「四万三千三百二十円」を「四万二千三百円」に改め、同条第三十七号中「六千七百六十円」を「六千九百八十円」に改め、同条第三十八号中「一万三千七百五十円」を「一万四千二百円」に改め、同条第三十九号中「一万千円」を「一万千四百円」に改め、同条第四十号中「六千四百七十円」を「六千六百九十円」に改め、

に改め、同条第四十一号中「二千四百四十円」を「二千五百二十円」に改め、同条第四十二号中「四千六十円」を「四千二百円」に改め、同条第四十三号中「四千二十円」を「四千三百三十円」に改め、同条第四十五号中「二千八百二十円」を「二千九百円」に改め、同条第四十七号イ中「一万千八百九十円」を「一万二千三百円」に改め、同号ロ中「四千二十円」を「四千三百三十円」に改め、同条第四十八号イ中「一万四千九百八十円」を「一万五千三百円」に改め、同号ロからホまでの規定中「四千二十円」を「四千三百三十円」に改め、同条第四十九号中「二千八百二十円」を「二千九百円」に改め、同条第五十号イ中「一万四千九百八十円」を「一万五千三百円」に改め、同号ロ及び同条第五十一号中「四千二十円」を「四千三百三十円」に改め、同条第五十二号イ中「二万二千七百円」を「二万三千四百円」に改め、同号ロ中「一万七百元」を「一万千円」に改め、同条第五十三号イ中「七百七十円」を「七百九十円」に改め、同号ロ中「百五十円」を「百六十円」に改め、同号ハ中「七百七十円」を「七百九十円」に改め、同号ニ中「三百五十円」を「三百六十円」に改め、同号ホ中「百五十円」を「百六十円」に改め、同号ヘ中「七十円」を「八十円」に改め、同条第五十四号中「一万七千円」を「一万七千五百円」に改め、同条第五十五号中「八万四千四百八十円」を「八万三千四百円」に改め、同条第五十六号中「六万四千四百六十円」を「六万三千五百円」に改め、同条第五十七号及び第五十八号中「八千三百円」を「八千四百七十円」に改め、同条第五十九号中「五千七百円」を「五千八百二十円」に改め、同条第六十一号中「三千二百八十円」を「三千三百九十円」に改め、同条第六十二号中「三千七百円」を「三千七百八十円」に改め、同条第六十三号中「二万九千九百八十円」を「三万六百元」に改め、同条第六十四号中「一万二千八十円」を「一万二千四百円」に改め、同条第六十五号から第六十八号までの規定中「一万千円」を「一万千四百円」に改め、同条第六十九号中「二万九千九百八十円」を「三万六百元」に改め、同条第七十号中「二万二千八十円」を「二万二千四百円」に改め、同条第七十一号イ中「七千三百二十円」を「七千四百八十円」に改め、同号ロ中「二千百三十円」を「二千二百円」に改め、同号ハ中「二千九百九十円」を「三千九十円」に改め、同条第七十二号中「一万五千二百円」を「一万五千七百円」に改め、同条第七十三号中「七千三百四十円」を「七千五百九十円」に改め、同条第七十四号中「三万四百円」を「三万四千四百円」に改め、同条第七十五号中「一万二千三百円」を「一万二千七百円」に改め、同条第七十六号中「三万五百円」を「三万五千五百円」に改め、同条第七十七号中「一万二千三百円」を「一万二千七百円」に改め、同条第七十八号中「七千三百四十円」を「七千五百九十円」に改め、同条第七十九号中「二千百七十円」を「二千二百四十円」に改め、同条第八十号中「二千九百九十円」を「三千九十円」に改め、同条第八十一号中「二千百四十円」を「二千二百十円」に改め、同条第八十二号中「二千九百五十円」を「三千五十円」に改め、同条第八十三号中「二千百八十円」を「二千二百五十円」に改め、同条第八十四号中「二千九百九十円」を「三千九十円」に改め、同条第八十五号中「二千百三十円」を「二千二百円」に改め、同条第八十六号中「二千九百九十円」を「三千九十円」に改め、同条第八十七号中「二千百四十円」を「二千二百十円」に改め、同条第八十八号中「二千九百五十円」を「三千四十円」に改め、同条第八十九号中「二千百四十円」を「二千二百十円」に改め、同条第九十号中「二千九百五十円」を「三千四十円」に改め、同条第九十一号中「二千二百円」を「二千二百七十円」に改め、同条第九十



二号中「三千十円」を「三千百十円」に改め、同条第九十三号中「二千二百円」を「二千二百七十円」に改め、同条第九十四号中「三千十円」を「三千百十円」に改め、同条第九十五号中「二千二百円」を「二千二百七十円」に改め、同条第九十六号中「三千十円」を「三千百十円」に改め、同条第九十七号中「二千二百七十円」を「二千二百四十円」に改め、同条第九十八号中「二千九百九十円」を「三千九百九十円」に改め、同条第九十九号中「二千百三十円」を「二千二百円」に改め、同条第一百号中「十五万二千二百円」を「十五万七千五百円」に改め、同号口中「十三万四千円」を「十三万八千七百円」に改め、同号ハ中「七千五百四十円」を「七千八百円」に改め、同号ニ中「十三万四千円」を「十三万八千七百円」に改め、同号ホ及びヘ中「五万九千八百円」を「六万八千八百円」に改め、同条第一百二号イ中「十四万百円」を「十四万五千元」に改め、同号口中「十一万六千八百円」を「十二万九百円」に改め、同号ハ中「四千七百五十円」を「四千九百十円」に改め、同号ニ中「十一万六千八百円」を「十二万九百円」に改め、同号ホ及びヘ中「四万七千九百円」を「四万九千五百円」に改め、同条第一百三号イ中「九万四千四百円」を「九万四千六百円」に改め、同号口中「八万六千四百円」を「八万九千四百円」に改め、同号ハ中「四万八千四百円」を「五万円」に改め、同号ニ中「一万千四百円」を「一万千七百円」に改め、同号ホ中「四万五千六百円」を「四万七千百円」に改め、同号ヘ中「四万六百元」を「四万二千円」に改め、同号ト中「三万四千百円」を「三万五千二百円」に改め、同号チ中「四万六百元」を「四万二千円」に改め、同号リ中「三万四千百円」を「三万五千二百円」に改め、同条第一百四号イ中「五万六千六百円」を「五万三千四百円」に改め、同号口中「四万八千八百円」を「五万五百円」に改め、同号ハ中「二万四千六百円」を「二万五千四百円」に改め、同号ニ中「五千九百七十円」を「六千百六十円」に改め、同号ホ中「二万六千六百円」を「二万七千五百円」に改め、同号ヘ中「二万五千七百円」を「二万六千五百円」に改め、同号ト中「二万四千六百円」を「二万五千四百円」に改め、同号チ中「二万五千七百円」を「二万六千五百円」に改め、同号リ中「二万四千六百円」を「二万五千四百円」に改め、同条第一百五号イ中「八万二千二百円」を「八万五千円」に改め、同号口中「七万八千二百円」を「八万九百円」に改め、同号ハ中「四万二千円」を「四万三千四百円」に改め、同号ニ中「三万九千九百円」を「四万二千二百円」に改め、同号ト中「三万六千四百円」を「三万七千六百円」に改め、同号チ中「三万三千三百円」を「三万二千三百円」に改め、同条第一百六号イ中「四万八千三百円」を「四万九千九百円」に改め、同号ロ及びハ中「三万四千円」を「三万五千百円」に改め、同条第一百七号中「二万四千五百円」を「二万五千三百円」に改め、同条第一百八号イ中「二十一万五千九百円」を「二十二万三千五百円」に改め、同号口中「五万三千九百円」を「五万五千七百円」に改め、同号ニ中「八万八千二百円」を「九万三千三百円」に改め、同号ホ中「五万四千円」を「五万五千八百円」に改め、同条第一百九号イ(1)中「七万八千八百円」を「七万四千三百円」に改め、同号イ(2)中「五万三千六百円」を「五万五千四百円」に改め、同号イ(3)中「二万四千二百円」を「二万五千円」に改め、同号イ(4)中「七万八千八百円」を「七万四千三百円」に改め、同号イ(5)中「五万三千六百円」を「五万五千四百円」に改め、同号イ(6)から(10)までの規定中「二万四千二百円」を「二万五千円」に改め、

同号ロ(1)中「十二万九千四百円と三千三十円」を「十三万三千九百円と三千百三十円」に改め、同号ロ(2)中「十万六千円と千五百十円」を「十万九千八百円と千五百六十円」に改め、同号ロ(3)中「五万六千六百円と五百円」を「五万八千五百円と五百十円」に改め、同号ロ(4)中「十二万九千四百円と三千三十円」を「十三万三千九百円と三千百三十円」に改め、同号ロ(5)中「十万六千円と千五百十円」を「十万九千八百円と千五百六十円」に改め、同号ロ(6)から(10)までの規定中「五万六千六百円と五百円」を「五万八千五百円と五百十円」に改め、同条第十号イ中「十二万九千四百円と三千三十円」を「十三万三千九百円と三千百三十円」に改め、同号ロ中「十万六千円と千五百六十円」を「十万九千八百円と千五百六十円」に改め、同号ホ中「十万六千円と千五百十円」を「十万九千八百円と千五百六十円」に改め、同号へからヌまでの規定中「五万六千六百円と五百円」を「五万八千五百円と五百十円」に改め、同条第十一号イ中「十万九千五百円」を「十一万三千三百円」に改め、同号ロ中「二万二千七百円」を「二万三千四百円」に改め、同号ニ中「三万五千五百円」を「三万六千七百円」に改め、同号ホ中「二万三千四百円」を「二万四千二百円」に改め、同条第十二号イ(1)から(3)までの規定中「十二万九千四百円と三千三十円」を「十三万三千九百円と三千百三十円」に、「一万円」を「一万四百円」に改め、同号ロ(1)から(6)までの規定中「十万六千円と千五百十円」を「十万九千八百円と千五百六十円」に、「八千八十円」を「八千三百六十円」に改め、同号ハ中「五万六千六百円と五百円」を「五万八千五百円と五百十円」に、「五千五十円」を「五千二百二十円」に改め、同条第十三号イ中「七万四千三百円」を「七万四千三百円」に改め、同号ロ中「五万三千六百円」を「五万五千四百円」に改め、同号ハ中「二万四千二百円」を「二万五千円」に改め、同条第十四号イ中「十五万三千円」を「十五万八千三百円」に改め、同号ロ中「十三万四千七百円」を「十三万九千四百円」に改め、同号ハ中「九万七千円」を「十万四百円」に改め、同号ニ中「十三万四千七百円」を「十三万九千四百円」に改め、同条第十五号イ中「十四万七千八百円」を「十五万三千円」に改め、同号ロ中「十二万四千四百円」を「十二万八千七百円」に改め、同号ハ中「七万八千六百円」を「八万三千三百円」に改め、同号ニ中「十二万四千四百円」を「十二万八千七百円」に改め、同条第十六号中「三万八千三百円」を「三万九千六百円」に改め、同条第十七号中「二万九千二百円」を「三万二百円」に改め、同条第十八号中「十五万三千円」を「十五万八千三百円」に改め、同条第十九号中「十四万八千円」を「十四万五千七百円」に改め、同条第二十号中「七万三千三百円」を「七万三千二百円」に改め、同条第二十一号中「四万九千円」を「五万八千円」に改め、

め、同条第二百二十二号中「一万八千九百円」を「二万八千九百円」に改め、同条第二百二十三号イ(1)中「七万八千八百円」を「七万四千三百円」に改め、同号イ(2)中「五万三千六百円」を「五万五千四百円」に改め、同号イ(3)中「二万四千二百円」を「二万五千円」に改め、同号イ(4)中「七万八千八百円」を「七万四千三百円」に改め、同号イ(5)中「五万三千六百円」を「五万五千四百円」に改め、同号イ(6)から(10)までの規定中「二万四千二百円」を「二万五千円」に改め、同号ロ(1)中「十二万九千四百円と三十円」を「十三万三千九百円と三千三百三十円」に改め、同号ロ(2)中「十万六千六百円と千五百十円」を「十万九千八百円と千五百六十円と五百十円」に改め、同号ロ(3)中「五万六千六百円と五百円」を「五万八千五百円と五百十円」に改め、同号ロ(4)中「十二万九千四百円と三千三十円」を「十三万三千九百円と三千三百三十円」に改め、同号ロ(5)中「十万六千六百円と千五百十円」を「十万九千八百円と千五百六十円」に改め、同号ロ(6)から(10)までの規定中「五万六千六百円と五百円」を「五万八千五百円と五百十円」に改め、同条第二百二十四号中「二千二百十円」を「二千九百十円」に改め、同条第二百二十五号中「三千四十円」を「三千四百十円」に改め、同条第二百二十六号中「五千七百円」を「五千八百二十円」に改め、同条第二百二十七号中「九千五百六十円」を「九千八百円」に改め、同条第二百二十八号中「二千九百円」を「二千九百六十円」に改め、同条第二百二十九号中「三千五百八十円」を「三千七百円」に改め、同条第三百十号イからトまでの規定中「三万五千三百三十円」を「三万六千五百円」に改め、同号チ中「四万六千八十円」を「四万七千円」に改め、同条第三百十一号及び第三百十二号中「一万五千四百円」を「一万五千九百円」に改め、同条第三百十三号中「千五百七十円」を「千六百二十円」に改め、同条第三百十四号中「一万四千四百六十円」を「一万四千九百円」に改め、同条第三百十五号中「九千五百円」を「九千七百六十円」に改め、同条第三百十六号及び第三百十七号中「二千二百円」を「二千九十円」に改め、同条第三百十八号中「四千三百円」を「四千三百九十円」に改め、同条第三百三十九号中「三千八百円」を「三千八百九十円」に改め、同条第三百四十号中「二万百円」を「二万五百円」に改め、同条第三百四十一号中「一万千円」を「一万千三百円」に改め、同条第三百四十二号中「十五万三千百円」を「十五万八千四百円」に改め、同条第三百四十三号中「九万七千七百円」を「九万四千九百円」に改め、同条第三百四十五号中「五千六百円」を「五千七百二十円」に改め、同条第三百四十六号中「二千四百円」を「二千四百四十円」に改め、同条第三百四十七号中「四千百十円」を「四千二百円」に改め、同条第三百四十八号中「三千二百円」を「三千二百七十円」に改め、同条第三百四十九号中「二千四百五十円」を「二千五百三十円」に改め、同条第三百五十号中「二千九百十円」を「二千九百八十円」に改め、同条第三百五十一号中「二千六百十円」を「二千六百七十円」に改める。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

岡山県精神保健福祉センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十一日

# 令和7年3月21日 岡山県公報 号外

岡山県精神保健福祉センター条例の一部を改正する条例

岡山県精神保健福祉センター条例（昭和四十六年岡山県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「の規定」を「及び第八十六条第二項第一号（同法第四百九十九条において準用する場合を含む。）の規定並びに高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七十一条第一項及び第七十六条第二項第一号の規定による厚生労働大臣が定める基準」に改め、同条第三項第一号中「千三十円」を「千五十円」に改め、同項第二号中「四千八百円」を「四千九百十円」に改め、同項第三号中「千七百七十円」を「千八百十円」に改め、同項第四号中「八百七十円」を「八百九十円」に改める。

## 附則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第三条第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

岡山県健康づくりセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第二十八号

岡山県健康づくりセンター条例の一部を改正する条例

岡山県健康づくりセンター条例（平成九年岡山県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

別表第二の一の表健康診断部門の項中「三九、九〇〇円」を「四一、一〇〇円」に改め、同表健康増進部門の項中「一、二七〇円」を「一、三二〇円」に、「一、〇四〇円」を「一、〇七〇円」に、「七、九八〇円」を「八、二三〇円」に、「一、八〇〇円」を「一、八五〇円」に改め、同表スポーツ医学部門の項中「八、〇〇〇円」を「八、二五〇円」に、「一、〇五〇円」を「一、〇八〇円」に改め、同表学習部門の項中「三、八一〇円」を「三、九三〇円」に、「一、二七〇円」を「一、三一〇円」に改め、同表研修部門の項中「一三、〇五〇円」を「一三、四四〇円」に、「四、三五〇円」を「四、四八〇円」に、「三、一八〇円」を「三、二七〇円」に、「一、〇六〇円」を「一、〇九〇円」に、「三、五七〇円」を「三、六六〇円」に、「一、一九〇円」を「一、二二〇円」に、「一四一、三三〇円」を「一四五、八〇〇円」に、同表設備の項中「六〇〇円」を「六三〇円」に、「二〇〇円」を「二一〇円」に改める。

## 附則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

公衆浴場法施行条例及び旅館業法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第二十九号

公衆浴場法施行条例及び旅館業法施行条例の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「大腸菌群（グラム陰性の無芽胞性の桿菌であつて乳糖を分解して酸とガスを形成する全ての好気性又は通性嫌気性の菌をいう。）」を「大腸菌」に改める。

- 一 公衆浴場法施行条例（昭和三十一年岡山県条例第八十号）第七条第二号ハ
- 二 旅館業法施行条例（昭和四十五年岡山県条例第六十三号）第四条第四号タ

附則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

岡山県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第三十号

岡山県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

岡山県動物の愛護及び管理に関する条例（平成十三年岡山県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

- 第二十二条第一項中「一頭又は一匹につき二千円の範囲内で規則で」を「次の各号に掲げる犬又は猫の区分に応じ、それぞれ当該各号に」に改め、同項に次の各号を加える。
- 一 生後九十一日以上の犬又は猫 一頭又は一匹につき二千三十円
  - 二 生後九十一日未満の犬又は猫 五頭又は五匹までにつき千十円（五頭又は五匹を超える場合にあっては、千十円に五頭又は五匹を超える部分が五頭又は五匹までごとに千十円を加算した額）

附則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

岡山県ふぐ処理等規制条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第三十一号

岡山県ふぐ処理等規制条例の一部を改正する条例

岡山県ふぐ処理等規制条例（平成二十七年岡山県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項第一号中「五千九十円」を「五千二百六十円」に改め、同項第二号中「一万五千九百七十円」を「一万六千五百円」に改め、同項第三号及び第四号中「二千九百七十円」を「三千七百七十円」に改め、同項第五号中「五千七百二十円」を「五千九百十円」に改め、同項第六号及び第七号中「三千五十円」を「三千百五十円」に改める。

附則



この条例は、令和七年四月一日から施行する。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第三十二号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成十八年岡山県条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第七項第二号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

附則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第三十三号

児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例  
児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例（平成二十四年岡山県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項、第四十五条第二号、第五十七条第一項、第六十七条第一項、第四項ただし書及び第十二項ただし書、第八十一条第一項、第九十一条第一項並びに第九十九条第一項中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

附則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第三十四号

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成二十四年岡山県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項ただし書及び同項第三号並びに同条第七項ただし書中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

附則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第三十五号

児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例

児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成二十四年岡山県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項ただし書及び同項第四号並びに同条第四項ただし書中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

附則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第三十六号

生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例  
生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営の基準を定める条例（平成二十四年岡山県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項第六号及び第二十五条第一項第六号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

附則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第三十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成二十四年岡山県条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

第八十八条第五項中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

附則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第三十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成二十四年岡山県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

第三十八条第六項中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

附則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第三十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業



の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める条例(平成二十四年岡山県条例第五十四号)の一部を次のように改正する。  
第四十五条第五項中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

附則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第四十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営の基準を定める条例(平成二十四年岡山県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。

第三十条第六項中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

附則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第四十一号

社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例  
社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例(平成二十四年岡山県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項ただし書及び同項第四号並びに同条第十項中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

附則第六条第一項ただし書中「栄養士」の下に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第五号及び同条第九項中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

附則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第四十二号

老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例  
老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例（平成二十四年岡山県条例第六十号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項ただし書及び同項第六号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加え、同条第十二項中「の生活相談員、栄養士」の下に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第一号から第三号までの規定中「又は」を「若しくは管理栄養士又は」に改め、同項第四号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

附則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第四十三号

老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例  
老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例（平成二十四年岡山県条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項ただし書及び同項第五号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加え、同条第九項中「栄養士」の下に「若しくは管理栄養士」を加える。

第四十五条第一項ただし書及び同項第五号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加え、同条第九項中「の生活相談員、栄養士」の下に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第一号から第三号までの規定中「栄養士」の下に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第四号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加え、同条第十二項中「栄養士」の下に「若しくは管理栄養士」を加える。

附則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第四十四号

介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例

介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成二十四年岡山県条例第六十二号）の一部を次のように改正する。

第四百四十八条第一項ただし書及び同項第四号、第八八十三条第一項ただし書及び同項第三号並びに第九十条第一項中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

附則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第四十五号

介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例

介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成二十四年岡山県条例第六十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第十二項中「、栄養士又は」を「、栄養士若しくは管理栄養士又は」に改める。

附則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第四十六号

介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等を定める条例の一部を改正する条例

介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サ

ビス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等を定める条例（平成二十四年岡山県条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

第三百三十条第一項ただし書及び同項第四号、第六十七号第一項ただし書及び同項第三号並びに第三百七十四号第一項中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

附則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第四十七号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例（平成二十六年岡山県条例第七十一号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「十年間」を「十二年間」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

岡山県子ども・福祉関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第四十八号

岡山県子ども・福祉関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岡山県子ども・福祉関係手数料徴収条例（令和五年岡山県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「九千二百二十円」を「九千六百四十円」に改め、同条第七号中「千六百四十円」を「千六百九十円」に改め、同条第八号中「千二百四十円」を「千二百八十円」に改め、同条第九号中「二千六百九十円」を「二千七百八十円」に改め、同条第十号中「二千七百九十円」を「二千八百八十円」に改め、同条第十一号中「六万四千三百六十円」を「六万六千六百円」に改め、同条第十二号中「三万四千四百五十円」を「三万五千六百円」に改め、同条第十三号中「六万五千三百六十円」を「六万七千六百円」に改め、同条第十四号中「三万三千九百五十円」を「三万五千百円」に改め、同条第十五号中「二千八百円」を「二千八百九十円」に改め、同条第十六号中「三千四百二十円」を

「三千五百三十円」に改める。

附則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第四十九号

岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館条例の一部を改正する条例

岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館条例（平成十七年岡山県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

別表の一の表三〇一会議室の項中「六、三八〇円」を「六、六九〇円」に、「八、五八〇円」を「九、〇〇〇円」に、「一七、一七〇円」を「一八、〇〇〇円」に、「三、一三〇円」を「三、二八〇円」に、「四、二八〇円」を「四、四九〇円」に改め、同表三〇二会議室の項中「七二〇円」を「七五〇円」に、「九三〇円」を「九七〇円」に、「一、八八〇円」を「一、九七〇円」に改め、同表四〇一会議室の項中「三、七六〇円」を「三、九四〇円」に、「五、一三〇円」を「五、四九〇円」に、「一〇、三六〇円」を「一〇、八〇〇円」に改め、同表七〇一会議室の項中「七二〇円」を「七五〇円」に、「九三〇円」を「九七〇円」に、「一、八八〇円」を「一、九七〇円」に改め、同表七〇二会議室の項から七〇四会議室の項までの規定中「一、二五〇円」を「一、三二〇円」に、「一、六七〇円」を「一、七五〇円」に、「三、三五〇円」を「三、五一〇円」に改め、同表七〇五会議室の項及び七〇六会議室の項中「一、七七〇円」を「一、八五〇円」に、「二、三〇〇円」を「二、四一〇円」に、「四、七〇〇円」を「四、九三〇円」に改め、同表七〇七会議室の項及び七〇八会議室の項中「一、二五〇円」を「一、三二〇円」に、「一、三七〇円」を「一、四七〇円」に、「三、三五〇円」を「三、五一〇円」に改め、別表の三の表プロジェクトの項中「九四〇円」を「九七〇円」に改め、同表音響装置の項中「二〇〇円」を「二一〇円」に改め、同表簡易ステージの項中「三〇〇円」を「三一〇円」に改める。

附則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

社会福祉法に基づく女性自立支援施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第五十号

社会福祉法に基づく女性自立支援施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条



例

社会福祉法に基づく女性自立支援施設の設備及び運営の基準を定める条例（平成二十四年岡山県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第三号中「又は」を「若しくは管理栄養士又は」に改める。

附則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

児童福祉法に基づく一時保護施設の設備及び運営の基準を定める条例をここに公布する。

令和七年三月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第五十一号

児童福祉法に基づく一時保護施設の設備及び運営の基準を定める条例

（趣旨）

第一条 この条例は、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。）第十二条の四第二項の規定に基づき、一時保護施設の設備及び運営の基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。

（最低基準の目的等）

第二条 最低基準は、一時保護施設に入所している児童が、明るく、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（児童相談所長及び一時保護施設の管理者を含む。以下同じ。）の支援により、心身ともに健やかにして、安全な生活を送ることを保障するものとする。

2 県は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

（最低基準と一時保護施設）

第三条 一時保護施設は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている一時保護施設においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

（一時保護施設の一般原則）

第四条 一時保護施設は、入所している児童の権利に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 一時保護施設は、児童の保護者及び地域社会に対し、当該一時保護施設の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 一時保護施設は、自らその行う業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

4 一時保護施設は、法第三十三条第一項又は第二項に規定する一時保護の目的を達成するために必要な設備を設けるとともに、採光、換気等入所している児童の保健衛生及びこれらの児童に対する危害防止に十分考慮した構造設備を設けなければならない。

(非常災害対策)

第五条 一時保護施設は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に係る訓練は、少なくとも毎月一回は、これを行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第六条 一時保護施設は、児童の安全の確保を図るため、当該一時保護施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する一時保護施設外での活動、取組等を含めた一時保護施設での生活その他の日常生活における安全に関する教育、職員の研修及び訓練その他一時保護施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 一時保護施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 一時保護施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第七条 一時保護施設は、児童の一時保護施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。

(入所した児童を平等に取り扱う原則)

第八条 一時保護施設は、入所している児童の国籍、信条、社会的身分等によって、差別的取扱いをしてはならない。

(児童の権利擁護)

第九条 知事又は児童相談所長は、一時保護施設において一時保護を行うに当たっては、児童に対し、児童の権利、児童の権利を擁護する仕組み、一時保護を行う理由その他必要な事項について、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じた説明を行わなければならない。

2 一時保護施設は、入所した児童に対し、その意見又は意向（法第三十三条の三の三の意見聴取等措置において表明された意見又は意向を含む。）を尊重した支援を行わなければならない。

(児童の権利の制限)

第十条 一時保護施設は、正当な理由なく、児童の権利を制限してはならない。

2 一時保護施設は、前項に規定する正当な理由がある場合に、やむを得ず児童の権利を制限するに当たっては、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得るよう努めなければならない。

(児童の行動の制限)

第十一条 一時保護施設は、施設等により児童の行動を制限してはならない。

(児童の所持品等)

第十二条 一時保護施設は、合理的な理由なく、児童の所持する物の持込みを禁止してはならない。

2 一時保護施設において、前項に規定する合理的な理由がある場合に、やむを得ず児童の所持する物の持込みを禁止するに当たっては、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得た上でこれを行うよう努めなければならない。

3 一時保護施設において、児童の所持する物を保管する場合は、紛失、盗難、毀損等が生じないような設備に保管しなければならない。

(虐待等の禁止)

第十三条 一時保護施設の職員は、入所中の児童に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(業務継続計画の策定等)

第十四条 一時保護施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所している児童に対する支援の提供を継続的に実施するとともに、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 一時保護施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 一時保護施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

(設備の基準)

第十五条 一時保護施設の設備の基準は、次のとおりとする。

一 児童の居室、学習等を行う室、屋内運動場（一時保護施設の付近にある屋内運動場に代わるべき場所を含む。第八号及び第二十八条第二項において同じ。）又は屋外運動場（一時保護施設の付近にある屋外運動場に代わるべき場所を含む。第八号及び第二十八条第二項において同じ。）、相談室、食堂（ユニット（居室、居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備、浴室及び便所により一体的に構成される場所であって、その利用定員がおおむね六人以下であるものをいう。以下この条並びに第十九条第一項及び第二項において同じ。）を整備し、各ユニットにおいて食事を提供する場合を除く。）、調理室、浴室及び便所を設けること。

二 児童ができる限り良好な家庭的環境において安全にかつ安心して暮らすことができるよう、ユニットを整備するよう努めること。

三 児童の居室は、児童が穏やかに過ごすことができ、安心して暮らすことができる環境を整えること。

四 児童の居室の一室の定員は、四人以下とし、その面積は、一人につき四・九五平方メートル以上とすること。ただし、乳児又は幼児のみの居室の一室の定員は、六人以下とし、その面積は、一人につき三・三平方メートル以上とすること。



五 少年の居室の一室の定員は、一人とするよう努めるとともに、その面積は、八平方メートル以上とするよう努めること。

六 少年であっても、その福祉のために必要があるときは、複数の児童（少年を含む。以下この号において同じ。）で同一の居室を利用できるよう、複数の児童での利用が可能な居室を設けること。

七 入所している児童の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にすること。

八 学習等を行う室及び屋内運動場又は屋外運動場は、児童の人数に応じた必要な面積を有すること。

九 浴室及び便所は、男子用と女子用とを別にすること。ただし、少数の児童を対象として設けるときは、この限りでない。

十 居室、浴室及び便所を設けるに当たっては、入所する児童の年齢、性別、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和五年法律第六十八号）第二条第一項の性的指向及び同条第二項のジェンダーアイデンティティ等に配慮すること。

十一 児童三十人以上を入所させる一時保護施設には、医務室及び静養室を設けること。

十二 児童の生活の場は、児童のプライバシーの保護に十分に配慮した環境を整えること。

（職員の一般的要件）

第十六条 一時保護施設に入所している児童の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であつて、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

（職員の知識及び技能の向上等）

第十七条 一時保護施設の職員は、常に自己研さんに励み、法第三十三条第一項又は第二項に規定する一時保護の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 知事は、一時保護施設の職員に対し、その資質の向上のために、一時保護施設に入所している児童の権利の擁護、児童の意見又は意向を尊重した支援の実施その他必要な事項に関する研修の機会を確保しなければならない。

（職員）

第十八条 一時保護施設には、児童指導員（児童の生活指導を行う者をいう。次項及び第二十一条において同じ。）、嘱託医、看護師、保育士、心理療法担当職員、個別対応職員、学習指導員、栄養士又は管理栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、児童十人以下を入所させる一時保護施設にあっては個別対応職員を、学習指導を委託する一時保護施設にあっては学習指導員を、児童四十人以下を入所させる一時保護施設にあっては栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

2 児童指導員及び保育士の総数は、通じて、満二歳に満たない幼児おおむね一・六人につき一人以上、満二歳以上満三歳に満たない幼児おおむね二人につき一人以上、満三歳以上の児童おおむね三人につき一人以上とする。

- 3 心理療法担当職員の数は、児童おおむね十人以上とする。
- 4 学習指導員の数は、児童の人数に応じた適切な数を置くよう努めなければならない。

(夜間の職員配置)

第十九条 一時保護施設（ユニットを整備していないものに限る。）には、夜間、職員二人以上を置かなければならない。

2 一時保護施設（前項に規定するものを除く。）には、夜間、一のユニットごとに職員一人以上を置かなければならない。ただし、夜間に置かれる職員全体の数は、二人を下ることはできない。

3 一時保護施設において児童相談所の開庁時間以外の時間における法第二十五条第一項の規定による通告に係る対応を行う場合には、一時保護施設には、夜間、前二項に規定する職員とは別に、当該対応のために必要な職員を置くよう努めなければならない。

(管理者等)

第二十条 一時保護施設には、人格が高潔で識見が高く、一時保護施設を適切に運営する能力を有する者を管理者として置かなければならない。

2 一時保護施設には、職員の指導及び教育を行う指導教育担当職員を置かなければならない。

3 指導教育担当職員は、一時保護施設における業務又は児童相談所における児童の福祉に係る相談援助業務に通算しておおむね五年以上従事した経験を有する者でなければならない。

4 一時保護施設の管理者及び指導教育担当職員は、二年に一回以上、一時保護施設の運営に関する必要な知識の習得及びその資質の向上のためのことも家庭庁長官が指定する者が行う研修又はこれに準ずる研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(児童指導員の資格)

第二十一条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）

二 社会福祉士の資格を有する者

三 精神保健福祉士の資格を有する者

四 学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。次号において同じ。）において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

五 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者

六 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

七 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

八 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上児童福祉事業に従事したものであるもの

九 教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七十七号）に規定する幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者であつて、知事が適当と認められたもの

十 三年以上児童福祉事業に従事した者であつて、知事が適当と認められたもの

（心理療法担当職員の資格）

第二十二條 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

（学習指導員の資格）

第二十三條 学習指導員は、教育職員免許法に規定する小学校、中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者でなければならない。

2 学齢児童及び学齢生徒（それぞれ学校教育法第十八条の学齢児童及び学齢生徒をいう。）を入所させる一時保護施設であつて学習指導員を二人以上置くものにあつては、教育職員免許法に規定する小学校の教諭の免許状を有する学習指導員及び教育職員免許法に規定する中学校の教諭の免許状を有する学習指導員をそれぞれ一人以上置くよう努めなければならない。

（他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第二十四條 一時保護施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該一時保護施設の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。

2 前項の規定は、入所している児童の居室及び一時保護施設に特有の設備並びに入所している児童の保護に直接従事する職員については、適用しない。

（衛生管理等）

第二十五條 一時保護施設は、入所している児童の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 一時保護施設は、当該一時保護施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的の実施するよう努めなければならない。

3 一時保護施設は、入所している児童の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよう適切に、入所している児童を入浴させ、又は清しきしなければならない。

4 一時保護施設は、入所している児童に対し清潔な衣服を提供しなければならない。なお、下着は児童の所持する物を使用させ、又は未使用のものを提供しなければならない。

5 一時保護施設は、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第二十六条 一時保護施設は、入所している児童に食事を提供するときは、当該一時保護施設内で調理する方法(第二十四条の規定により、当該一時保護施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。)により行わなければならない。

2 一時保護施設において、入所している児童に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、入所している児童の健全な発育に必要な栄養量を含有するものとし、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所している児童の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

3 一時保護施設において、利用者に食事を提供するときは、地域で生産された旬の食材を活用し、季節、行事等に応じたものとなるよう努めなければならない。

4 一時保護施設は、あらかじめ作成された献立に従って調理を行わなければならない。ただし、少数の児童を対象として家庭的な環境の下で調理するときは、この限りでない。

5 一時保護施設は、児童の健康な生活の基本としての正しい食習慣を身につける力の育成に努めなければならない。

(入所した児童及び職員の健康状態の把握等)

第二十七条 児童相談所長は、入所した児童の健康状態を把握するために、当該児童の状況等に応じ、医師又は歯科医師による診察その他の必要な措置を講じなければならない。

2 前項の措置の実施により児童の健康状態を把握した医師又は歯科医師は、その結果必要な事項を入所した児童の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ一時保護の解除及び医療上の措置等必要な手続をとることを、児童相談所長又は知事に勧告しなければならない。

3 一時保護施設の職員の健康状態の把握に当たっては、特に入所している児童の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

(養護)

第二十八条 一時保護施設における養護は、児童に対して安定した生活環境を整えるとともに、生活支援及び教育を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健やかな成長を支援することを目的として行わなければならない。

2 学習等を行う室、屋内運動場、屋外運動場等における活動は、それらの面積及び利用する児童数を勘案して、児童の安全が確保されたものでなければならない。

(生活支援、教育及び親子関係再構築支援等)

第二十九条 一時保護施設における生活支援は、児童の自主性を尊重しつつ、基本的な生活習慣を確立するとともに豊かな人間性及び社会性を養うことができるように行わなければならない。

2 一時保護施設における教育は、児童がその適性、能力等に応じた学習を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等の支援により行わなければならない。



3 一時保護施設は、学校教育法第一条に規定する学校（幼稚園を除く。）に在籍している児童が適切な教育を受けられるよう、当該児童の希望を尊重しつつ、その置かれている環境その他の事情を勘案し、通学の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 一時保護施設は、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるよう、必要な支援等を行わなければならない。

5 一時保護施設は、児童が適切な支援を受けられるよう、一時保護の解除後も当該解除を行った児童相談所に必要な協力をするよう努めなければならない。

（関係機関との連携）

第三十条 児童相談所長は、児童の通学する学校及び必要に応じ警察、医療機関等関係機関と密接に連携して児童の支援に当たらなければならない。

（一時保護施設内部の規程）

第三十一条 一時保護施設においては、次に掲げる事項のうち必要な事項につき規程を設けなければならない。

一 入所する児童の支援に関する事項

二 その他施設の管理についての重要事項

（一時保護施設に備える帳簿）

第三十二条 一時保護施設には、入所している児童の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておくなければならない。

（秘密保持等）

第三十三条 一時保護施設の職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 知事は、一時保護施設の職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

（苦情への対応）

第三十四条 知事は、一時保護施設に入所している児童又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、当該苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 知事は、前項の必要な措置として、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たって当該

一時保護施設の職員以外の者を関与させなければならない。

（電磁的記録）

第三十五条 一時保護施設及びその職員は、記録、作成その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方

式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

(設備に関する経過措置)

2 この条例の施行の際現に存する一時保護施設(建築中のものを含み、この条例の施行の後に全面的に改築されたものを除く。)に係る設備については、第十五条の規定は適用せず、児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例(平成二十四年岡山県条例第四十七号。次条において「児童福祉施設設備運営条例」という。)第五十六条の規定を準用する。

(職員及び夜間の職員配置に関する経過措置)

3 一時保護施設の職員の確保の状況その他特別の事由により、一時保護施設の職員の数及び夜間の職員体制につき、この条例に定める基準により難いときは、当該一時保護施設は、令和八年三月三十一日まで、これによらないことができる。この場合においては、児童福祉施設設備運営条例第五十七条及び第六十四条の規定を準用する。

(指導教育担当職員に関する経過措置)

4 令和八年三月三十一日までの間は、第二十条第三項の規定にかかわらず、一時保護施設には、児童福祉司であって、一時保護施設の職員の指導及び教育を行うために必要な知識及び経験を有する者として児童相談所長が適当と認めた者を指導教育担当職員として置くことができる。

岡山県総合展示場コンベックス岡山条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第五十二号

岡山県総合展示場コンベックス岡山条例の一部を改正する条例

岡山県総合展示場コンベックス岡山条例(平成三年岡山県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

別表の一の表大展示場の項中「五八、五五〇円」を「六〇、四二〇円」に改め、同表中展示場の項中「三九、七二〇円」を「四〇、九九〇円」に改め、同表小展示場の項中「二九、八一〇円」を「三〇、七六〇円」に改め、同表屋外展示場の項中「九、一四〇円」を「九、四三〇円」に改め、別表の二の表冷暖房設備の項中「二四、八〇〇円」を「二五、五九〇円」に、「一六、八五〇円」を「一七、三八〇円」に、「九、二四〇円」を「九、五三〇円」に改め、同表水道設備の項中「四七〇円」を「四八〇円」に改め、別表の三の表国際会議場の項中「一〇、一〇〇円」を「一〇、四二〇円」に改め、同表バンケットホールの項中「五、一〇〇円」を「五、二六〇円」に改め、同表中会議室の項中「二、九二〇円」を「三、〇一〇円」に改め、同表小会議室の項中「一、五〇〇円」を「一、五四〇円」に

改め、同表レストラン・売店の項中「一、二九〇円」を「一、三三〇円」に改め、別表の四の表同時通訳装置の項中「三二、六四〇円」を「三三、六八〇円」に改め、同表会議進行管理表示装置の項中「二一、七六〇円」を「二二、四五〇円」に改め、同表ビデオプロジェクターの項及び可動席装置の項中「五四、四一〇円」を「五六、一五〇円」に改める。

附則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

岡山県工業振興特別基金条例を廃止する条例をここに公布する。

令和七年三月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第五十三号

岡山県工業振興特別基金条例を廃止する条例

岡山県工業振興特別基金条例（昭和五十七年岡山県条例第十七号）は、廃止する。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

岡山県工業技術センター手数料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第五十四号

岡山県工業技術センター手数料等徴収条例の一部を改正する条例

岡山県工業技術センター手数料等徴収条例（昭和三十六年岡山県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

別表前処理手数料の項中「四、一六〇円」を「四、二九〇円」に改める。

附則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

岡山県岡山セラミックスセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第五十五号

岡山県岡山セラミックスセンター条例の一部を改正する条例

岡山県岡山セラミックスセンター条例（平成二年岡山県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

別表の一の表研究室（大）の項中「四八、六一〇円」を「五〇、一六〇円」に改め、同表研究室（小）

の項中「四一、六六〇円」を「四二、九九〇円」に改め、同表セミナー室の項中「一、九一〇円」を「一、九七〇円」に改め、同表会議室の項中「五六〇円」を「五八〇円」に改め、同表備考一中「二六〇円」を「二七〇円」に改め、別表の二の表分析機器の項中「三、五五〇円」を「三、六六〇円」に、「四、五六〇円」を「四、七〇〇円」に、「九、一三〇円」を「九、四二〇円」に、「一三、六二〇円」を「一四、〇五〇円」に、「二、〇四〇円」を「二、一〇〇円」に、「二、一二〇円」を「二、一八〇円」に、「二五、五八〇円」を「二六、〇七〇円」に、「二、一五〇円」を「二、二二〇円」に、「二、三四〇円」を「二、四一〇円」に、「九、七八〇円」を「一〇、〇九〇円」に、「九、六〇〇円」を「九、九〇〇円」に、「一〇、五五〇円」を「一〇、八八〇円」に、「三、〇一〇円」を「三、一〇〇円」に、「一〇、〇二〇円」を「一〇、三四〇円」に、「二五、九〇〇円」を「二六、七二〇円」に、「九、七四〇円」を「一〇、〇五〇円」に、「一二五、三六〇円」を「一二九、三七〇円」に、「八四〇円」を「八六〇円」に、「七、八六〇円」を「八、一一〇円」に、「一〇、八三〇円」を「一一、一七〇円」に、「二、〇八〇円」を「二、一四〇円」に、「四、〇九〇円」を「四、二二〇円」に、「二、一九〇円」を「二、二六〇円」に改め、同表試験機器の項中「一、五三〇円」を「一、五七〇円」に、「二、九三〇円」を「三、〇二〇円」に、「二二、〇二〇円」を「二二、四〇〇円」に、「二、六三〇円」を「二、七一〇円」に、「一、九六〇円」を「二、〇二〇円」に、「一、一九〇円」を「一、二二〇円」に、「九四〇円」を「九七〇円」に、「四、一四〇円」を「四、二七〇円」に、「一八、一一〇円」を「一八、六八〇円」に、「二六、〇八〇円」を「二六、九一〇円」に、「二九、一三〇円」を「三〇、〇六〇円」に、「一四、三〇〇円」を「一四、七五〇円」に、「五八、三三〇円」を「六〇、一九〇円」に、「七四、三二〇円」を「七六、六八〇円」に、「三一、四九〇円」を「三一、四九〇円」に、「二、二六〇円」を「二、三三〇円」に、「三〇、六一〇円」を「三一、五八〇円」に、「六、一七〇円」を「六、三六〇円」に、

「熱間クリーブ試験装置」を「一七、一七〇円」を

熱間クリーブ試験装置	八時間につき	一七、七一〇円
荷重下膨張試験装置	八時間につき	五六、九二〇円

に改め、同表

試作加工機器の項中「四八〇円」を「四九〇円」に、

ボールミル	四時間につき	七七〇円
ヘンセルミキサ―	一時間につき	六四〇円

を

「ボールミル」を「七九〇円」に、「三、一〇円」を「三、六二〇円」に、「三、三九〇円」を「三、四九〇円」に、「一、九二〇円」を「一、九八〇円」に、「四八、五四〇円」を「五〇、〇九〇円」に、「五九〇円」を「六〇〇円」に、「四、四〇〇円」を「四、五四〇円」に、「一六、八三〇円」を「一七、三六〇円」に、「一四、七七〇円」を「一五、二四〇円」に、「一、八〇〇円」を「一、八五〇円」に、「二、三九〇円」を「二、四六〇円」に改め、同表計測機器の項中「七八〇円」を「八〇〇円」に改める。



附則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

岡山県テクノサポート岡山条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第五十六号

岡山県テクノサポート岡山条例の一部を改正する条例

岡山県テクノサポート岡山条例（平成七年岡山県条例第九号）の一部を次のように改正する。

別表の一の表大会議室の項中「六、五九〇円」を「六、八〇〇円」に、「三、九三〇円」を「四、〇五〇円」に、「二、五四〇円」を「二、六二〇円」に改め、同表中会議室の項中「二、八六〇円」を「二、九五〇円」に、「一、四八〇円」を「一、五二〇円」に改め、同表小会議室の項中「六三〇円」を「六五〇円」に改め、同表円卓会議室の項中「一、二七〇円」を「一、三一〇円」に改め、同表研修室の項中「二、〇一〇円」を「二、〇七〇円」に改め、同表交流サロン（専用して利用する場合に限る。）の項中「四、一四〇円」を「四、二七〇円」に改め、別表の二の表液晶プロジェクター（大）の項中「二三〇円」を「二四〇円」に改め、同表液晶プロジェクター（小）の項中「一七〇円」を「一八〇円」に改める。

附則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

岡山県計量法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第五十七号

岡山県計量法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岡山県計量法関係手数料徴収条例（平成十二年岡山県条例第四十号）の一部を次のように改正する。  
第二条の表の二の項中「七百十円」を「七百四十円」に改め、同表の三の項中「十六万四千二百円」を「十六万九千五百五十円」に改め、同表の五の項中「四十二万九千六百五十円」を「四十四万三千六百十円」に改め、同表の七の項中「五万四千六百八十円」を「五万六千四百八十円」に改め、同表の八の項中「千七百五十円」を「千八百三十円」に改め、同表の九の項中「七百七十円」を「八百円」に改め、同表の十の項中「三百八十円」を「三百九十円」に改め、同表の十二の項中「二千五百六十円」を「二千六百八十円」に改め、同表の十三の項中「七千五百八十円」を「七千八百三十円」に改める。

別表第一の一の項イ(1)中「千百円」を「千百五十円」に改め、同イ(2)中「千三百円」を「千三百六十円」に改め、同イ(3)中「千七百円」を「千七百八十円」に改め、同イ(4)中「二千六十円」を「二千

百六十円」に改め、同イ(5)中「二千三百七十円」を「二千四百四十円」に改め、同項ハ(3)中「二百六十円」を「二百七十円」に改め、同ハ(4)中「三百五十円」を「三百六十円」に改め、同ハ(5)中「五百三十円」を「五百五十円」に改め、同ハ(6)中「九百円」を「九百四十円」に改め、同ハ(7)中「千六百十円」を「千六百九十円」に改め、同ハ(8)中「二千四百六十円」を「二千五百八十円」に改め、同ハ(9)中「六千二百四十円」を「六千四百四十円」に改め、同ハ(10)中「七千九百六十円」を「八千二百二十十円」に改め、同ハ(11)中「一万七千七百四十円」を「一万二千二百二十円」に改め、同ハ(12)中「一万四千六百十円」を「一万五千九十円」に改め、同ハ(13)中「二万九千五百五十円」を「二万二百円」に改め、同ハ(14)及び(15)中「二万二千五百十円」を「二万二千八百九十円」に改め、同表の三の項イ(1)中「五百九十円」を「六百十円」に改め、同イ(2)中「千六百円」を「千六百八十円」に改め、同イ(3)中「二千五十円」を「二千五百十円」に改め、同項ロ中「六千四百三十円」を「六千七百五十円」に改め、同表の四の項ロ中「四百五十円」を「四百七十円」に改める。

別表第二の一の項ハ中「二百八十円」を「二百九十円」に改め、同項ニ中「三百七十円」を「三百八十円」に改め、同項ホ中「五百七十円」を「五百九十円」に改め、同項ヘ中「千円」を「千五十円」に改め、同項ト中「千七百六十円」を「千八百四十円」に改め、同項チ中「二千九百十円」を「三千六十円」に改め、同項リ中「六千七百四十円」を「六千九百六十円」に改め、同項ヌ中「八千五百七十円」を「八千八百五十円」に改め、同項ル中「一万二千七百四十円」を「一万三千百五十円」に改め、同項ヲ中「一万五千六十円」を「一万六千二百十円」に改め、同項ワ中「二万五百七十円」を「二万二千五百十円」に改め、同項カ及びヨ中「二万三千二百七十円」を「二万四千四十円」に改める。

別表第三の一の項イ中「九百九十円」を「千三十円」に改め、同項ロ(1)中「五百四十円」を「五百六十円」に改め、同ロ(2)中「九百二十円」を「九百六十円」に改め、同ロ(3)中「千六百十円」を「千六百九十円」に改め、同ロ(4)中「二千七百十円」を「二千八百五十円」に改め、同ロ(5)中「六千四百四十円」を「六千六百四十円」に改め、同ロ(6)中「八千三百六十円」を「八千五百十円」に改め、同ロ(7)中「一万二千二百四十円」を「一万二千六百四十円」に改め、同ロ(8)中「一万五千三百十円」を「一万五千八百十円」に改め、同ロ(9)中「一万九千九百六十円」を「二万六百二十円」に改め、同ロ(10)及び(11)中「二万二千三百六十円」を「二万三千百十円」に改め、同項ニ中「九百三十円」を「九百七十円」に改め、同表の二の項イ(1)中「千六百円」を「千六百八十円」に改め、同イ(2)中「二千百円」を「二千二百円」に改め、同項ロ(1)中「二千六十円」を「二千七百四十円」に改め、同ロ(2)中「三千四百七十円」を「三千五百八十円」に改め、同表の三の項中「六千三百三十円」を「六千六百四十円」に改め、同表の四の項ロ中「四百七十円」を「四百九十円」に改める。

別表第四の一の項イ(1)中「千四百円」を「千四百七十円」に改め、同イ(2)中「千九百十円」を「二千円」に改め、同イ(3)中「二千二百十円」を「二千三百二十円」に改め、同イ(4)中「三千二百二十円」を「三千三百七十円」に改め、同項ロ中「二百五十円」を「二百六十円」に改め、同項ハ(1)中「五百円」を「五百二十円」に改め、同ハ(2)中「九百円」を「九百四十円」に改め、同ハ(3)中「千五百円」を「千五百七十円」に改め、同ハ(4)中「二千三百二十円」を「二千二百九十円」に改め、同ハ(5)中「三

千七百二十円」を「三千八百四十円」に改め、同八(6)中「六千九百四十円」を「七千六百十円」に改め、同八(7)中「一万九百九十円」を「一万三千五百十円」に改め、同八(8)中「一万五千三百六十円」を「一万五千八百六十円」に改め、同八(9)中「一万九千六百四十円」を「二万二千九百九十円」に改め、同八(10)中「二万二千三百二十円」を「二万三千六十円」に改め、同八(11)及び(12)中「三万九百円」を「三万九百二十円」に改める。

別表第五の一の項中「一万三千六百九十円」を「二万四千三百三十円」に改め、同表の二の項イ中「四千九百八十円」を「五千二百二十円」に改め、同項ロ(1)中「三千三百七十円」を「三千四百八十円」に改め、同ロ(2)中「五千三百三十円」を「五千五百九十円」に改め、同ロ(3)中「七千八百五十円」を「八千二百三十円」に改め、同ロ(4)中「一万五百八十円」を「一万九百二十円」に改め、同ロ(5)及び(6)中「一万四千百十円」を「一万四千五百六十円」に改め、同項ハ中「七千九百五十円」を「八千二百円」に改め、同項ニ(1)イ中「三千二百二十円」を「三千三百二十円」に改め、同ニ(1)ロ中「七千九百六十円」を「八千二百十円」に改め、同ニ(2)イ中「六百四十円」を「六百七十円」に改め、同ニ(2)ロ中「七百八十円」を「八百十円」に改め、同ニ(2)ハ中「八千九百円」を「九千九百九十円」に改め、同ニ(3)イ中「四百八十円」を「五百円」に改め、同ニ(3)ロ中「六百五十円」を「六百八十円」に改め、同ニ(3)ハ中「七千六十円」を「七千三百九十円」に改め、同表の三の項イ中「一万三千六百九十円」を「一万四千三百三十円」に改め、同項ロ中「三万四千二百三十円」を「三万五千三百四十円」に改める。

別表第六の二の項イ中「二万三千七百八十円」を「二万四千五百九十円」に改め、同項ロ中「三万八千四百六十円」を「三万九千七百五十円」に改め、同表の三の項中「三万三千五百四十円」を「三万四千六百七十円」に改め、同表の四の項イ中「九万七千四十円」を「十万三千三十円」に改め、同項ロ中「十二万九千七百円」を「十三万四千五十円」に改め、同項ハ中「九万六千六百四十円」を「九万九千九百二十円」に改め、同項ニ中「十万七千六百九十円」を「十一万三千三百三十円」に改め、同項ホ中「十万二千六十円」を「十万五千六百二十円」に改め、同項ヘ中「十一万七千五百四十円」を「十二万五千五百円」に改め、同項ト中「十万三千七十円」を「十万六千五百六十円」に改め、同項チ中「十万九千七百十円」を「十一万三千四百十円」に改め、同項リ中「二万六千四百円」を「二万七千二百九十円」に改める。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

岡山県岡山市サーチパークインキュベーションセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十一日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県条例第五十八号

岡山県岡山市サーチパークインキュベーションセンター条例の一部を改正する条例

岡山県岡山リサーチパークインキュベーションセンター条例（平成十四年岡山県条例第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表の一の表研究室（大）の項中「九四、四五〇円」を「九七、四七〇円」に改め、同表研究室（小）の項中「四七、九六〇円」を「四九、四九〇円」に改め、同表試作開発室の項中「一八七、三〇〇円」を「一九三、二九〇円」に改める。

附則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

岡山県立職業能力開発校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第五十九号

岡山県立職業能力開発校条例の一部を改正する条例

岡山県立職業能力開発校条例（昭和四十四年岡山県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。  
第九条第二項中「二百五十円」を「二百七十円」に改める。

附則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

岡山県農林水産総合センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第六十号

岡山県農林水産総合センター条例の一部を改正する条例

岡山県農林水産総合センター条例（平成二十二年岡山県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の表生物科学研究所の項中「一、三八〇円」を「一、四〇〇円」に改め、同表森林研究所の項中「六八〇円」を「七三〇円」に改める。

別表第二畜産研究所の項中「九、九九〇円」を「一〇、一五〇円」に、同表水産研究所の項中「二二、一七〇円」を「二三、七七〇円」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の第五条第一項の許可を受けている施設の利用に係る使用料の徴収については、なお従前の例による。ただし、当該許可に係る付款に使用料について特別の定めがある。

ある場合は、当該付款の定めるところによる。

岡山県立青少年農林文化センター三徳園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第六十一号

岡山県立青少年農林文化センター三徳園条例の一部を改正する条例

岡山県立青少年農林文化センター三徳園条例（昭和四十三年岡山県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

別表の一の表矢野講堂の項中「六七〇円」を「七〇〇円」に改める。

附則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

岡山県農林水産関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第六十二号

岡山県農林水産関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岡山県農林水産関係手数料徴収条例（平成十二年岡山県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第十二号中「次に掲げる肥料の区分に応じ、それぞれ次に定める額」を「三万五千七百二十円」に改め、同号イ及びロを削り、同条第十三号中「次に掲げる肥料の区分に応じ、それぞれ次に定める額」を「七千二百二十円」に改め、同号イ及びロを削り、同条第十九号及び第二十号中「八百十円」を「八百六十円」に改め、同条第二十一号中「千八百四十円」を「千九百円」に改め、同条第二十三号から第二十六号までの規定中「千七百四十円」を「千八百円」に改め、同条第三十号ホ中「千四百三十円」を「千六百九十円」に改め、同条第三十一号中ロからトまでを削り、チをロとし、同条第四十一号中「二万九千九百八十円」を「三万六百元」に改め、同条第四十二号中「一万二千八十円」を「一万二千四百円」に改め、同条第四十三号イ中「七千三百二十円」を「七千四百八十円」に改め、同号ロ中「二千三百三十円」を「二千二百円」に改め、同号ハ中「二千九百九十円」を「三千九十円」に改め、同条第四十四号中「三万四百円」を「三万四千四百円」に改め、同条第四十五号中「一万二千三百円」を「一万二千七百円」に改め、同条第四十六号中「三万五百円」を「三万五千五百円」に改め、同条第四十七号中「一万二千三百円」を「一万二千七百円」に改め、同条第四十八号及び第四十九号中「七千三百四十円」を「七千五百九十円」に改め、同条第五十号中「二千百七十円」を「二千二百四十円」に改め、同条第五十一号中「二千九百九十円」を「三千九十円」に改め、同条第五十二号中「二千百二十円」を「二千百九十円」に改め、同条第五十三号中「三千四十円」を「三千百四十円」に改め、

に改め、同条第五十四号中「六千四百三十円」を「六千五百円」に改め、同条第五十五号中「一万四千二百九十円」を「一万四千五百五十円」に改め、同条第五十六号中「三千五百十円」を「三千六百五十円」に改め、同条第五十七号中「三千十円」を「三千百七十円」に改め、同条第五十八号中「三万六千二百二十円」を「三万六千五百三十円」に改め、同号イ中「五千九百五十円」を「六千二百二十円」に、「五千百四十円」を「五千二百七十円」に改め、同号ロ中「三千六百四十円」を「三千七百三十円」に改め、同条第五十九号中「二万八千五十円」を「二万八千五百五十円」に改め、同条第六十号中「一万七千三十円」を「一万七千三百三十円」に改める。

附則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

岡山県営と畜場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第六十三号

岡山県営と畜場条例の一部を改正する条例

岡山県営と畜場条例（昭和三十七年岡山県条例第十七号）の一部を次のように改正する。  
別表中「六七〇円」及び「二〇〇円」を「七七〇円」に改める。

附則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

岡山県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第六十四号

岡山県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例

岡山県家畜保健衛生所条例（昭和三十九年岡山県条例第四十号）の一部を次のように改正する。  
第五条第二項中「二千六百五十円」を「二千七百三十円」に、「七百七十円」を「八百七十円」に改める。

附則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

岡山県営食肉地方卸売市場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第六十五号



岡山県営食肉地方卸売市場条例の一部を改正する条例

岡山県営食肉地方卸売市場条例（昭和四十七年岡山県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

別表の一の表中「四三五、一七〇円」を「四五三、四一〇円」に改める。

附則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

岡山県畜産関係講習手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第六十六号

岡山県畜産関係講習手数料徴収条例の一部を改正する条例

岡山県畜産関係講習手数料徴収条例（昭和六十二年岡山県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表家畜人工授精等講習手数料の項中「一八、九六〇円」を「二六、七五〇円」に、「七、五七〇円」を「一〇、五二〇円」に、「二五、三二六〇円」を「三五、一八〇円」に改める。

附則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

岡山県児島湖面における船舶の放置等の防止に関する条例をここに公布する。

令和七年三月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第六十七号

岡山県児島湖面における船舶の放置等の防止に関する条例

（目的）

第一条 この条例は、児島湖面における船舶の放置等を防止することにより、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十四条の六第一項の規定により県が管理を委託された児島湾締切堤防その他の児島湖に関連する土地改良施設の管理を適正かつ確実に実施することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 児島湖面 岡山県児島湾締切堤防管理条例（昭和四十九年岡山県条例第六十八号）第一条に規定する児島湾締切堤防から上流の児島湖及び七区貯水池の区域であつて、次に掲げる線までの区域（漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第三百三十七号）第六条第一項から第四項までの規定により指定された漁港の区域及び港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第三項に規定する港湾区域を除く。）内の水面をいう。

イ 岡山市南区当新田の杵地一一六の一番地から岡山市南区藤田六七九番地まで引いた線  
ロ 岡山市南区藤田二二五番地から岡山市南区西高崎七二番地まで引いた線  
ハ 玉野市東紅陽台二丁目一九の二二九番地から玉野市槌ヶ原三一〇二の二番地まで引いた線  
二 船舶 貨物又は人を積載し、自航であるかどうかを問わず、水面を移動するために用いられる物をいう。

三 所有者等 船舶の所有者その他船舶を常時使用する権利を有する者をいう。ただし、これらの者が不明な場合は、当該船舶の占有者をいう。

(禁止行為)

第三条 何人も、児島湖面において、みだりに、船舶（当該船舶の係留の用に供する工作物を含む）

第六条第一項において同じ。）を捨て、又は放置してはならない。

(監督処分)

第四条 知事は、前条の規定に違反した者に対し、船舶を移動し、若しくは当該船舶の係留の用に供する工作物を改築し、移転し、若しくは除去するよう警告し、若しくは命じ、又は原状回復を命ずることができる。

(所有者等が不明の場合の措置)

第五条 前条の規定により船舶の移動を命じようとする場合において、過失がなくて当該船舶の移動を命ずべき者を確知することができないときは、知事は、当該船舶の移動を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該船舶を移動すべき旨及びその期限までに当該船舶を移動しないときは、知事又はその命じた者若しくは委任した者が当該船舶を移動する旨を、あらかじめ、告示しなければならない。

2 知事は、前項の規定により船舶を移動し、又は移動させたときは、当該船舶を保管しなければならない。

3 知事は、前項の規定により船舶を保管したときは、当該船舶の所有者等に対し当該船舶を返還するため、規則で定める事項を公示しなければならない。

4 知事は、第二項の規定により保管した船舶が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又は前項の規定による公示の日から起算して三月を経過してもなお当該船舶を返還することができない場合において、規則で定めるところにより評価した当該船舶の価格に比し、その保管に相当な費用若しくは手数を要するときは、規則で定めるところにより、当該船舶を売却し、その売却した代金を保管することができる。

5 知事は、前項の規定による船舶の売却につき買受人がない場合において、同項に規定する価額が著しく低いときは、当該船舶を廃棄することができる。

6 第四項の規定により売却した代金は、売却に要した費用に充てることができる。

7 前各項の規定は、前条の規定により船舶の係留の用に供する工作物の移転又は除去を命じようとする場合において、過失がなくて当該工作物の移転又は除去を命ずべき者を確知することができないときについて準用する。



(立入検査等)

第六条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、児島湖面にみだりに、捨て、又は放置されている船舶に立ち入り、当該船舶の状況及び所有者等を確認するため必要な検査をさせ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。  
(罰則)

第七条 第三条の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 前条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

(委任)

第八条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、令和七年七月一日から施行する。

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第六十八号

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成十一年岡山県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の六十三の項二中「第十五条の四第一項」を「第十六条第一項」に改め、同項ホ中「第十条の四第二項」を「第十六条第二項」に改める。

附則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第六十九号

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成十一年岡山県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の六十四の項の次に次の二項を加える。

<p>六十四の二 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一十号。以下この項及び次項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 法第十八条第一項の規定による農用地利用集積等促進計画の認可</p> <p>ロ 法第十八条第七項の規定による通知及び公告</p>	<p>岡山市 総社市 高梁市 美作市</p>
<p>六十四の三 法に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 法第十八条第一項の規定による農用地利用集積等促進計画の認可（同条第二項第一号ロ又は第二号ロに規定する土地が同条第五項第六号イに掲げる土地（同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について農地法第三条第一項本文に掲げる権利を設定し、又は移転する場合に該当するときに限る。）に該当する場合に係るものを除く。）</p> <p>ロ 法第十八条第七項の規定による通知及び公告（イに規定する認可に係るものに限る。）</p>	<p>各市町村（岡山市、総社市、高梁市及び美作市を除く。）</p>

附則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

岡山県漁港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第七十号

岡山県漁港管理条例の一部を改正する条例

岡山県漁港管理条例（昭和四十年岡山県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二の表中「四、二六〇円」を「四、三九〇円」に、「二、七六〇円」を「二、八四〇円」に、「七、六五〇円」を「七、八九〇円」に、「五、四二〇円」を「五、五九〇円」に、「四二、六八〇円」を「四四、〇四〇円」に、「二七、七四〇円」を「二八、六二〇円」に、「七六、七〇〇円」を「七九、一五〇円」に、「五四、三二〇円」を「五六、〇五〇円」に、「九、九二〇円」を「一〇、二三〇円」に、「一五、五三〇円」を「一六、〇二〇円」に、「九九、二六〇円」を「一〇二、四三〇円」に、「一五五、五五〇円」を「一六〇、五二〇円」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年五月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の第十二条第一項の許可を受けている県漁港施設の使用に係る使用料の徴収については、なお従前の例による。ただし、当該許可に係る付款に使用料について特別の定めがある場合は、当該付款の定めるところによる。

岡山県漁港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県条例第七十一号

岡山県漁港管理条例の一部を改正する条例

岡山県漁港管理条例（昭和四十年岡山県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二占用料の項中

工作物設置	一平方メートル	一年	泊地 その他	二九〇円 一〇五円	を
船舶係留	一平方メートル	一年	泊地 その他	一〇五円 二九〇円	に改める。
工作物設置	一平方メートル	一年	泊地 その他	二九〇円 一〇五円	

附 則

この条例は、令和七年七月一日から施行する。

岡山県普通海域管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県条例第七十二号

岡山県普通海域管理条例の一部を改正する条例

岡山県普通海域管理条例（平成十年岡山県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 普通海域 漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第三百三十七号）第六条第一項から第四項までの規定により指定された漁港の区域及び港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第三項に規定する港湾区域を除く海域をいう。

二 船舶 貨物又は人を積載し、自航であるかどうかを問わず、水面を移動するために用いられる物をいう。

三 所有者等 船舶の所有者その他船舶を常時使用する権利を有する者をいう。ただし、これらの者が不明な場合は、当該船舶の占有者をいう。

四 係留保管 船舶を継続的に又は反復して海面の同一の場所又は近接した場所に係留することをいう。

第二条の次に次の一条を加える。

(禁止行為)

第二条の二 何人も、普通海域において、みだりに、船舶を捨て、又は放置してはならない。

第三条第一項第一号中「又は」を「若しくは」に、「設けて」を「設けて、又は係留保管(国又は地方公共団体が係留保管の用に供するために設置した施設に適法に係留保管する場合を除く。)」により」に改める。

第九条中「除去し」の下に「、又は船舶を移動し」を加える。

第十条第一項中「次の各号のいずれかに」を「第一号に該当する者に対し、船舶を移動するよう警告し、又は命ずることができ、第二号から第四号までに」に改め、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 第二条の二の規定に違反した者

第十条の次に次の一条を加える。

(所有者等が不明の場合の措置)

第十条の二 前条第一項の規定により船舶の移動を命じようとする場合において、過失がなくて当該船舶の移動を命ずべき者を確知することができないときは、知事は、当該船舶の移動を自ら行い、又はその命じた者若しくはその委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該船舶を移動すべき旨及びその期限までに当該船舶を移動しないときは、知事又はその命じた者若しくは委任した者が当該船舶を移動する旨を、あらかじめ、告示しなければならない。

2 知事は、前項の規定により船舶を移動し、又は移動させたときは、当該船舶を保管しなければならない。

3 知事は、前項の規定により船舶を保管したときは、当該船舶の所有者等に対し当該船舶を返還するため、規則で定める事項を公示しなければならない。

4 知事は、第二項の規定により保管した船舶が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又は前項の規定による公示の日から起算して三月を経過してもなお当該船舶を返還することができない場合において、規則で定めるところにより評価した当該船舶の価額に比し、その保管に相当な費用若しくは手数を要するときは、規則で定めるところにより、当該船舶を売却し、その売却した代金を保管することができる。

5 知事は、前項の規定による船舶の売却につき買受人がない場合において、同項に規定する価額が著しく低いときは、当該船舶を廃棄することができる。

6 第四項の規定により売却した代金は、売却に要した費用に充てることができる。

第十一条第一項中「若しくは当該」を「、当該」に改め、「事業場」の下に「若しくは普通海域にみだりに、捨て、若しくは放置されている船舶(以下この項において「放置等船舶」という。)」を、「占有等」の下に「若しくは放置等船舶」を、「検査させ」の下に「、放置等船舶の所有者等を確認させ」を加える。

第十二条中「の一」を「のいずれか」に改め、同条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

- 一 第二条の二の規定に違反した者  
別表占用料の項中

木材整理場又は貯木場設置	占用面積一平方メートルにつき一年	五五円	
木材整理場又は貯木場設置	占用面積一平方メートルにつき一年	五五円	
係留保管	占用面積一平方メートルにつき一年	六〇円	船舶と一体として占用する海域の部分を含む。

を  
に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和七年七月一日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の第三条第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定による許可に関する手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

例の施行の日前においても行うことができる。

岡山県土木関係手数料徴収条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第七十三号

岡山県土木関係手数料徴収条例等の一部を改正する条例

(岡山県土木関係手数料徴収条例の一部改正)

第一条 岡山県土木関係手数料徴収条例(平成十二年岡山県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第七号中「別表第一の上欄に掲げる床面積の合計」を「次に掲げる場合」に、「同表の下欄」を「次」に改め、同号に次のように加える。

イ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成二十七年法律第五十三号)第十条第一項の規定により建築物エネルギー消費性能基準(同法第二条第一項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。)に適合させなければならない建築物の建築(建築基準法第六条の四第一項第三号に掲げる建築物の建築に該当するものを除く。以下この号及び第八号において「特定建築行為」という。)であつて、建築物エネルギー消費性能適合判定(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十一条第一項に規定する建築物エネルギー消費性能適合判定をいう。第百一号及び第百二号において同じ。)を行うことが比



較的容易なものとして建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号）第二条第一項第一号に規定する特定建築行為である場合（同法第十一条第六項に規定する適合判定通知書又はその写しの提出があつた場合を除く。）次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(1) 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分（以下「非居住部分」という。）を有しないものに限る。以下同じ。） 別表第一の上欄に掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める額及び別表第二の上欄に掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める額を合算した額

(2) 非居住部分を有しない共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。） 別表第一の上欄に掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める額及び別表第二の上欄に掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める額を合算した額

ロ その他の場合 別表第一の上欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額

第二条第一項第八号イ中「別表第四の上欄に掲げる床面積の合計の」を「次に掲げる」に、「同表の下欄」を「次」に改め、同号イに次のように加える。

(1) 特定建築行為を行った建築物（工場、倉庫その他これらに類する用途に供する建築物として知事が別に定めるものを除く。ロにおいて同じ。） 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(i) 一戸建ての住宅 別表第四の上欄に掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める額に四千八百円を合算した額

(ii) 非居住部分を有しない共同住宅等 別表第四の上欄に掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める額及び別表第四の二の上欄に掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める額を合算した額

(iii) 非住宅建築物（非居住部分のみにより構成される建築物をいう。以下同じ。） 別表第四の上欄に掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める額及び別表第四の三の上欄に掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める額を合算した額

(iv) 複合建築物（非居住部分を有する共同住宅等をいう。第百一号ホを除き、以下同じ。） 別表第四の上欄に掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める額、別表第四の二の上欄に掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める額及び別表第四の三の上欄に掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める額を合算した額

(2) その他の場合 別表第四の上欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額

第二条第一項第八号口中「別表第五の上欄に掲げる床面積の合計の」を「次に掲げる」に、「同表の下欄」を「次」に改め、同号口に次のように加える。

- (1) 特定建築行為を行った建築物 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額
  - (i) 一戸建ての住宅 別表第五の上欄に掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める額に四千八百円を合算した額
  - (ii) 非居住部分を有しない共同住宅等 別表第五の上欄に掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める額及び別表第四の二の上欄に掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める額を合算した額
  - (iii) 非住宅建築物 別表第五の上欄に掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める額及び別表第四の三の上欄に掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める額を合算した額
  - (iv) 複合建築物 別表第五の上欄に掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める額、別表第四の二の上欄に掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める額及び別表第四の三の上欄に掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める額を合算した額
- (2) その他の場合 別表第五の上欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額

第二条第一項第九号中「十二万二千九百四十円」を「十二万七千二百四十円」に改め、同項第九号の二イ中「五万二千三百十円」を「五万三千三十円」に改め、同号口中「八万七千百十円」を「九万七千十円」に改め、同項第九号の三中「四百円」を「四百十円」に改め、同項第九号の四中「二万八千二百十円」を「二万九千六百十円」に改め、同項第十号及び第十一号中「三万四千五百五十円」を「三万五千七百十円」に改め、同項第十二号中「二万八千二百十円」を「二万九千六百十円」に改め、同項第十三号及び第十四号中「十六万九千八百十円」を「十七万五千六百四十円」に改め、同項第十五号の二中「十一万九千五百四十円」を「十二万三千七百十円」に改め、同項第十五号の三中「十五万八千四百六十円」を「十六万三千九百五十円」に改め、同項第十六号中「十六万九千八百十円」を「十七万五千六百四十円」に改め、同項第十六号の二中「二万八千二百十円」を「二万九千六百十円」に改め、同項第十六号の二から第二十二号までの規定中「十六万九千八百十円」を「十七万五千六百四十円」に改め、同項第二十号中「二万八千二百十円」を「二万九千六百十円」に改め、同項第二十三号中「二万八千二百十円」を「二万九千六百四十円」に改め、同項第二十三号の二イ中「七万八千四百三十円」を「八万二千二十円」に改め、同項第二十三号の二イ中「七万八千四百三十円」を「八万二千二十円」に改め、同号口中「七万八千四百三十円」を「八万二千二十円」に、「二万八千円」を「二万八千四百十円」に改め、同項第二十三号の三イ中「一万八千四百八十円」を「一万八千九百十円」に改め、同号口中「一万八

千四百八十円」を「一万八千九百十円」に、「一万二千円」を「一万二千二百四十円」に改め、同項第二十三号の四から第二十六号の四までの規定中「十六万九千八百十円」を「十七万五千六百四十円」に改め、同項第二十六号の五から第二十九号までの規定中「二万八千二百十円」を「二万九千六百十円」に改め、同項第三十号中「十六万九千八百十円」を「十七万五千六百四十円」に改め、同項第三十号の二から第三十一号の二までの規定中「二万八千二百十円」を「二万九千六百十円」に改め、同項第三十二号中「十六万九千八百十円」を「十七万五千六百四十円」に改め、同項第三十三号から第三十五号までの規定中「二万八千二百十円」を「二万九千六百十円」に改め、同項第三十六号中「十六万九千八百十円」を「十七万五千六百四十円」に改め、同項第三十七号中「十二万二千九百四十円」を「十二万七千二百四十円」に改め、同項第三十七号の二中「十四万九千八百円」を「十五万四千九百四十円」に改め、同項第三十八号及び第三十九号中「七万八千四百三十円」を「八万二千十円」に、「二万八千円」を「二万八千八十円」に改め、同項第三十九号の三中「二十三万九千九百円」を「二十四万五千九百八十円」に、「二万八千円」を「二万八千五百円」に改め、同項第四十号イ中「七万八千四百三十円」を「八万二千十円」に改め、同項第四十号の二及び第四十号の三中「二十三万九千九百円」を「二十四万五千九百八十円」に改め、同項第四十号の二及び第四十号の三中「二万八千円」を「二万八千八十円」に改め、同項第四十号の二及び第四十号の三中「二万八千円」を「二万八千五百円」に改め、同項第四十一号中「六千五百四十円」を「六千七百六十円」に、「二万二千五百円」を「二万二千四百七十円」に改め、同項第四十二号から第四十二号の五までの規定中「二万八千二百十円」を「二万九千六百十円」に改め、同項第四十二号の六中「十二万二千九百四十円」を「十二万七千二百四十円」に改め、同項第四十二号の七中「十四万九千八百円」を「十五万四千九百四十円」に改め、同項第四十三号イ中「二万二千三百二十円」を「一万二千七百五十円」に、「六千五百十円」を「六千三百六十円」に改め、同号口中「七千七百十円」を「七千四百二十円」に、「三千七十円」を「三千七十円」に改め、同項第四十四号中「一万八千四百五十円」を「一万九千九百十円」に、「一万二千二百九十円」を「一万六千六百八十円」に改め、同項第四十五号イ中「一万二千二百八十円」を「一万六千六百七十円」に改め、同号口中「六千五百五十円」を「六千三百六十円」に改め、同項第四十六号中「一万三千三百五十円」を「一万三千八百十円」に改め、同項第四十六号の二及び第四十六号の三中「二万八千二百十円」を「二万九千六百六十円」に改め、同項第五十号中「次に掲げる建築士事務所の区分に応じ、それぞれ次に定める額」を「二万六千三百三十円」に改め、同号イ及びロを削り、同項第五十一号中「二万九千五十円」を「一万九千五百二十円」に改め、同項第五十四号中「五万五千八十円」を「五万六千三百九十円」に改め、同項第五十五号中「三万五千八十円」を「三万五千九百四十円」に改め、同項第五十六号中「三万三千円」の下に「(当該申請を情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行う場合における当該申請に係る審査にあつては、二万六千五百円)」を加え、同項第六十二号イ中「八万九千五百十円」を「九万二千二百八十円」に改め、同号口中「十三万二千二百十円」を「十三万三千三百三十円」に改め、同号ハ中「二十万三千五百十円」を「二十万五千四百十円」に改め、



同号ニ中「二十七万四千八百八十円」を「二十七万六千九百五十円」に改め、同号ホ中「四十万七千七百十円」を「四十一万三百円」に改め、同号ヘ中「五十二万九千三百十円」を「五十三万三千三百九十円」に改め、同号ト中「六十七万七千二百六十円」に改め、同号チ中「八十九万六千六百円」を「九十一万二千九百四十円」に改め、同項第六十三号イ中「六千四百七十円」を「六千六百九十円」に改め、同号ロ中「八千八百八十円」を「九千八百八十円」に改め、同号ハ中「一万三千百十円」を「一万三千五百六十円」に改め、同号ニ中「三万六千六百六十円」を「三万七千九百九十円」に改め、同号ホ中「四万四千七百七十円」を「四万五千二百九十円」に改め、同号ヘ中「五万九千六百三十円」に改め、同項第六十五号中「二万五千九百九十円」を「二万六千五百十円」に改め、同項第六十八号中「一万四千三十円」を「一万四千三百七十円」に改め、同項第六十九号中「八千九百三十円」を「九千五百十円」に改め、同項第七十号中「八千二十円」を「八千三百十円」に改め、同号第七十三号イ(1)中「八千九百円」を「九千百十円」に改め、同号イ(2)中「二万二千三十円」を「二万二千五百五十円」に改め、同号イ(3)中「四万四千七十円」を「四万五千百二十円」に改め、同号イ(4)中「八万九千五百十円」を「九万二千二百八十円」に改め、同号イ(5)中「十三万二千二百十円」を「十三万三千三百十円」に改め、同号イ(6)中「十八万三千百十円」を「十八万四千六百二十円」に改め、同号イ(7)中「二十二万三千八十円」を「二十二万五千六百五十円」に改め、同号イ(8)中「三十一万五千五百十円」を「三十一万七千九百八十円」に改め、同号ロ(1)中「一万三千十円」を「一万三千三百二十円」に改め、同号ロ(2)中「三万五千十円」を「三万七千七十円」に改め、同号ロ(3)中「六万六千百十円」を「六万七千六百五十円」に改め、同号ロ(4)中「十二万二百円」を「十二万二千九百九十円」に改め、同号ロ(5)中「二十万三千五百十円」を「二十万四千九百九十円」に改め、同号ロ(6)中「二十八万五百円」を「二十八万六千二百七十円」に改め、同号ロ(7)中「三十五万六千二百十円」を「三十五万八千七百五十円」に改め、同号ロ(8)中「四十九万八千七百十円」を「五十万二千二百六十円」に改め、同号ハ(1)中「八万九千五百十円」を「九万二千二百八十円」に改め、同号ハ(2)中「十三万二千二百十円」を「十三万三千三百十円」に改め、同号ハ(3)中「二十万三千五百十円」を「二十万五千四百十円」に改め、同号ハ(4)中「二十七万四千八十円」を「二十七万六千九百五十円」に改め、同号ハ(5)中「四十万七百十円」を「四十一万三百円」に改め、同号ハ(6)中「五十二万九百三十円」を「五十三万三千三百九十円」に改め、同号ハ(7)中「六十七万二千二百円」を「六十八万七千二百六十円」に改め、同号ハ(8)及び同項第七十四号中「八十九万六千六百円」を「九十一万二千九百四十円」に改め、同項第七十五号中「四万七千七百円」を「四万八千二百四十円」に改め、同項第七十六号中「二万七千七百十円」を「二万七千八百円」に改め、同項第七十七号イ中「七千二百十円」を「七千三百円」に改め、同号ロ中「一万九千八十円」を「一万九千五百七十円」に改め、同号ハ中「四万百七十円」を「四万二千二百円」に改め、同号ニ中「七万三千三百十円」を「七万三千四百十円」に改め、同号ホ中「九万九千四百三十円」を「十万九千九百九十円」に改め、同項第七十八号イ中「千八百円」を「千八百四十円」に改め、同号ロ中「二千八百円」を「二千八百六十円」に改め、同号ハ中「一万八千二十円」を「一万八千四百四十円」に改め、同項第七十九号中「四百

八十円」を「四百九十円」に改め、同項第八十一号中「三万三千八百八十円」を「三万五千七十円」に改め、同項第八十二号中「二万七千三百円」を「二万七千六百十円」に改め、同項第八十三号中「七百円」を「七百十円」に改め、同項第八十七号中「三万三千五十円」を「三万三千七百六十円」に改め、同項第八十八号中「二万七千三百円」を「二万七千六百十円」に改め、同項第八十九号中「二万五千七百円」を「二万六千六百円」に改め、同号口中「二万九千八百円」を「三万八千五百十円」に改め、同号ハ中「三万三千九百円」を「三万五千九百十円」に改め、同号ニ中「三万八千五百円」を「三万九千三百四十円」に改め、同号ホ中「四万二千百十円」を「四万三千五百九十円」に改め、同号ヘ中「五万三百二十円」を「五万二千九十円」に改め、同号ト中「六万二千六百三十円」を「六万四千八百三十円」に改め、同号チ中「七万四千九百四十円」を「七万七千五百八十円」に改め、同項第九十号中「十六万九千八百十円」を「十七万五千六百四十円」に改め、同項第九十一号イ(1)(i)中「(人の居住の用以外の用途に供する部分(以下「非居住部分」という。)を有しないものに限る。以下同じ。)」を「一万二千五百円」を「一万二千九百円」に改め、同号イ(1)(ii)中「(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。)」を削り、同号イ(2)(i)中「四万七千三百円」を「四万八千九百円」に改め、同号ロ(1)(i)中「二万八千九百円」を「一万九千五百円」に改め、同号ロ(2)(i)中「七万五千五百円」を「七万四千円」に改め、同項第九十一号のニイ(1)中「一万八千九百円」を「一万九千五百円」に改め、同号ロ(1)中「七万五千五百円」を「七万四千円」に改め、同項第九十三号イ(1)(i)中「二万三千六百円」を「二万四千四百円」に改め、同号イ(2)(i)中「六千二百円」を「六千四百円」に改め、同号ロ(1)(i)中「三万五千七百円」を「三万六千九百円」に改め、同号ロ(2)(i)中「九千四百円」を「九千七百円」に改め、同項第九十三号のニイ(1)中「三万五千七百円」を「三万六千九百円」に改め、同号ロ(1)中「九千四百円」を「九千七百円」に改め、同項第九十五号及び第九十六号中「六千二百円」を「六千四百円」に改め、同項第九十六号の二中「十六万七千五百八十円」を「十七万五千六百四十円」に改め、同項第九十七号イ中「(平成二十七年法律第五十三号)第十五条第一項」を「第十四条第一項」に改め、同号イ(1)中「四千六百円」を「四千七百六十円」に改め、同号イ(2)(i)中「この号、別表第十一及び別表第十七において」を削り、同号イ(3)中「(非居住部分を有する共同住宅等をいう。以下同じ。)」を削り、同号イ(4)中「(非居住部分のみにより構成される建築物をいう。ロ(4)、第百三号及び第百七号において同じ。)」を削り、同号ロ(1)中「三万四千四十円」を「三万五千二百四十円」に改め、同項第一百一号中「第十二条第一項又は第十三条第二項」を「第十一条第一項又は第十二条第二項」に改め、同号ロ中「その他の建築物」を「非住宅建築物(ハに規定する非住宅建築物を除く。)」に改め、同号ロを同号ニとし、同号イ中「工場」を「非住宅建築物(工場)」に、「もの」を「ものをいう。)」に改め、同号イを同号ハとし、同号にイ及びロとして次のように加える。

イ 一戸建ての住宅 別表第十四の二の上欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額

ロ 非居住部分を有しない共同住宅等 別表第十四の三の上欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額

第二条第一項第一百号に次のように加える。

ホ 複合建築物（非居住部分を有する共同住宅等又は非住宅建築物（ハ及びニを有するもの（ハ及びニを有するもの）をいう。）をいう。） 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

- (1) ロ及びハのみを有するもの 別表第十四の三の上欄に掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める額及び別表第十五の上欄に掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める額を合算した額
- (2) ロ及びニのみを有するもの 別表第十四の三の上欄に掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める額及び別表第十六の上欄に掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める額を合算した額
- (3) ハ及びニのみを有するもの 別表第十五の上欄に掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める額及び別表第十六の上欄に掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める額を合算した額
- (4) ロ、ハ及びニを有するもの 別表第十四の三の上欄に掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める額、別表第十五の上欄に掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める額及び別表第十六の上欄に掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める額を合算した額

第二条第一項第一百号中「第十二条第二項又は第十三条第三項」を「第十一条第二項又は第十二条第三項」に改め、同項第一百号中「第三十五条第一項」を「第三十条第一項」に、「第三十四条第一項」を「第二十九条第一項」に改め、同号イ中「第三十四条第三項」を「第二十九条第三項」に改め、同号ロ中「第三十四条第三項」に改め、同号イ(1)中「四千八百八十円」を「五千五十円」に改め、同号ロ中「第三十四条第三項」を「第二十九条第三項」に改め、同項第一百号中「第三十五条第二項」を「第三十条第二項」に改め、同項第一百五号中「第三十六条第一項」を「第三十一条第一項」に、「第三十七条」を「第三十二条」に改め、同号イ中「第三十四条第三項」を「第二十九条第三項」に改め、同号ロ(1)中「第三十五条第一項第一号」を「第三十条第一項第一号」に改め、同項第一百六号中「第三十六条第二項」を「第三十一条第二項」に、「第三十五条第二項」を「第三十条第二項」に、「第三十六条第一項」を「第三十一条第一項」に改め、同項第一百七号を削り、同項第一百八号中「(平成二十八年国土交通省令第五号) 第十一条」を「第十三条」に改め、同号を同項第一百七号とし、同項中第一百九号を第一百八号とする。

別表第一中備考以外の部分を次のように改める。

別表第一（第二条関係）

床 面 積 の 合 計	金 額
百平方メートル以内のもの	一万四千八百七十円
百平方メートルを超え二百平方メートル以内のもの	一万三千三百八十円
二百平方メートルを超え五百平方メートル以内のもの	三万六千二百二十円

五百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの	五万四千二百円
千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	七万七千六百十円
二千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの	二十万六千三百三十円
一万平方メートルを超え五万平方メートル以内のもの	三十五万八千三百九十円
五万平方メートルを超えるもの	五十八万七千三百四十円

別表第二を次のように改める。

別表第二(第二条関係)

床面積の合計	金額
二百平方メートル未満のもの	一万三千三十円
二百平方メートル以上のもの	一万四千四百円

備考 この表の床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。

- 一 建築物を建築（建築物の新築、増築又は改築をいう。次号において同じ。）する場合  
当該建築に係る部分の床面積（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成二十八年政令第八号）第三条に規定する床面積をいう。次号において同じ。）

- 二 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の二分の一（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）

別表第二の次に次の一表を加える。

別表第二の二(第二条関係)

床面積の合計	金額
三百平方メートル未満のもの	二万四千十円
三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	三万七千七百三十円
二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	五万九千六百九十円
五千平方メートル以上のもの	七万七千五百三十円

備考

- 一 別表第二の備考の規定は、この表について準用する。
- 二 当該建築物に共用部分がある場合、この表の床面積の合計から共用部分の面積を除く。

別表第三中「十二万二千七百三十円」を「十二万六千九百円」に、「十六万三千五百九十円」を「十六万九千二百十円」に、「十四万五千三百七十円」を「十五万三千三十円」に、「二十二万五千三百五十円」を「二十三万三千三百十円」に、「十九万二千七百三十円」を「十九万九千三百五十円」に、「三十万八千七百四十円」を「三十一万九千四百四十円」に、「二十三万九千六十円」を「二十四万七千三百円」に、「四十万三千三百八十円」を「四十一万五千三百二十円」に、「四十二万七千五百十円」を「四十三万六千三百十円」に、「七十三万二千八百九十円」を「七十五万八千四百三十円」に

に改める。

別表第四中備考以外の部分を次のように改める。

別表第四（第二条関係）

床面積の合計	金額
百平方メートル以内のもの	一万五千九十円
百平方メートルを超え二百平方メートル以内のもの	二万三千三百七十円
二百平方メートルを超え五百平方メートル以内のもの	三万五千七十円
五百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの	五万七千四百十円
千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	七万八千七百四十円
二千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの	十六万四千八百六十円
一万平方メートルを超え五万平方メートル以内のもの	二十八万七千五百十円
五万平方メートルを超えるもの	四十八万八千八十円

別表第四の次に次の二表を加える。

別表第四の二（第二条関係）

床面積の合計	金額
三百平方メートル未満のもの	九千六百元
三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	二万五千八十円
二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	四万五千九百七十円
五千平方メートル以上のもの	八万二千三百四十円

備考

- 一 この表の床面積の合計は、当該申請に係る建築物のうち非居住部分以外の部分（増築又は改築の場合にあつては、当該増築又は改築に係る部分に限る。）の床面積（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令第三条に規定する床面積をいう。）について算定する。
- 二 当該建築物に共用部分がある場合、この表の床面積の合計から共用部分の面積を除く（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令に基づき非居住部分以外の部分のエネルギー消費量（同令第一条第一項第一号イに規定する設計一次エネルギー消費量、同号イに規定する基準一次エネルギー消費量、同令第十条第一号ロ(1)に規定する誘導設計一次エネルギー消費量又は同号ロ(1)に規定する誘導基準一次エネルギー消費量をいう。以下同じ。）を単位住戸（同令第一条第一項第二号イ(1)に規定する単位住戸をいう。）及び共用部分のエネルギー消費量を合計して算定する場合を除く。）。
- 三 複合建築物に係る申請の場合は、当該申請に係る複合建築物のうち非居住部分以外の部分の床面積について算定する。

別表第四の三（第二条関係）

床面積の合計	金額
三百平方メートル未満のもの	九千六百元
三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの	一万六千八百十円
千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	二万七千四百四十円
二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	八万二千三百四十円
五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	十三万三千七十円
一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	十六万四千六百八十円
二万五千平方メートル以上のもの	二十万五千八百五十円

備考

- 一 この表の床面積の合計は、当該申請に係る建築物のうち非居住部分（増築又は改築の場合にあつては、当該増築又は改築に係る部分に限る。）の床面積（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令第三条に規定する床面積をいう。）について算定する。
- 二 複合建築物に係る申請の場合は、当該申請に係る複合建築物のうち非居住部分の床面積について算定する。

別表第五中備考以外の部分を次のように改める。

別表第五（第二条関係）

床面積の合計	金額
百平方メートル以内のもの	一万五千九十円
百平方メートルを超え二百平方メートル以内のもの	二万二千三百円
二百平方メートルを超え五百平方メートル以内のもの	三万四千二十円
五百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの	五万四千二百円
千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	七万四千五百円
二千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの	十五万八千四百八十円
一万平方メートルを超え五万平方メートル以内のもの	二十七万四千三百三十円
五万平方メートルを超えるもの	四十七万五千五百八十円

別表第六中備考以外の部分を次のように改める。

別表第六（第二条関係）

床面積の合計	金額
百平方メートル以内のもの	一万四千八百五十円
百平方メートルを超え二百平方メートル以内のもの	二万二千三百円
二百平方メートルを超え五百平方メートル以内のもの	三万二千九百五十円
五百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの	五万二千九十円
千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	七万二百六十円



二千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの	十四万二千五百七十円
一万平方メートルを超え五万平方メートル以内のもの	二十四万四千六百二十円
五万平方メートルを超えるもの	四十二万四千四百五十円

別表第七中「二万三千円」を「二万三千八百円」に、「三万四千六百円」を「三万五千八百円」に、「三万八千二百円」を「三万九千五百円」に、「五万七千三百円」を「五万九千三百円」に、「六万三千八百円」を「六万六千円」に、「九万五千六百円」を「九万八千九百円」に、「十万二千三百円」を「十万五千九百円」に、「十五万三千五百円」を「十五万八千九百円」に、「十五万六千三百円」を「十六万八千八百円」に、「二十三万四千五百円」を「二十四万二千七百円」に、「二十六万五千七百円」を「二十七万五千円」に、「三十九万八千六百円」を「四十二万二千六百円」に、「三十三万六千五百円」を「三十四万八千三百円」に、「五十万四千九百円」を「五十二万二千七百円」に、「三十八万二千二百円」を「三十九万五千五百円」に、「五十七万三千二百円」を「五十九万三千四百円」に改める。

別表第八中「十一万四千四百円」を「十一万五千三百円」に、「十六万八千四百円」を「十七万四千三百円」に、「十七万八千四百円」を「十八万四千六百円」に、「二十六万九千七百円」を「二十七万九千二百円」に、「三十五万二千七百円」を「三十六万五千五百円」に、「五十三万三千円」を「五十五万八千八百円」に、「六十三万八千八百円」を「六十五万四千四百円」に、「九十五万四千八百円」を「九十八万八千五百円」に、「百八万六千三百円」を「百十二万四千六百円」に、「百六十四万七千七百円」を「百六十九万九千六百円」に、「二百一万円」を「二百八万九百円」に、「三百三万七千六百円」を「三百十四万四千八百円」に、「二百八十七万二千円」を「二百九十七万三千三百円」に、「四百三十四万二百円」を「四百四十九万三千四百円」に、「三百五十一万八千三百円」を「三百六十四万二千四百円」に、「五百三十一万七千円」を「五百五十万四千六百円」に改める。

別表第九中「四千六百円」を「四千七百六十円」に、「九千三百円」を「九千六百二十円」に、「一万六千四十円」を「一万六千六百円」に、「二万六千六百八十円」を「二万七千六百二十円」に、「四万四千七百八十円」を「四万六千三百六十円」に、「八万二千六十円」を「八万三千九十円」に、「十二万六千七百九十円」を「十三万二千二百六十円」に、「十六万五千三百円」を「十六万六千九百九十円」に、「十七万七百五十円」を「十七万六千七百七十円」に改める。

別表第十中「三万四千四十円」を「三万五千二百四十円」に、「六万八千九百十円」を「七万三千四百十円」に、「九万七千三十円」を「十万四百五十円」に、「十三万五千九百九十円」を「十四万七千九十円」に、「十九万五千二百九十円」を「二十万二千百八十円」に、「二十八万千百八十円」を「二十九万千百円」に、「三十八万三千七十円」を「三十九万三千七百九十円」に、「四十九万八千九百八十円」を「五十一万六千五百九十円」に、「五十八万五千九百円」を「六十万六千五百八十円」に改める。

別表第十一中「九千三百円」を「九千六百二十円」に、「二万六千六百八十円」を「二万七千六百二十円」に、「八万二千六十円」を「八万三千九十円」に、「十二万六千七百九十円」を「十三万

千二百六十円」に、「十六万五千三百十円」を「十六万六千九百十円」に、「二十万四百十円」を「二十万七千四百八十円」に改める。

別表第十二中「十万八千三百七十円」を「十一万二千九百九十円」に、「十七万九千九百五十円」を「十八万六千三百円」に、「二十八万六千六十円」を「二十九万四千十円」に、「三十五万九千九百二十円」を「三十七万二千六百二十円」に、「四十三万四千七百十円」を「四十四万五千六百六十円」に、「五十万三千十円」を「五十一万八千七百十円」に改める。

別表第十三中「九千三百円」を「九千六百二十円」に、「一万六千三百五十円」を「一万六千九百二十円」に、「二万六千六百八十円」を「二万七千六百二十円」に、「八万二千六十円」を「八万三千九十円」に、「十二万六千七百九十円」を「十三万二千六十円」に、「十六万五千三十円」を「十六万六千九百十円」に、「二十万四百十円」を「二十万七千四百八十円」に改める。

別表第十四中「二十四万二百八十円」を「二十四万八千七百六十円」に、「二十九万九千五百九十円」を「三十一万百六十円」に、「三十八万三千四百三十円」を「三十九万六千九百六十円」に、「五十四万六千二十円」を「五十六万五千二百九十円」に、「六十七万七千七百七十円」を「六十九万四千四百四十円」に、「七十九万四百円」を「八十一万八千三百円」に、「九十万八千八百六十円」を「九十三万三千六百九十円」に改め、同表の次に次の二表を加える。

別表第十四の二（第二条関係）

床面積の合計	金 額	
	仕様基準による場合	標準計算法による場合
二百平方メートル未満のもの	一万八千三百円	二万六千七十円
二百平方メートル以上のもの	一万九千七百二十円	二万八千八百十円

備考

一 「仕様基準」、「仕様・計算併用法」及び「標準計算法」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令に定める基準のうち知事が別に定めるものをいう。

二 別表第四の二の備考一の規定は、この表について準用する。

別表第十四の三（第二条関係）

床面積の合計	金 額	
	仕様基準による場合	標準計算法による場合
三百平方メートル未満のもの	三万四千五百六十円	五万二千四百四十円
三百平方メートル以上のもの	三万四千五百六十円	七万二千六百九十円



三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	五万九千九百八十円	八万七千八百二十円	十二万九百八十円
二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	十万八千七百八十円	十五万三千十円	二十万六千三百九十円
五千平方メートル以上のもの	十六万三千六百八十円	二十二万三千六百九十円	二十九万五千八百五十円

備考 別表第四の二の備考及び別表第十四の二の備考一の規定は、この表について準用する。

別表第十五及び別表第十六を次のように改める。

別表第十五（第二条関係）

床面積の合計	金 額	
	モデル建物法による場合	標準入力法等による場合
三百平方メートル未満のもの	一万九千二百十円	二万三千三百二十円
三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの	二万八千四百六十円	三万三千百九十円
千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	四万四百三十円	四万六千二百十円
二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	十万二千五百十円	十万九千二百三十円
五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	十五万四千四百円	十六万七千七百五十円
一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	十九万千百六十円	二十万六百二十円
二万五千平方メートル以上のもの	二十三万七千三百八十円	二十四万七千八百九十円

備考

一 「モデル建物法」及び「標準入力法等」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令に定める基準のうち知事が別に定めるものをいう。

二 別表第四の三の備考の規定は、この表について準用する。

別表第十六（第二条関係）

床面積の合計	金 額	
	モデル建物法による場合	標準入力法等による場合
三百平方メートル未満のもの	八万九千二百円	二十三万三千二百九十円

三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの	十二万八千六百八十円	三十万六千七百十円
千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	十五万六千五百円	三十九万七千四十円
二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	二十五万四千百九十円	五十六万六千六十円
五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	三十三万二千九百七十円	六十九万七千四百七十円
一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	三十九万九千四百四十円	八十二万五千六百二十円
二万五千平方メートル以上のもの	四十六万八千四百八十円	九十四万千七百七十円

備考 別表第四の三の備考及び別表第十五の備考一の規定は、この表について準用する。

別表第十七中「九千八百六十円」を「一万二百円」に、「二万千四百四十円」を「二万千八百八十円」に、「四万七千二百七十円」を「四万八千九百三十円」に、「八万四千七百九十円」を「八万七千七百八十円」に改め、同表の備考を次のように改める。

備考

一 この表の床面積の合計は、当該申請に係る建築物のうち非居住部分以外の部分の床面積について算定する。

二 別表第四の二の備考二及び備考三の規定は、この表について準用する。

別表第十八中「九千八百六十円」を「一万二百円」に、「一万七千二百八十円」を「一万七千八百八十円」に、「二万八千二百六十円」を「二万九千二百五十円」に、「八万四千七百九十円」を「八万七千七百八十円」に、「十三万四千二百円」を「十三万八千九百三十円」に、「十六万八千七百七十円」を「十七万四千七百二十円」に、「二十一万四千四百七十円」を「二十一万八千九百三十円」に改め、同表の備考を次のように改める。

備考

一 この表の床面積の合計は、当該申請に係る建築物のうち非居住部分の床面積について算定する。

二 別表第四の三の備考二の規定は、この表について準用する。

別表第十九及び別表第二十を次のように改める。

別表第十九（第二条関係）

床面積の合計 二百平方メートル未満のもの	金額	
	仕様基準による場合	仕様・計算併用法による場合
一万八千三百円	二万六千七十円	三万五千九百九十円
	仕様・計算併用法による場合	性能基準等による場合

二百平方メートル以上のもの	一万九千七百二十円	二万八千八百十円	四万二百六十円
---------------	-----------	----------	---------

備考

一 「仕様基準」、「仕様・計算併用法」及び「性能基準等」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令に定める基準のうち知事が別に定めるものをいう。

二 別表第十七の備考一の規定は、この表について準用する。

別表第二十（第二条関係）

床面積の合計	金額		
	仕様基準による場合	仕様・計算併用法による場合	
三百平方メートル未満のもの	三万四千五百六十円	五万二千四百十円	七万二千六百九十円
三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	五万九千九百八十円	八万七千八百二十円	十二万九百八十円
二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	十万八千七百八十円	十五万三千十円	二十万六千三百九十円
五千平方メートル以上のもの	十六万三千六百八十円	二十二万三千六百九十円	二十九万五千八百五十円

備考 別表第四の二の備考二及び備考三、別表第十七の備考一並びに別表第十九の備考一の規定は、この表について準用する。

別表第二十一中「九万千八百円」を「九万五千四十円」に、「二十三万九千九百四十円」を「二十四万八千四百円」に、「十一万六千九百二十円」を「十二万四千四十円」に、「三十万九百四十円」を「三十一万五千六十円」に、「十五万三千五百二十円」を「十五万八千九百三十円」に、「三十八万八千三百七十円」を「四十万二千七十円」に、「二十四万九千九十円」を「二十五万七千八百八十円」に、「五十五万四千四百円」を「五十七万三千六百五十円」に、「三十二万五千三百四十円」を「三十三万六千八百二十円」に、「六十八万三千二百二十円」を「七十万七千三百三十円」に、「三十九万四千四百二十円」を「四十万五千二百三十円」に、「八十万七千二百五十円」を「八十三万五千七百四十円」に、「四十五万八千五百三十円」を「四十七万四千七百十円」に、「九十二万千三百十円」を「九十五万三千六百四十円」に改め、同表の備考を次のように改める。

備考 別表第四の三の備考二、別表第十五の備考一及び別表第十八の備考一の規定は、この表に

ついで準用する。

(岡山県県土保全条例等の一部を改正する条例附則第六項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例第五条の規定による改正前の岡山県土木関係手数料徴収条例の一部改正)

第二条 岡山県県土保全条例等の一部を改正する条例(令和五年岡山県条例第五号)附則第六項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例第五条の規定による改正前の岡山県土木関係手数料徴収条例の一部を次のように改正する。

第二条第一項第六十七号イ中「一万二千七百七十円」を「一万二千五百八十円」に改め、同号ロ中「二万二千三百三十円」を「二万三千九十円」に改め、同号ハ中「三万二千四百九十円」を「三万三千六百円」に改め、同号ニ中「四万八千七百三十円」を「五万四百円」に改め、同号ホ中「七万七千円」を「七万二千四百八十円」に改め、同号ヘ中「十一万七千七百円」を「十一万五千五百四十円」に改め、同号ト中「十七万二千六百三十円」を「十七万八千五百七十円」に改め、同号チ中「二十六万四千六十円」を「二十七万三千四百四十円」に改め、同号リ中「三十四万五千二百八十円」を「三十五万七千六百六十円」に改め、同号ヌ及び同項第六十八号中「四十三万六千七百二十円」を「四十五万七千七百四十円」に改める。

附則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

岡山県港湾施設管理及び利用条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第七十四号

岡山県港湾施設管理及び利用条例の一部を改正する条例

岡山県港湾施設管理及び利用条例(昭和二十七年岡山県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

別表の(二)の表係留施設(ビジターバース及び小型船舶係留施設を除く。)の項中「二円五五銭」を「二円六九銭」に、「二円二〇銭」を「二円三六銭」に改め、同表ビジターバースの項中

一隻につき二四時間まで(ことに

全長が九メートル未満のもの 一、五〇〇円

全長が九メートル以上一五メートル未満のもの

二、二〇〇円

全長が一五メートル以上のもの 二、五〇〇円

一隻につき二四時間まで(ことに

全長が九メートル未満のもの 一、五〇〇円

全長が九メートル以上一五メートル未満のもの

全長が一五メートル以上二一メートル未満のもの	二、三〇〇円
全長が二一メートル以上二七メートル未満のもの	二、六〇〇円
全長が二七メートル以上三〇メートル未満のもの	三、七〇〇円
全長が三〇メートル以上三六メートル未満のもの	四、八〇〇円
全長が三六メートル以上四二メートル未満のもの	七、二〇〇円
全長が四二メートル以上のもの	一四、四〇〇円
	二一、六〇〇円

に改め、同表小型船舶係留施設の項中

「四、二六〇円」を「四、三九〇円」に、「二、七六〇円」を「二、八四〇円」に、「五、六四〇円」を「五、八二〇円」に、「三、八二〇円」を「三、九四〇円」に、「六、二七〇円」を「六、四七〇円」に、「四、三五〇円」を「四、四八〇円」に、「七、六五〇円」を「七、八九〇円」に、「五、四二〇円」を「五、五九〇円」に、「四二、六八〇円」を「四四、〇四〇円」に、「二七、七四〇円」を「二八、六二〇円」に、「五六、四五〇円」を「五八、二五〇円」に、「三八、三四〇円」を「三九、五六〇円」に、「六二、八五〇円」を「六四、八六〇円」に、「四三、六八〇円」を「四五、〇七〇円」に、「七六、七〇〇円」を「七九、一五〇円」に、「五四、三三〇円」を「五六、〇五〇円」に、「九、九二〇円」を「一〇、二三〇円」に、「一一、三九〇円」を「一一、七五〇円」に、「一四、〇五〇円」を「一四、四九〇円」に、「一五、五三〇円」を「一六、〇二〇円」に、「九九、二六〇円」を「一〇二、四三〇円」に、「一一三、九八〇円」を「一一七、六二〇円」に、「一四〇、六三〇円」を「一四五、一三〇円」に、「一五五、五五〇円」を「一六〇、五二〇円」に改め、同表の備考十一中「二円五五銭」を「二円六九銭」に、「二円八〇銭」を「二円九五銭」に、「二円二〇銭」を「二円三六銭」に、「二円四一銭」を「二円五九銭」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和七年五月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の第七条第二項の知事の許可を受けている港湾施設の使用に係る使用料の徴収については、なお従前の例による。ただし、当該許可に係る付款に使用料について特別の定めがある場合は、当該付款の定めるところによる。

岡山県牛窓ヨットハーバー条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

## 岡山県条例第七十五号

岡山県牛窓ヨットハーバー条例の一部を改正する条例

岡山県牛窓ヨットハーバー条例（昭和六十二年岡山県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

別表の一の表デザインギーヨットの項中「四二〇円」を「四三〇円」に、「六、二七〇円」を「六、四七〇円」に、「三八、一三〇円」を「三九、三五〇円」に、「五二〇円」を「五三〇円」に、「七、五五〇円」を「七、七九〇円」に、「五〇、八〇〇円」を「五一、四二〇円」に、「六四〇円」を「六六〇円」に、「八、七二〇円」を「八、九九〇円」に、「六三、五九〇円」を「六五、六二〇円」に改め、同表クルーザーヨットの項中「二二、一五〇円」を「二二、八五〇円」に、「三二、六〇〇円」を「三二、八九〇円」に、「二九、五〇〇円」を「三〇、四四〇円」に、「二九五、一一〇円」を「三〇四、五五〇円」に、「三六、九六〇円」を「三八、一四〇円」に、「三六九、六八〇円」を「三八一、五〇〇円」に、「四六、八六〇円」を「四八、三五〇円」に、「四六八、七八〇円」を「四八三、七八〇円」に、「五九、二一〇円」を「六一、一〇〇円」に、「五九二、三七〇円」を「六一、三二〇円」に、「二二、一三〇円」を「二二、六二〇円」に、「二二、五一〇円」を「二二、六、四三〇円」に、「二、三八〇円」を「二、四五〇円」に、「三、六二〇円」を「三、七三〇円」に、「四、八〇〇円」を「四、九五〇円」に、「二七、〇五〇円」を「二七、九一〇円」に、「二七〇、六〇〇円」を「二七九、二五〇円」に、「三五、六七〇円」を「三六、八一〇円」に、「三五六、九一〇円」を「三六八、三三〇円」に、「四四、三一〇円」を「四五、七二〇円」に、「四四三、二〇〇円」を「四五七、三八〇円」に、「五一、八七〇円」を「五三、五二〇円」に、「五一八、八五〇円」を「五三五、四五〇円」に、「六五、四〇〇円」を「六七、四九〇円」に、「六五四、一六〇円」を「六七五、〇九〇円」に、「一三、四二〇円」を「一三、八四〇円」に、「一三四、二四〇円」を「一三八、五三〇円」に改め、別表の二の表一般利用の項中「一、五〇〇円」を「一、五四〇円」に、「三、一六〇円」を「三、二六〇円」に、「二、五一〇円」を「二、五九〇円」に、「三、八〇〇円」を「三、九二〇円」に改め、同表宿泊利用の項中「二、五一〇円」を「二、五九〇円」に改め、同表の備考一中「三〇〇円」を「三一〇円」に改め、別表の三の表ヨットの全長が七メートル未満のもの項中「三、六二〇円」を「三、七三〇円」に改め、同表ヨットの全長が七メートル以上九メートル未満のもの項中「四、八〇〇円」を「四、九五〇円」に改め、同表ヨットの全長が九メートル以上のもの項中「六、〇六〇円」を「六、二五〇円」に改め、別表の四の表中「七二〇円」を「七三〇円」に改め、別表の五の表会議室Aの項中「一、四二〇円」を「一、四五〇円」に改め、同表会議室Bの項中「四九〇円」を「五〇〇円」に改め、同表会議室Cの項中「九〇〇円」を「九二〇円」に、「四三〇円」を「四五〇円」に改め、別表の六の表保管庫Aの項中「六四〇円」を「六六〇円」に、「八、七二〇円」を「八、九九〇円」に、「八七、三四〇円」を「九〇、一三〇円」に改め、同表保管庫Bの項中「五二〇円」を「五四〇円」に、「六、九八〇円」を「七、二〇〇円」に、「六九、八七〇円」を「七二、一〇〇円」に改め、別表

の七の表洗濯機の項中「二一〇円」を「二二〇円」に改める。

附則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

岡山県港湾区域占用料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第七十六号

岡山県港湾区域占用料等徴収条例の一部を改正する条例

岡山県港湾区域占用料等徴収条例(平成十二年岡山県条例第六十号)の一部を次のように改正する。

別表占用料の項中

「  
工作物設置

を

「  
船舶係留又は  
工作物設置

に改める。

附則

この条例は、令和七年七月一日から施行する。

岡山県屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第七十七号

岡山県屋外広告物条例の一部を改正する条例

岡山県屋外広告物条例(昭和四十一年岡山県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

別表第二はり紙及びはり札等の項中「はり紙及びはり札」を「貼り紙及び貼り札」に、「四二〇円」を「四二〇円」に改め、同表立看板等の項中「四一〇円」を「四二〇円」に改め、同表広告旗、広告板(ネオン及び電光によるものを含む。)及びタンク類の項中「八〇〇円」を「八一〇円」に、「一、一五〇円」を「一、一七〇円」に、「二、四五〇円」を「一、四八〇円」に、「一、七五〇円」を「一、七八〇円」に改め、同表アドバルーンその他これに類するものの項中「一、三五〇円」を「一、三七〇円」に改め、同表アーチの項中「二、七〇〇円」を「二、七五〇円」に改め、同表広告網その他これに類するものの項中「七〇〇円」を「七一〇円」に改める。  
別表第三中「三、六六〇円」を「三、七八〇円」に改める。

附則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

岡山県立都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十一日







〇円」に改め、同表個人使用料の項中「二四〇円」を「二五〇円」に改め、別表第五の二の(二)のトの表専用使用料の項中「一、九六〇円」を「二、〇二〇円」に、「二、六二〇円」を「二、七〇〇円」に、「三、九三〇円」を「四、〇五〇円」に、「六四〇円」を「六六〇円」に改め、別表第五の二の(二)のチの表第一研修室の項中「七九〇円」を「八一〇円」に、「二、三八〇円」を「二、四五〇円」に改め、同表第二研修室の項中「四八〇円」を「五〇〇円」に、「一、四八〇円」を「一、五二〇円」に改め、別表第五の二の(二)のリの表大型車の項中「六三〇円」を「六五〇円」に改め、別表第五の二の(二)のヌの表報道用放送室の項中「五、二四〇円」を「五、四〇〇円」に改め、同表スコアボードの項中「四、四九〇円」を「四、六三〇円」に改め、同表放送設備の項中「四、四九〇円」を「四、六三〇円」に、「五、三一〇円」を「五、四七〇円」に改め、同表会議室の項中「五〇〇円」を「五二〇円」に、「五二〇円」を「五四〇円」に改め、同表来賓室の項及び控室の項中「五二〇円」を「五四〇円」に改め、同表湯沸し室の項中「八八〇円」を「九〇〇円」に改め、同表大型映像装置の項中「五、三一〇円」を「五、四七〇円」に、「五三、二六〇円」を「五四、九六〇円」に改め、別表第五の二の(三)のイの(イ)の表時間帯による使用の項中「二、五九〇円」を「二、六七〇円」に、「五、二二〇円」を「五、三八〇円」に、「五二、五一〇円」を「五四、一九〇円」に、「二六、二四〇円」を「二七、〇七〇円」に、「三、一五〇円」を「三、二五〇円」に、「六、三三〇円」を「六、五二〇円」に、「六三、四五〇円」を「六五、四八〇円」に、「三一、七〇〇円」を「三二、七一〇円」に、「一〇、四八〇円」を「一一、八一〇円」に、「一〇五、〇四〇円」を「一〇八、四〇〇円」に、「一〇、九二〇円」を「一一、二六〇円」に、「二二、八六〇円」を「二二、五五〇円」に、「二二八、八五〇円」を「二二五、八五〇円」に、「一〇九、四一〇円」を「一一二、九一〇円」に改め、同表時間帯によらない使用の項中「一、三九〇円」を「一、四三〇円」に、「二、七一〇円」を「二、七九〇円」に、「二七、三三〇円」を「二八、二〇〇円」に、「一三、六五〇円」を「一四、〇八〇円」に改め、別表第五の二の(三)のイの(ロ)の表時間帯による使用の項中「一、六二〇円」を「一、六七〇円」に、「一六、三八〇円」を「一六、九〇〇円」に、「八、一八〇円」を「八、四四〇円」に、「一、九五〇円」を「二、〇一〇円」に、「一九、六七〇円」を「二〇、二九〇円」に、「九、八二〇円」を「一〇、一三〇円」に、「三、二六〇円」を「三、三六〇円」に、「三一、八一〇円」を「三三、八五〇円」に、「六、八八〇円」を「七、一〇〇円」に、「六八、九二〇円」を「七一、一二〇円」に、「三四、四五〇円」を「三五、五五〇円」に改め、同表時間帯によらない使用の項中「八六〇円」を「八八〇円」に、「八、七三〇円」を「九、〇〇〇円」に、「四、三五〇円」を「四、四八〇円」に改め、別表第五の二の(三)のイの(ハ)の表時間帯による使用の項中「三、二六〇円」を「三、三六〇円」に、「三、九二〇円」を「四、〇四〇円」に、「六、五四〇円」を「六、七四〇円」に、「一三、六五〇円」を「一四、〇八〇円」に改め、同表時間帯によらない使用の項中「一、七三〇円」を「一、七八〇円」に改め、別表第五の二の(三)のイの(ニ)の表スカッシュコート等の項中「七六〇円」を「七八〇円」に改め、同表トレーニングジムの項中「四二〇円」を「四三〇円」に改め、別表第五の二の(三)のイの(ホ)の表照明設備の項中「三七、七三〇円」を「三八、九三〇円」に、「一八八、七五〇円」を「一九四、七九〇円」に改め、同表スコアボー

ドの項中「四、一三〇円」を「四、二六〇円」に改め、同表報道用放送室の項中「五、九〇〇円」を「六、〇八〇円」に改め、同表放送設備の項中「五、〇一〇円」を「五、一七〇円」に改め、同表室内練習場の項及びトレーニングルームの項中「一、六二〇円」を「一、六七〇円」に改め、同表大会関係者室の項中「六五〇円」を「六七〇円」に改め、同表発券所の項中「六四〇円」を「六六〇円」に改め、同表更衣室Aの項中「二、二〇〇円」を「二、二七〇円」に改め、同表会議室の項中「六五〇円」を「六七〇円」に改め、同表冷暖房設備（武道場）の項中「五二〇円」を「五四〇円」に改め、同表ビッチングマシンの項中「四二〇円」を「四三〇円」に改め、同表バッテリーケージの項中「二、一六〇円」を「二、二二〇円」に改め、同表防球ネットの項からストープの項までの規定中「三二〇円」を「三三〇円」に改め、同表プロテクターの項中「四四〇円」を「四六〇円」に改め、同表マスクの項及びレガースの項中「一五〇円」を「一六〇円」に改め、同表スカッシュラケット（ボール付き）の項中「四四〇円」を「四六〇円」に改め、同表ソフトボール用ベースの項中「七九〇円」を「八一〇円」に改め、別表第五の二の(三)のロの(イ)の表時間帯による使用の項中「一、八三〇円」を「一、八八〇円」に、「三、六八〇円」を「三、七九〇円」に、「三七、一八〇円」を「三八、三六〇円」に、「一八、五七〇円」を「一九、一六〇円」に、「二、二九〇円」を「二、三六〇円」に、「四、四五〇円」を「四、五九〇円」に、「四四、八五〇円」を「四六、二八〇円」に、「二二、四〇〇円」を「二三、一一〇円」に、「七、四二〇円」を「七、六四〇円」に、「七四、三九〇円」を「七六、七七〇円」に、「七、七五〇円」を「七、九九〇円」に、「一五、五一〇円」を「一六、〇〇〇円」に、「一五五、三七〇円」を「一六〇、三四〇円」に、「七七、六七〇円」を「八〇、一五〇円」に改め、同表時間帯によらない使用の項中「九六〇円」を「九九〇円」に、「一、九五〇円」を「二、〇一〇円」に、「一九、六七〇円」を「二〇、二九〇円」に、「九、八二〇円」を「一〇、一三〇円」に改め、別表第五の二の(三)のロの(ロ)の表照明設備の項中「七、五三〇円」を「七、七七〇円」に、「三七、七三〇円」を「三八、九三〇円」に改め、同表スコアボードの項及び放送設備の項中「六四〇円」を「六六〇円」に改め、同表大会関係者室の項中「六五〇円」を「六七〇円」に改め、同表更衣室の項中「七七〇円」を「七九〇円」に改め、別表第五の二の(三)のハの表時間帯による使用の項中「二〇〇円」を「二二〇円」に、「四二〇円」を「四三〇円」に、「四、三五〇円」を「四、四八〇円」に、「六四〇円」を「六六〇円」に、「六、五四〇円」を「六、七四〇円」に、「五二〇円」を「五四〇円」に、「一、〇六〇円」を「一、〇九〇円」に、「一〇、九二〇円」を「一一、二六〇円」に、「八六〇円」を「八八〇円」に、「八、七三〇円」を「九、〇〇〇円」に、「二、一六〇円」を「二、二二〇円」に、「二二、八六〇円」を「二二、五五〇円」に改め、同表時間帯によらない使用の項中「二〇〇円」を「二二〇円」に、「二、一六〇円」を「二、二二〇円」に改め、別表第五の二の(三)のニの表テニスコートの項中「七七〇円」を「七九〇円」に改め、同表照明設備の項中「四二〇円」を「四三〇円」に改め、別表第五の二の(三)のホの表時間帯による使用の項中「二、三九〇円」を「二、四六〇円」に、「四八、一二〇円」を「四九、六五〇円」に、「二四、〇四〇円」を「二四、八〇〇円」に、「二、九三〇円」を「三、〇二〇円」に、「五九、〇八〇円」を「六〇、九七〇円」に、「二九、五三〇円」を「三〇、四七〇円」に、「四、七九〇円」を「四、九四〇円」に、「九六、二七〇円」を「九九、三五〇円」に、「六、七

五〇円」を「六、九六〇円」に、「一三五、六七〇円」を「一四〇、〇一〇円」に、「六七、八三〇円」を「七〇、〇〇〇円」に改め、同表時間帯によらない使用の項中「一、二九〇円」を「一、三三〇円」に、「二六、二四〇円」を「二七、〇七〇円」に、「一三、一二〇円」を「一三、五三〇円」に改め、別表第五の二の(三)のへの表研修棟の項中「一、二九〇円」を「一、三三〇円」に、「六四〇円」を「六六〇円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第五条第一項又はこの条例による改正前の岡山県立都市公園条例第五条第一項若しくは第九条第二項の許可(後樂園に係るものに限る。)を受けている管理、行為又は利用に係る使用料の徴収については、なお従前の例による。ただし、当該許可に係る付款に使用料について特別の定めがある場合は、当該付款の定めるところによる。

岡山県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第七十九号

岡山県営住宅条例の一部を改正する条例

岡山県営住宅条例(平成九年岡山県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第二号イ(3)中「十五歳」を「十八歳」に改める。

附則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第八十号

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成十一年岡山県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の八十四の項中「笠岡市 和気町」を「和気町」に改める。

附則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。



岡山県立学校施設使用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第八十一号

岡山県立学校施設使用料徴収条例の一部を改正する条例

岡山県立学校施設使用料徴収条例（昭和二十六年岡山県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表の一の表運動場の項中「四、四四〇円」を「四、五八〇円」に、「六、七四〇円」を「六、九五〇円」に改め、同表球技コートの項中「一、〇五〇円」を「一、〇八〇円」に改め、同表講堂、体育館又は格技場の項中「六、七二〇円」を「六、九三〇円」に、「八、五七〇円」を「八、八四〇円」に、「三、一八〇円」を「三、二八〇円」に、「三、六四〇円」を「三、七五〇円」に改め、同表その他の室の項中「三二〇円」を「三三〇円」に改め、別表の二の表運動場の項中「一、二四〇円」を「一、二七〇円」に改め、同表球技コートの項中「三〇〇円」を「三一〇円」に改め、同表体育館の項中「二、九二〇円」を「三、〇一〇円」に、「二、四二〇円」を「二、四九〇円」に、「一〇、三八〇円」を「一〇、七二〇円」に、「二〇、七二〇円」を「二二、三七〇円」に改め、同表格技場の項中「八五〇円」を「八七〇円」に、「七〇〇円」を「七二〇円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。  
（経過措置）

2 この条例の施行の際現に学校教育以外の目的のための一時使用の許可を受けている岡山県立学校の施設及び設備の使用に係る使用料の徴収については、なお従前の例による。ただし、当該許可に係る付款に使用料について特別の定めがある場合は、当該付款の定めるところによる。

岡山県洪川青年の家条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第八十二号

岡山県洪川青年の家条例の一部を改正する条例

岡山県洪川青年の家条例（昭和三十八年岡山県条例第六号）の一部を次のように改正する。

別表の一の表施設の項中「四一〇円」を「四二〇円」に、「一九〇円」を「二〇〇円」に改め、別表の二の（一）の表第一研修室の項及び第二研修室の項中「一、一六〇円」を「一、一九〇円」に、「一、五四〇円」を「一、五八〇円」に、「三、一〇〇円」を「三、一九〇円」に、「四、六六〇円」を「四、八〇〇円」に改め、同表第三研修室の項中「四一〇円」を「四二〇円」に、「五四〇円」を「五五〇円」

に、「一、一〇〇円」を「一、一三〇円」に、「一、六五〇円」を「一、七〇〇円」に改め、同表一  
A研修室の項中「一八〇円」を「一九〇円」に、「二四〇円」を「二五〇円」に、「五〇〇円」を「五  
一〇円」に、「七六〇円」を「七八〇円」に改め、同表三―D研修室の項及び三―E研修室の項中「一、  
四八〇円」を「一、五二〇円」に、「一、九七〇円」を「二、〇三〇円」に、「三、九七〇円」を「四、  
〇九〇円」に、「五、九六〇円」を「六、一五〇円」に改め、同表ラウンジの項中「九五〇円」を「九  
八〇円」に、「一、二八〇円」を「一、三三〇円」に、「二、五七〇円」を「二、六五〇円」に、「三、  
八八〇円」を「四、〇〇〇円」に改め、同表体育館の項中「一五、二四〇円」を「一五、七二〇円」  
に、「二〇、三三〇円」を「二〇、九七〇円」に、「四〇、六八〇円」を「四一、九八〇円」に、「六一、  
〇三〇円」を「六一、九八〇円」に改め、別表の二の(二)の表第一研修室の項及び第二研修室の項中「二  
二〇円」を「二三〇円」に改める。

附則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

岡山県青少年教育センター閑谷学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第八十三号

岡山県青少年教育センター閑谷学校条例の一部を改正する条例

岡山県青少年教育センター閑谷学校条例（昭和四十年岡山県条例第二十六号）の一部を次のように  
改正する。

別表の一の(一)の表屋内施設（少年自然の家（屋外施設を併用する場合を含む。）の項中「四一〇円」  
を「四二〇円」に、「一九〇円」を「二〇〇円」に改め、別表の一の(二)のイの表第一研修室の項中「一、  
八〇〇円」を「一、八五〇円」に、「二、四一〇円」を「二、四八〇円」に、「四、八三〇円」を「四、  
九八〇円」に、「七、二五〇円」を「七、四八〇円」に改め、同表第二研修室の項から第四研修室の  
項までの規定中「九八〇円」を「一、〇一〇円」に、「一、三二〇円」を「一、三六〇円」に、「二、  
六六〇円」を「二、七四〇円」に、「四、〇一〇円」を「四、一三〇円」に改め、同表第五研修室の  
項中「八〇〇円」を「八二〇円」に、「一、〇五〇円」を「一、〇八〇円」に、「二、一三〇円」を「二、  
一九〇円」に、「三、二三〇円」を「三、三三〇円」に改め、同表会議室の項中「一、〇四〇円」を「一、  
〇七〇円」に、「一、四〇〇円」を「一、四四〇円」に、「二、八四〇円」を「二、九三〇円」に、「四、  
二六〇円」を「四、三九〇円」に改め、同表視聴覚室の項中「一、八〇〇円」を「一、八五〇円」に、  
「二、四一〇円」を「二、四八〇円」に、「四、八三〇円」を「四、九八〇円」に、「七、二五〇円」  
を「七、四八〇円」に改め、同表プレイホールの項中「六、四八〇円」を「六、六八〇円」に、「八、  
六四〇円」を「八、九一〇円」に、「一七、三〇〇円」を「一七、八五〇円」に、「二五、九六〇円」  
を「二六、七九〇円」に改め、別表の一の(二)のロの表第一研修室の項中「三三〇円」を「三四〇円」  
に改め、同表第二研修室の項から第四研修室の項までの規定中「一八〇円」を「一九〇円」に改め、



同表会議室の項中「一九〇円」を「二〇〇円」に改め、同表視聴覚室の項中「三三〇円」を「三四〇円」に改め、同表プレイホールの項中「一、二四〇円」を「一、二七〇円」に改め、別表の二の表個人の項中「三〇〇円」を「三一〇円」に改める。

附則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

岡山県立博物館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第八十四号

岡山県立博物館条例の一部を改正する条例

岡山県立博物館条例（昭和四十六年岡山県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

別表の一の表中「二五〇円」を「二六〇円」に、「二〇〇円」を「二一〇円」に、「一二〇円」を「一三〇円」に改める。

別表の二の表中「三、一一〇円」を「三、二〇〇円」に、「四、四二〇円」を「四、五六〇円」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 この表に掲げる時間帯の利用に併せて、正午から午後一時までの時間帯に利用する場合における当該時間帯に係る使用料は、午後一時から午後五時までの欄に掲げる額に四分の一を乗じて得た額（その額に十円未満の端数があるときは、その端数金額を十円に切り上げた額）とする。

附則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の第八条第一項の許可を受けている施設の利用に係る施設使用料の徴収については、なお従前の例による。ただし、当該許可に係る付款に施設使用料について特別の定めがある場合は、当該付款の定めるところによる。

岡山県生涯学習センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第八十五号

岡山県生涯学習センター条例の一部を改正する条例

岡山県生涯学習センター条例（平成八年岡山県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。別表の一の表中備考以外の部分を次のように改める。

一 施設

令和7年3月21日 岡山県公報 号外

区分	基準		標準		額		
	午前九時から正午まで	午後一時から午後五時まで	午後六時から午後九時まで	午前九時から午後五時まで	午後一時から午後九時まで	午前九時から午後九時まで	
視聴覚室	五、七六〇円	七、六九〇円	五、七六〇円	一五、二六〇円	一五、二六〇円	二二、九六〇円	
大研修室	五、三七〇円	七、一七〇円	五、三七〇円	一四、二八〇円	一四、二八〇円	二二、四二〇円	
中研修室	二、一七〇円	二、九二〇円	二、一七〇円	六、〇二〇円	六、〇二〇円	九、〇一〇円	
小研修室	一、二三〇円	一、六六〇円	一、二三〇円	三、四二〇円	三、四二〇円	五、一二〇円	
洋研修室	八五〇円	一、一五〇円	八五〇円	二、三四〇円	二、三四〇円	三、五一〇円	
和研修室	六一〇円	八二〇円	六一〇円	一、六六〇円	一、六六〇円	二、五三〇円	
ミーティング室一	六一〇円	八二〇円	六一〇円	一、六八〇円	一、六八〇円	二、五三〇円	
ミーティング室二	四七〇円	六二〇円	四七〇円	一、二六〇円	一、二六〇円	一、九五〇円	
ミーティング室三	六一〇円	八二〇円	六一〇円	一、六八〇円	一、六八〇円	二、五三〇円	
ミーティング室四	七五〇円	九九〇円	七五〇円	二、〇四〇円	二、〇四〇円	三、〇六〇円	
ミーティング室五	一、〇八〇円	一、四五〇円	一、〇八〇円	三、〇一〇円	三、〇一〇円	四、五〇〇円	
ミーティング室六	四四〇円	五九〇円	四四〇円	一、二〇〇円	一、二〇〇円	一、八五〇円	
美術教室	二、九八〇円	三、九八〇円	二、九八〇円	八、〇〇〇円	八、〇〇〇円	一一、九七〇円	
木工教室	九七〇円	一、三二〇円	九七〇円	二、六四〇円	二、六四〇円	三、九八〇円	
陶芸教室	八一〇円	一、〇六〇円	八一〇円	二、一八〇円	二、一八〇円	三、三三〇円	
書道教室	一、二四〇円	一、六五〇円	一、二四〇円	三、三五〇円	三、三五〇円	五、〇五〇円	
ボランティア室	七五〇円	九九〇円	七五〇円	二、〇四〇円	二、〇四〇円	三、〇六〇円	
スタジオ	二、一七〇円	二、九二〇円	二、一七〇円	六、〇二〇円	六、〇二〇円	九、〇一〇円	
試写室	一、四三〇円	一、九二〇円	一、四三〇円	三、八八〇円	三、八八〇円	五、八六〇円	
サイエンスドーム	投影装置を使用する場合	五三、六六〇円	七、五七〇円	五三、六六〇円	一四三、一六〇円	一四三、一六〇円	二二四、七七〇円
		九、二九〇円	一一、四一〇円	九、二九〇円	二四、八六〇円	二四、八六〇円	三七、二九〇円
科学体験・学習広場	六、〇五〇円	八、〇八〇円	六、〇五〇円	一六、二〇〇円	一六、二〇〇円	二四、三一〇円	
企画展示室	二、一九〇円	二、九六〇円	二、一九〇円	五、九三〇円	五、九三〇円	八、九〇〇円	
プロデュースセンター	一、七九〇円	二、四一〇円	一、七九〇円	四、八五〇円	四、八五〇円	七、二七〇円	

別表の二の表視聴覚室の項及び大研修室の項中「六六〇円」を「六八〇円」に、「五五〇円」を「五六〇円」に改め、同表中研修室の項中「二七〇円」を「二八〇円」に、「二二〇円」を「二三〇円」に改め、同項の次に次のように加える。

小研修室	一六〇円	一三〇円
------	------	------

別表の二の表美術教室の項中「四〇〇円」を「四一〇円」に、「三二〇円」を「三三〇円」に改め、同表書道教室の項中「一五〇円」を「一六〇円」に改め、同表パソコン教室の項を削り、同表スタジオ

オの項中「二七〇円」を「二八〇円」に、「二二〇円」を「二三〇円」に改め、同表試写室の項中「一五〇円」を「一六〇円」に改め、同表サイエンスドームの項中「一、二二〇円」を「一、二五〇円」に、「一、一五〇円」を「一、一八〇円」に改め、同表科学体験・学習広場の項中「四二〇円」を「四三〇円」に、「三二〇円」を「三三〇円」に改め、同表企画展示室の項中「一七〇円」を「一八〇円」に改め、別表の三の表放送設備の項中「三九〇円」を「四〇〇円」に改め、同表スポットライトの項中「二一〇円」を「二二〇円」に改め、同表資料提示装置の項中「一四〇円」を「一五〇円」に改め、同表液晶プロジェクトの項中「二三〇円」を「二四〇円」に改め、同表茶道具の項中「七二〇円」を「七四〇円」に改め、同表ピアノの項中「一、〇二〇円」を「一、〇五〇円」に改め、同表陶芸窯の項中「九三〇円」を「九五〇円」に改め、別表の四の表六十五歳未満の者の項中「五二〇円」を「五四〇円」に、「四二〇円」を「四三〇円」に改める。

附則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

岡山県教育関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第八十六号

岡山県教育関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岡山県教育関係手数料徴収条例（平成十二年岡山県条例第七十一号）の一部を次のように改正する。  
第二条第一号及び第二号中「三千八百円」を「三千九百円」に改め、同条第三号中「二千二百円」を「二千二百円」に改め、同条第四号中「二千二百円」を「二千三百円」に改める。

附則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

岡山県立図書館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第八十七号

岡山県立図書館条例の一部を改正する条例

岡山県立図書館条例（平成十六年岡山県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。  
別表の一の表多目的ホールの項中「八、一七〇円」を「八、四三〇円」に、「一〇、八六〇円」を「一、二〇〇円」に、「二二、七二〇円」を「三二、四一〇円」に、「三二、六九〇円」を「三三、七三〇円」に改め、同表サークル活動室の項中「五、五四〇円」を「五、七一〇円」に、「七、四〇〇円」を「七、六三〇円」に、「二四、七九〇円」を「二五、二六〇円」に、「三二、一五〇円」を「三二、八五〇円」に改め、同表メディア工房（撮影室）の項中「三、九一〇円」を「四、〇三〇円」に、「五、

二二〇円」を「五、三八〇円」に、「一〇、四六〇円」を「一〇、七九〇円」に、「一五、六六〇円」を「一六、一六〇円」に改め、同表メディア工房（編集加工室）の項中「七、〇一〇円」を「七、二三〇円」に、「九、三六〇円」を「九、六五〇円」に、「一八、七四〇円」を「一九、三三〇円」に、「二八、一二〇円」を「二九、〇一〇円」に改め、同表デジタル情報シアターの項中「五、三七〇円」を「五、五四〇円」に、「七、一八〇円」を「七、四〇〇円」に、「一四、三七〇円」を「一四、八二〇円」に、「二一、五〇〇円」を「二一、一八〇円」に改め、別表の三の表多目的ホールの項中「五二〇円」を「五三〇円」に改め、同表サークル活動室の項中「四二〇円」を「四三〇円」に改め、同表メディア工房（撮影室）の項及びメディア工房（編集加工室）の項中「二〇〇円」を「二一〇円」に改め、同表デジタル情報シアターの項中「三七〇円」を「三八〇円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の第六条第一項の許可を受けている施設の利用に係る使用料の徴収については、なお従前の例による。ただし、当該許可に係る付款に使用料について特別の定めがある場合は、当該付款の定めるところによる。

岡山県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十一日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県条例第八十八号

岡山県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岡山県警察関係手数料徴収条例（平成十二年岡山県条例第七十二号）の一部を次のように改正する。  
第二条第一項第三十五号中「六百五十円」を「六百六十円」に改め、同項第三十八号及び第三十九号を削り、同項第三十七号中「二千二百五十円」を「二千二百八十円」に改め、同号を同項第三十九号とし、同項第三十六号の二を第三十八号とし、同項第三十六号中「千三百五十円」を「千四百円」に改め、同号を同項第三十七号とし、同項第三十五号の四を第三十六号とし、同項第五十二号イ中「七百四十円」を「七百六十円」に改め、同号ロ及びハ中「四百七十円」を「四百八十円」に改め、同号ニ中「七百四十円」を「七百六十円」に改める。

第五条第一項第三号中「第二条第一項第三十七号」を「第二条第一項第三十九号」に改め、同項中第四号及び第五号を削り、第六号を第四号とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。  
（経過措置）

2 この条例の施行の日前に自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和三十七年法律第四百十五号）第四条第一項ただし書の規定により警察署長による通知が行われた場合であつて、この条例の施行の日以後に自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第三十五号）による改正前の自動車の保管場所の確保等に関する法律第六条第一項の規定により保管場所標章の交付を受けるときの保管場所標章の交付に係る手数料については、なお従前の例による。

岡山県子ども食堂応援基金条例をここに公布する。

令和七年三月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

### 岡山県条例第八十九号

#### 岡山県子ども食堂応援基金条例

##### （設置及び目的）

第一条 子どもの貧困対策に取り組む子ども食堂の運営を支援することにより、子どもの貧困の解消に寄与し、もって子どもの健やかな成長に資するため、岡山県子ども食堂応援基金（以下「基金」という。）を設置する。

##### （積立て）

第二条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額の合計額とする。

- 一 前条の目的のために寄附された寄附金の額
- 二 前号に掲げるもののほか、一般会計歳入歳出予算に定める額

##### （管理）

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

##### （運用益金の処理）

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより基金に積み立てるものとする。

##### （処分）

第五条 基金は、第一条の目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができ。

##### （繰替運用）

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

##### （その他）

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

令和7年3月21日 岡山県公報 号外

この条例は、公布の日から施行する。

◎ 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について  
刑法の一部改正により拘禁刑が創設されること等に伴い、規定の整備を行う等所要の改正を行うものである。

◎ 岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例について

令和六年十月七日付け職員の給与等に関する人事委員会の勧告等に鑑み、給料表及び扶養手当の月額を改定し、昇給の制度、地域手当の級地の区分及び支給割合、通勤手当の支給限度額及び支給対象、単身赴任手当の支給対象、管理職員特別勤務手当の支給対象並びに再任用職員の諸手当を改正するとともに、在宅勤務等手当を新設する等所要の改正を行うものである。

◎ 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、職員が請求した場合に任命権者が正規の勤務時間外に勤務をさせてはならない職員を、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員に改める等所要の改正を行うものである。

◎ 岡山県職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例について

国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正等に鑑み、職員の旅費について、国家公務員に準じた措置を講ずる等所要の改正を行うものである。

◎ 岡山県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について

国家公務員退職手当法等の一部改正に鑑み、雇用保険法の失業等給付の例により支給される退職手当について、国家公務員に準じた措置を講ずることとする等所要の改正を行うものである。

◎ 岡山県職員等定数条例の一部を改正する条例について

事務事業の改善合理化及び新しい行政課題への対応を図るとともに、児童生徒数の動向を勘案し、職員等の定数を改めるものである。

◎ 岡山県税条例の一部を改正する条例について

少子化対策、教育の推進、産業の振興及び安心で豊かさが実感できる地域の創造を図るための所要財源の一部に充てるため、法人県民税に係る法人税割の特例措置の適用期限を延長するものである。

◎ 岡山県ボランティア・NPO活動支援センター条例の一部を改正する条例について



岡山県ボランティア・NPO活動支援センターの円滑な管理運営を図るため、施設等の利用料金の基準額を適正な額に改めるものである。

- ◎ 岡山県土保全条例の一部を改正する条例について  
宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく宅地造成等工事規制区域が指定されること等に鑑み、岡山県土保全条例の適用除外の規定を改める等所要の改正を行うものである。

- ◎ 岡山県土保全条例の一部を改正する条例について  
開発行為の許可に係る事務の円滑な遂行を図るため、当該事務に係る手数料の額を適正な額に改めるものである。

- ◎ 岡山県岡山国際交流センター条例の一部を改正する条例について  
岡山県岡山国際交流センターの円滑な管理運営を図るため、施設等の利用料金の基準額を適正な額に改めるものである。

- ◎ 岡山県男女共同参画推進センター条例の一部を改正する条例について  
岡山県男女共同参画推進センターの円滑な管理運営を図るため、施設等の使用料の額を適正な額に改めるものである。

- ◎ 岡山県環境保健センター条例の一部を改正する条例について  
岡山県環境保健センターにおいて行う試験検査等の業務の円滑な遂行を図るため、手数料の限度額を適正な額に改めるものである。

- ◎ 墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例について  
宅地造成等規制法施行令等の一部改正に鑑み、墓地の造成工事の基準を改める等所要の改正を行うものである。

- ◎ 岡山県太陽光発電施設の安全な導入を促進する条例の一部を改正する条例について  
県民の安全で安心な生活の確保に配慮した太陽光発電の普及及び拡大に寄与するため、太陽光発電施設の設定等に関する事項について調査審議する岡山県太陽光発電事業技術審査会を置く等所要の改正を行うものである。

- ◎ 岡山県環境文化関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について  
温泉法に基づく土地の掘削の許可の申請に対する審査等に係る事務の円滑な遂行を図るため、当該事務に係る手数料の額を適正な額に改めるものである。

- ◎ 岡山県立美術館条例の一部を改正する条例について  
岡山県立美術館の円滑な管理運営を図るため、常設展示に係る六十五歳未満の者の観覧料等の額を適正な額に改めるものである。
- ◎ 岡山県おかやま旧日銀ホール条例の一部を改正する条例について  
岡山県おかやま旧日銀ホールの円滑な管理運営を図るため、施設の利用料金の基準額を適正な額に改めるものである。
- ◎ 岡山県天神山文化プラザ条例の一部を改正する条例について  
岡山県天神山文化プラザの円滑な管理運営を図るため、展示室等の利用料金の基準額を適正な額に改める等所要の改正を行うものである。
- ◎ 岡山武道館条例の一部を改正する条例について  
岡山武道館の円滑な管理運営を図るため、主道場等の利用料金の基準額を適正な額に改めるものである。
- ◎ 岡山県津山体育館条例の一部を改正する条例について  
岡山県津山総合体育館及び岡山県津山東体育館の円滑な管理運営を図るため、体育館等の利用料金の基準額を適正な額に改めるものである。
- ◎ 岡山県美作ラグビー・サッカー場条例の一部を改正する条例について  
岡山県美作ラグビー・サッカー場の円滑な管理運営を図るため、主競技場等の利用料金の基準額を適正な額に改めるものである。
- ◎ 岡山県備前テニスセンター条例の一部を改正する条例について  
岡山県備前テニスセンターの円滑な管理運営を図るため、テニスコート等の利用料金の基準額を適正な額に改めるものである。
- ◎ 岡山県津山陸上競技場条例の一部を改正する条例について  
岡山県津山陸上競技場の円滑な管理運営を図るため、主競技場等の利用料金の基準額を適正な額に改めるものである。
- ◎ 岡山県笠岡陸上競技場条例の一部を改正する条例について  
岡山県笠岡陸上競技場の円滑な管理運営を図るため、主競技場の利用料金の基準額を適正な額に改めるものである。

- ◎ 岡山県保健医療関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について  
食品衛生法に基づく食品衛生管理者の養成施設の登録の申請に対する審査等に係る事務の円滑な遂行を図るため、当該事務に係る手数料の額を適正な額に改めるものである。
- ◎ 岡山県精神保健福祉センター条例の一部を改正する条例について  
岡山県精神保健福祉センターにおける診断書等の交付事務の円滑な遂行を図るため、当該事務に係る手数料の額を適正な額に改める等所要の改正を行うものである。
- ◎ 岡山県健康づくりセンター条例の一部を改正する条例について  
岡山県健康づくりセンターの円滑な管理運営を図るため、検査等の利用料金の基準額を適正な額に改めるものである。
- ◎ 公衆浴場法施行条例及び旅館業法施行条例の一部を改正する条例について  
公衆浴場及び旅館業の営業の施設における一層の衛生の維持及び確保を図るため、これらの入浴設備の浴槽水の水質の基準を改めるものである。
- ◎ 岡山県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例について  
犬又は猫の引取りに係る事務の円滑な遂行を図るため、当該事務に係る手数料の額を定めるものである。
- ◎ 岡山県ふぐ処理等規制条例の一部を改正する条例について  
ふぐ処理師の免許等に係る事務の円滑な遂行を図るため、当該事務に係る手数料の額を適正な額に改めるものである。
- ◎ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例について  
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、認定こども園の施設設備の基準を改めるものである。
- ◎ 児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について  
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、児童福祉施設の職員等の基準を改めるものである。

◎ 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例について

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、指定児童発達支援事業所の従業者の員数の基準を改めるものである。

◎ 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例について

児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、指定福祉型障害児入所施設の従業者の員数の基準を改めるものである。

◎ 生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について  
救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、救護施設及び更生施設の職員の配置の基準を改めるものである。

◎ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、指定生活介護事業者が提供する食事の基準を改めるものである。

◎ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、指定障害者支援施設の食事の基準を改めるものである。

◎ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、生活介護事業者が提供する食事の基準を改めるものである。

◎ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及

び運営に関する基準の一部改正に鑑み、障害者支援施設の食事の基準を改めるものである。

- ◎ 社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、軽費老人ホームの職員配置の基準を改めるものである。

- ◎ 老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、養護老人ホームの職員の配置の基準を改めるものである。

- ◎ 老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、特別養護老人ホームの職員の配置の基準を改めるものである。

- ◎ 介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例について

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、指定短期入所生活介護事業所等の従業者の員数の基準を改めるものである。

- ◎ 介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例について

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、指定介護老人福祉施設に併設される事業所の従業者の員数の基準を改めるものである。

- ◎ 介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等を定める条例の一部を改正する条例について

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に鑑み、指定介護予防短期入所生活介護事業所等の従業者の員数の基準を改めるものである。

- ◎ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認

定こども園の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について  
幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、幼保連携型認定こども園の職員の配置の基準の特例を改めたものである。

◎ 岡山県子ども・福祉関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について  
介護保険法に基づく介護支援専門員実務研修受講試験の実施等に係る事務の円滑な遂行を図るため、当該事務に係る手数料の額を適正な額に改めるものである。

◎ 岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館条例の一部を改正する条例について  
岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館の円滑な管理運営を図るため、会議室等の利用料金の基準額を適正な額に改めるものである。

◎ 社会福祉法に基づく女性自立支援施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について  
女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、女性自立支援施設の職員配置の基準を改めるものである。

◎ 児童福祉法に基づく一時保護施設の設備及び運営の基準を定める条例について  
児童福祉法の一部改正に伴い、一時保護施設の設備及び運営の基準を定めるものである。

◎ 岡山県総合展示場コンベックス岡山条例の一部を改正する条例について  
岡山県総合展示場コンベックス岡山の円滑な管理運営を図るため、展示場等の利用料金の基準額を適正な額に改めるものである。

◎ 岡山県工業振興特別基金条例を廃止する条例について  
国が県に交付する電力移出県等交付金の見直しに鑑み、岡山県工業振興特別基金を廃止したものである。

◎ 岡山県工業技術センター手数料等徴収条例の一部を改正する条例について  
岡山県工業技術センターにおいて行う試験等に係る事務の円滑な遂行を図るため、試料調整に係る前処理手数料の限度額を適正な額に改めるものである。

◎ 岡山県岡山セラミックスセンター条例の一部を改正する条例について  
岡山県岡山セラミックスセンターの円滑な管理運営を図るため、施設等の利用料金の基準額を適正な額に改める等所要の改正を行うものである。



- ◎ 岡山県テクノサポート岡山条例の一部を改正する条例について  
岡山県テクノサポート岡山の円滑な管理運営を図るため、施設等の利用料金の基準額を適正な額に改めるものである。
- ◎ 岡山県計量法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について  
計量法に基づく特定計量器の検定等に係る事務の円滑な遂行を図るため、当該事務に係る手数料の額を適正な額に改めるものである。
- ◎ 岡山県岡山リサーチパークインキュベーションセンター条例の一部を改正する条例について  
岡山県岡山リサーチパークインキュベーションセンターの円滑な管理運営を図るため、施設の利用料金の基準額を適正な額に改めるものである。
- ◎ 岡山県立職業能力開発校条例の一部を改正する条例について  
職業能力開発校の円滑な管理運営を図るため、短期課程の受講料の額を改めるものである。
- ◎ 岡山県農林水産総合センター条例の一部を改正する条例について  
岡山県農林水産総合センターの円滑な管理運営を図るため、施設の使用料の額等を適正な額に改めるものである。
- ◎ 岡山県立青少年農林文化センター三徳園条例の一部を改正する条例について  
岡山県立青少年農林文化センター三徳園の円滑な管理運営を図るため、矢野講堂の利用料金の基準額を適正な額に改めるものである。
- ◎ 岡山県農林水産関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について  
家畜改良増殖法に基づく種畜証明書の書換交付等に係る事務の円滑な遂行を図るため、当該事務に係る手数料の額を適正な額に改める等所要の改正を行うものである。
- ◎ 岡山県営と畜場条例の一部を改正する条例について  
岡山県営と畜場の円滑な管理運営を図るため、施設の使用料の額を適正な額に改めるものである。
- ◎ 岡山県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例について  
家畜の衛生検査に関する業務の円滑な遂行を図るため、当該業務に係る手数料の限度額等を適正な額に改めるものである。
- ◎ 岡山県営食肉地方卸売市場条例の一部を改正する条例について



岡山県営食肉地方卸売市場の円滑な管理運営を図るため、加工施設使用料の額を適正な額に改めるものである。

- ◎ 岡山県畜産関係講習手数料徴収条例の一部を改正する条例について  
家畜改良増殖法に基づく講習会の実施に係る事務の円滑な遂行を図るため、家畜人工授精等講習手数料の額を適正な額に改めるものである。

- ◎ 岡山県児島湖面における船舶の放置等の防止に関する条例について  
児島湖面における船舶の放置等を防止することにより、土地改良法により県が管理を委託された児島湾締切堤防その他の児島湖に関連する土地改良施設の管理を適正かつ確実に実施するものである。

- ◎ 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例について  
農業振興地域の整備に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備を行うものである。

- ◎ 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例について  
農地中間管理事業の推進に関する法律の一部改正に鑑み、知事の権限に属する事務のうち、農用地利用集積等促進計画の認可等に関する事務を岡山市、総社市、高梁市及び美作市が処理することとする等所要の改正を行うものである。

- ◎ 岡山県漁港管理条例の一部を改正する条例について  
県漁港施設の円滑な管理運営を図るため、小型船舶係留施設の使用料の額を適正な額に改めるものである。

- ◎ 岡山県漁港管理条例の一部を改正する条例について  
秩序ある水域利用の実現を図るため、漁港区域における船舶係留に係る占用料の額を定めるものである。

- ◎ 岡山県普通海域管理条例の一部を改正する条例について  
普通海域の保全及び適正な利用を図るため、普通海域において、みだりに、船舶を捨て、又は放置する行為を規制し、及び当該行為に対し罰則を設ける等所要の改正を行うものである。

- ◎ 岡山県土木関係手数料徴収条例等の一部を改正する条例について  
建築基準法に基づく建築物に関する確認の申請又は計画の通知に対する審査等に係る事務の円滑な遂行を図るため、当該事務に係る手数料の額を適正な額に改める等所要の改正を行うものである。

- ◎ 岡山県港湾施設管理及び利用条例の一部を改正する条例について  
県の管理する港湾施設の円滑な管理運営を図るため、港湾施設使用料の額を改める等所要の改正を行うものである。
- ◎ 岡山県牛窓ヨットハーバー条例の一部を改正する条例について  
岡山県牛窓ヨットハーバーの円滑な管理運営を図るため、施設等の利用料金の基準額を適正な額に改めるものである。
- ◎ 岡山県港湾区域占用料等徴収条例の一部を改正する条例について  
秩序ある水域利用の実現を図るため、港湾区域における船舶係留に係る占用料の額を定めるものである。
- ◎ 岡山県屋外広告物条例の一部を改正する条例について  
屋外広告物の表示の許可等に係る事務の円滑な遂行を図るため、当該事務に係る手数料の額を適正な額に改める等所要の改正を行うものである。
- ◎ 岡山県立都市公園条例の一部を改正する条例について  
県立都市公園の円滑な管理運営を図るため、後楽園の施設使用料の額等を適正な額に改めるものである。
- ◎ 岡山県営住宅条例の一部を改正する条例について  
子育て世帯に対する住宅支援の強化を図るため、収入が二十一万四千円を超えない者に係る県営住宅の入居者資格の条件のうち、同居者に十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者がある場合を、同居者に十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者があ  
る場合に改めるものである。
- ◎ 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例について  
県営住宅笠岡団地を笠岡市に譲渡することに伴い、知事の権限に属する岡山県営住宅条例に基づく事務を処理することとしている市町村から同市を除くものである。
- ◎ 岡山県立学校施設使用料徴収条例の一部を改正する条例について  
岡山県立学校の円滑な管理運営を図るため、施設の使用料の額等を適正な額に改めるものである。
- ◎ 岡山県洪川青年の家条例の一部を改正する条例について  
岡山県洪川青年の家の円滑な管理運営を図るため、施設等の利用料金の基準額を適正な額に改め

るものである。

◎ 岡山県青少年教育センター閑谷学校条例の一部を改正する条例について

岡山県青少年教育センター閑谷学校の円滑な管理運営を図るため、施設等の利用料金の基準額を適正な額に改めるものである。

◎ 岡山県立博物館条例の一部を改正する条例について

岡山県立博物館の円滑な管理運営を図るため、入館料の額等を適正な額に改める等所要の改正を行うものである。

◎ 岡山県生涯学習センター条例の一部を改正する条例について

岡山県生涯学習センターの円滑な管理運営を図るため、小研修室の利用料金の基準額を定める等所要の改正を行うものである。

◎ 岡山県教育関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について

教育職員免許法に基づく教育職員の普通免許状の授与等に係る事務の円滑な遂行を図るため、当該事務に係る手数料の額を適正な額に改めるものである。

◎ 岡山県立図書館条例の一部を改正する条例について

岡山県立図書館の円滑な管理運営を図るため、施設等の使用料の額を適正な額に改めるものである。

◎ 岡山県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について

自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部改正により保管場所標章が廃止されることに伴い、保管場所標章の交付に係る手数料を廃止する等所要の改正を行うものである。

◎ 岡山県子ども食堂応援基金条例について

子どもの貧困対策に取り組む子ども食堂の運営を支援することにより、子どもの貧困の解消に寄与し、もって子どもの健やかな成長に資するため、岡山県子ども食堂応援基金を設置したものである。